

昭和三十四年九月



諸外国における家内労働法制 (一)

— 附 各国の家内労働法制の比較一覧表 —

労働省婦人少年局

2-3
no. 19



は し が き

の小冊子は、現在、入手できる資料に基いて諸外国における家内労働法制を集めたものである。

諸外国において家内労働問題が社会問題としてとりあげられたのは十九世紀中葉のころからであつて十九世紀末から二十世紀の初めにかけて家内労働立法がなされ、その嚆矢をなすものは一九〇九年の「英國賃金局法」であり、これにつづいて一九一一年の「ドイツ家内労働法」、一九一五年の「被服業等家内労働最低賃金法」などがあり、次に第二次世界大戦後においても西ドイツ、オーストラリア、スイス、ベルギー、パナマ等の諸外国において続々と家内労働法が制定され、現在四十数カ国においてその制定をみている。

わが国における家内労働問題も戦前から一部識者によつて問題とされてはいたが、公式にとりあげられたのは、労働基準法の制定に關連して昭和二十一年労働法制審議会において家内労働者に労働基準法を適用するか否かをめぐつて論議が行なわれたが、結局同法は家内労働者に適用されず、こんにちに及んだのである。この間労働省婦人少年局としては、現在まで三期に分ち、家内労働に關する業種別調査、内取世帯に關する調査等を行い、その実態把握につとめ、昭和三十年十月内取に關する綜合行政機関として内取公共取業輔導所の設立もみて内取提供事業所の調査等を行つてきたのであるが、最近内取従業者の中にベンゼン中毒等取業病り患者が発見され、家内労働者の保護と援助の必要性が痛感されている。

この意味で諸外国の家内労働法制の比較検討を行ふことは極めて重要なことと思われるので、婦人少年局において既存の資料を集約、又一部に单独法で家内労働を規制しているもの、又二部に一般労働法典の中に家内労働が規制されているもの及び又三部に最低賃金法が家内労働に適用されているものの三

つに類型分類し各国の家内労働法制の關係条文を掲げるとともに、その主要条項目についての比較を一覽表として附加し刊行することとしたものである。

なお、この資料を集約するに際して用いた参考文献の主なものは次のとおりである。

1. 「各国における婦人年少者労働保護規定集」(昭二六労働省婦人少年局 国立国会図書館調査立法
考查査局共編)

2. 「外国労働法令全書」(昭三一労働省統計調査部篇)

3. 「各国における最低賃金制」(昭三三労働省統計調査部篇)

4. 「家内労働と欧米社会立法」(昭二五日本学術振興会中小産業委員会編)

昭和三十四年九月

労働省婦人少年局

目次

はしがき

第一部 単独法で家内労働を規制しているもの

1	西ドイツ	家内労働法（一九五一・三・一四）	一
2	オランダ	家内労働法（一九三三・一・一七）	一五
3	スイス	家内労働法（一九四〇・二・一二）	二五
		家内労働に關する連邦法施行規則（一九四一・二・一六）	三三
4	オーストリア	家内労働法（一九五四・三・一〇）	四一
5	ベルギー	家内労働法（一九五二・四・五）	七三
6	ノルウェー	家内労働法（一九一八・二・一五）	七九

第二部 一般労働法典中に家内労働を規制しているもの

1	フランス	労働法典（一巻）三篇家内労働者の賃金（一九四三・六・二八）	八五
2	イギリス	工場法（一九三七・七・三〇）（八篇家内工業）	九二
3	スウェーデン	労働法典（一九三四・五・一）（三章最低賃金）	九四
4	コロンビア	労働法典（一九五〇・八・五）	一〇四
5	ガテマラ	労働法典（一九四七・二・八）	一〇七
6	パナマ	労働法典（一九四七・一一・一一）	一〇九

ア ポリビヤ

労働法典 (一九三九・五・二六)

一一〇

第三部 最低賃金に関する法律が家内労働に適用されているもの

ノ イギリス

賃金審議会法 (一九四七・三・二八)

一四三

ズ アメリカ

公正労働基準局 (一九三八・六・二五)

一四三

カリフォルニア州法 (一九三九法律八〇九号) 第十部工業的家内労働

一六七

シ ニュージーランド

最低賃金表 (一九四五・一・二・七)

一七四

(附) 各国の家内労働法制の比較一覧表

一七七

第一部

単独法で家内労働を規制しているもの

1. 西ドイツ家内労働法

一九五一年三月一四日（連邦法律官報第一部一九一頁）

Heimarbeitsgesetz vom 14. März 1951

第一章 総則

第一条（適用範囲）（一） 左の者を家内労働従業者とする。

二 家内労働者（*Heimarbeiter*）（ヤニ条ヤ一項）

（*Hausgewerbetreibende*）（ヤニ条ヤ二項）

(2) 左の者が保護を要するときは、前項の者と同格とすることができる。

一 通常単独又はその家族と共に、自己の住居又は自己の選定した作業場に於て他人の委託により賃金を得て、一定の作業工程を継続的に行う者で、その行為が工業的と見られないか又は委託者が工業経営者（*Gewerbetreibende*）若しくは仲介人（*Zwischenmeister*）でない者

二 二人を超える外来補助者（*fremde Hilfskräfte*）と共に労働する家内工業経営者

三 その経済的従属性により、家内工業経営者と類似の地位にあり、賃金を得て労働するその他の工業経営者

四 仲介人（ヤニ条ヤ三項）

(3) 異つた定めのある場合をのぞき、同格者に対して、報酬保護及び報酬規制に關する規定を適用する（ヤニ章、ヤニ六章、ヤニ七章、ヤニ八章）。同格者に対する本法の適用を、個々の規定に制限し又はその他の規定を拡張適用することができる。特定の人的集団、取業部門又は取種に対して一般的に又は地

域を限って同格者を指定し、若しくは、特定の個人を同格者とするこゝでさる。

- (4) 同格の指定は、関係者の意見をきき、権限ある家内労働委員会（*Home Labor Council*）の取消し得る決定により行われる。この決定には委員長が署名し、管轄労働官庁の同意を得てその定める域内に原文を公示しなければならない。異った定めのある場合を除き、決定は公示の日から効力を生ずる。同格の指定が特定の個人のみに關するときは公示を省略することができさる。但しこの場合には同格指定の中にその効力発生の時期を確定しなければならない。

- (5) 当該取業部門又は取種に対する家内労働委員会が存しないときは、管轄労働官庁が関係者の意見をきいて同格の指定に關し決定する。この決定に権限ある労働組合及び使用者団体が共同で参加したときは、公示は両者が共同で行う。この場合公示及び効力発生に關する前項の規定を準用する。

- 第二系（概念）の 本法に於て家内労働者とは、自己の選定した作業場へ自己の住居又は自己の選定した経営場所（に於て、單獨又はその家族（や五項）と共に工業経営者又は仲介人の委託により工業に従事する者をいう。但し、製品の換価は直接又は間接に委託者たる工業従業者に任せられる。自ら原料又は補助材料を調達してもこれによつて家内労働者たることを妨げられない。

- (2) 本法に於て家内工業経営者とは、自己の作業場（自己の住居又は経営場所）に於て二人以下の外来補助者と共に、工業経営者又は仲介人の委託により、商品を製造、加工又は包装する者をいう。但し、製品の換価は直接又は間接に委託者たる工業経営者に任せられる。自ら原料又は補助材料を調達し又は一時的に販路を求めてもこれによつて家内工業経営者たることを妨げられない。

- (3) 本法に於て仲介人とは、被用者を有せず、工業経営者から委託された作業を、家内労働者又は家内工業経営者に受渡す者をいう。

- (4) 営利を目的とせず商品の製造、加工、包装に従事する個人、団体、公私法人が委託者であるときも

家内労働者 家内工業経営者及び仲介人たる資格が与えられる。

(5) 左の者が家族団体の構成員であるときは、本法に於ける家族とする。

一 家内労働従業者（ヤ一系ヤ一項ヤ一号）又はヤ一系ヤ二項ヤ一号による同格者若しくはその配偶者
三 親等内の親族又は姻族関係にある者若しくはそれらの者の養子

二 家族労働従業者又はヤ一系ヤ二項ヤ一号による同格者又はそれらの配偶者の被後見人、被保護人及び被扶助者

三 家内労働従業者又はヤ一系ヤ二項ヤ一号による同格者又はそれらの配偶者若しくはそれらの卑属の非嫡出子

(6) 本法に於て外来補助者とは、家内工業経営者又はヤ一系ヤ二項ヤ二号及びヤ三号による同格者の被用者として、その作業場に雇用されるものをいう。

第二章 管轄労働官庁、家内労働委員会

第三条（管轄官庁）(1) 本法に於て管轄労働官庁とは、州最高労働官庁をいう。範囲・効果・意義に關し、数州の管轄領域を包含する事項については、数州の最高労働官庁が、連邦労働大臣の同意を得て詳細な協定に依り合同の管轄権を行使する。前項の協定が存しないとき又は範圍・効果・意義に依り連邦全域に關する事項については、連邦労働大臣が管轄権を有する。

(2) 各州最高労働官庁及びその定める機関は、本法の施行について監督の責任を有する。本法施行の監督を委任された機関の権限に対しては、家内労働従業者の作業場について、營業法ヤ一三九条の規定を準用する。

第四条（家内労働委員会）(1) 管轄労働官庁は、ヤ一系、ヤ九系乃至ヤ一一条、ヤ一八条の事務を行

うたへに、相当の規模で家内労働が行われておる取業部門及び取種に対して、家内労働委員会を設置する。取業部門の内部の異つた事情により個々の領域に属する特殊の規制を必要とするときは、この左のに、~~それ~~特別の家内労働委員会を設置することができる。

- (2) 家内労働委員会は、関係委託者及び従業者の委員各三名、管轄労働官庁の指定する委員長一名で構成する。家内労働委員には更に学識経験者を加えることができるが、これらの委員は決議権は持たない。

- (3) 家内労働委員会の議決は単純多数決による。議決の場合、委員長は最初に投票してはならない。単純多数決が成立しないときは、更に協議の上委員長が決議権を行使する。

第五条 (委員) (1) 委員は、管轄労働官庁が権限ある労働組合及び委託者団体の提案にもとづき、従業者(ハオ一條オ一項及びオ二項)の事情を考慮して適當な者を任命し、任期を三年とする。提案する団体が存しないか又は提案がなされないとときは上級団体の提案による。上級団体の提案がなされないとときは、関係者中の適當な者の意見をきいて任命する。

- (2) 委員としての条件、委託者委員及び従業者委員の特質、委員の就任拒否及び従業者委員の保護についてはオ三項の例外を除き労働裁判所の陪審員に対する規定を準用する。

- (3) 委員が任用の資格を欠くことが任命後に判明した場合又は任命後資格を喪失した場合若しくは委員がその取務に重大な過怠をなした場合、管轄労働官庁はその委員を免取させることができる。就任拒否の理由があるか否かについては、管轄労働官庁が決定する。

- (4) 委員の取は名誉取とする。委員はその活動のために生じた費用については、相当の補償を受ける。歳費については労働裁判所の陪審員の規定を準用する。補償及び歳費は個々の場合につき家内労働委員会、会の委員長が決定する。

第六条 ハ名蒔の作成（家内労働を委託する者又はそれを受渡する者は、家内労働に使用する者又は家内労働の受渡（*Wetongabe*）に使用する者を名蒔に明示しなければならない。名蒔は作業場所の見易い所に掲示し、半年毎にその写 三通を州最高労働官庁又はその定める機関に提出しなければならない。州最高労働官庁又はその定める機関は権限ある労働組合又は委託者団体に名蒔の写しを各々一通宛交付する。

第七条 （オ一回の家内労働委託の場合の届出）初めて家内労働のために人を使用しようとする者はこの旨を州最高労働官庁又はその定める機関に届出なければならない。届出には二通の写を添附しなければならない。この場合オ六条オ三項を準用する。

第八条 （報酬明細書）（イ）家内労働を委託する者又はそれを引受ける者は、仕事の授受の場合に、報酬明細書及びその他の契約条件に關する証明を明示しなければならない。見本帳を使用するときはそれを報酬明細書に附加しなければならない。家内労働を住居又は経営場所の従業者に委託するときは委託者は報酬明細書が閲覧できるようにしなければならない。

（ロ）報酬明細書にはすべての個々の作業に対する報酬を記載しなければならない。共同で調達する原料及び補助材料の価格は特に明示しなければならない。

（ハ）オ七条乃至オ一乙条による報酬規制が存するときはこれを掲示しなければならない。この場合、当該従業者に關係ある部分のみを掲示して閲覧の便を図るようしなければならない。

（ニ）オ一項乃至オ三項の規定は、別個の作業として最初に仕上ぐべき新しい見本に対しては適用しない。

第九条

(イ) 家内労働を引渡し又は引渡す者は、家内労働を引渡ける者に、各従業員へオ一
条オ一項及びオニ項) に対する報酬帳と自己の費用で交付しなければならない。従業員が所持する報
酬帳には、作業の引渡及び引受の場合その種類、範囲、報酬、引渡及び納品の日を記入しなければな
らない。この規定は別個の作業として最初に仕上ぐべき新らしい見本に対しては適用しない。

(2) 州最高労働官庁又はその指定する機関が家内労働委員会の意見をきいて許可した時は、報酬帳の代
りに、定期的に果めるのに便利な仮綴の報酬伝票又は作業伝票を交付することができる。

(3) 家内労働従業者は報酬証明書を規則正しく保管しなければならない。家内労働従業者は報酬証明書
を、州最高労働官庁の定める機関に提出しなければならない。報酬証明書を、所持する委託者とこれ
に準ずる。

第四章 労働時間の保護

第一〇条 (遅滞に対する保護) 家内労働を引渡し又は引受ける者は、引渡又は引受の場合、不必要な
時間の遅滞を避けるよう努めなければならない。州最高労働官庁又はその定める機関はこの場合の不
必要な時間の遅滞を避けるため、家内労働委員会と協同して必要な規程を命令することが出来る。個
々の委託者にこの命令を適用する場合は、家内労働委員会は、これに同意しないことができる。

第一一条 (家内労働の分配) (イ) 多数の家内労働従業者に作業を引渡す者は家内労働従業者及び協働
者の作業能力を考慮して、同程度の作業量を分配しなければならない。

(2) 家内労働委員会は不均等な家内労働の分配に依つて生ずる弊害を除去するため、家内労働の個々の
従業員又は職種に対して、報酬証明書に規定された時間に引渡すべき作業量を決定することが出来る。
作業量は、それが完全な労働力によつて、補助者なく類似の経営労働者の通常の労働時間内に達

行され得るよう測定しなければならない。年少家内労働者に対する作業量は、それを類似の年少経営労働者が通常の労働時間内に遂行し得るよう決定しなければならない。作業量の決定は、関係者の意見をきき取消することが出来る。作業量の決定は、委員長が署名し、管轄労働官庁の承認を得てその指定する機関に原文を公告しなければならない。作業量の決定は異つた決定の存しない限り、公告の日から効力を有する。

(3) 前項による規定が家内労働の個々の取業部門又は取種に該当するときは、その家内労働従業者により多量の作業を引渡してはならない。補助者へ家族又は外来補助者と協力するときは、より多量の引渡が出来る。この補助者に対してはオ九条と別の報酬証明書を交付しなければならない。

(4) 郡労働局の通告により適当な未就業の家内労働者及び家内工業経営者が存しないか若しくは不充分であるか又は家内労働従業者の特別な人的関係が存する等の重大な理由のあるときは、家内労働委員会の委員長は、委託者に対して報酬証明書に定められた作業量を超えた引渡を許可することが出来る。但しその許可期限は六ヶ月を超えてはならない。

第五章 災害保護

第一二条 (災害保護の原則) (1) 家内労働従業者の労働場所は整備され安全が保たれなくてはならない。家内労働は、作業の性質の許す限り、従業者及びその協力者の生命、健康、風紀又はオ一四条にいう公衆衛生に害を及ぼさないよう行われなければならない。

(2) 家内工業経営者又は同格者が外来補助者を雇用するときは、経営保護に関する他の法規を適用し、その被用者に対する使用者の責任が生ずる。

第一三条 (労働保護) (1) 連邦政府は、連邦参議院の承認を得て、個々の取業部門又は取種に対して

就業又は労働場所に関し家内労働従業者及びその委託者による労働保護実施のための法規命令を発することができ、

(2) 営業監督官署は、個々の労働場場に対して労働保護実施のための指令を出すことができる。

(3) 営業監督官署の指令に対しては、二週間以内に上級官庁に異議を申立てることができる。

(4) 連邦政府は、連邦参議院の承認を得て、法規命令により、従業者の生命、健康、風紀に対して重大な危険を伴う家内労働を禁止することができる。

第一四条 (公衆衛生保護) (1) 連邦政府は、連邦参議院の承認を得て、個々の取業部門又は特定の取種に対して、就業又は労働場所に関し公衆に危険を及ぼし伝染性ある疾病及び薬品・毒物・麻酔剤・食料品・嗜好品その他の必需品の売買の際に生ずる危険に対す公共の安全を図るために法規命令を発することができる。

(2) 警察官署は、営業監督官署及び保健官署の了解を得て前項の公衆衛生保護の実施のための特に食料品・嗜好品の製造・加工・包装の際に生ずる公衆衛生に対する危険を防止するための指令を出すことができる。

(3) 警察官署の指令に対しては、二週間以内に上級官庁に異議の申立をすることができる。

第一五条 (届出義務) 災害保護のための特別規定の適用をうける家内労働を引渡す者は、営業監督官署及び警察署に対してその家内労働従業者の氏名及び労働場所を届出なければならない。

第一六条 (実行義務) 災害保護の実施のために、場所又は経営施設に関して必要な基準は、その場所又は経営施設を維持する者が実施しなければならない。

第一七条 (労働協約 報酬規則) (1) 労働組合と委託者又はその団体とが締結した家内労働従業者と

その委託者の契約関係の内容・締結・終了に関する書面による協定は、労働協約と看做す。

(2) この法律に於ける報酬規制は、労働協約、拘束力ある決定(オ一九条)及び引続き有効な賃率規則とする。

第一八条 (報酬規制の領域に関する家内労働委員会の任務) 家内労働委員会は左の任務を有する。

一 労働協約の成立に影響を及ぼすこと。

二 オ一七条オ一項の両当事者間の団体争議を回避又は終了せしむるため、一方の当事者の申請に基づき労働協約の締結に対する調停案を提出すること。書面に作成された調停案が家内労働委員会に対する両当事者の宣言によつて受理されれば労働協約の効力を生ずる。

三 オ一九条の基準による報酬その他の契約条件に対する拘束力ある決定をなすこと。

第一九条 (拘束力ある決定) (1) 家内労働が相当策用に行われ、それに対して充分な報酬が支払われていないとき、家内労働委員会は、労働組合又は委託者団体が家内労働委員会の管轄内にないか又は関係者の少数のみが含まれてゐるときは、関係者の意見をきいて、関係者全員に対して拘束力をもつ報酬その他の労働条件を決定することができる。

(2) 拘束力ある決定は管轄労働官庁の同意を得て原文を管轄労働官庁の指定する機関に公告しなければならない。その人的範囲はオ一条を考慮して定めなければならない。拘束力ある決定はその中に異つた規定をおかない限り公告の翌日から効力を生ずる。拘束力ある決定は一般的拘束力さる労働協約の効力を有し、連邦労働大臣の主管する協約登録簿に登録しなければならない。

(3) オ一項及びオ二項並びに協約当事者の不存在により異なる場合を除き、拘束力ある決定には労働協約に関する法律の規定を準用する。

(4) 家内労働委員会は、関係者の意見をきいて、拘束力ある決定を変更又は廃止することができる。この場合オ二項及びオ三項を準用する。

第二の条 (報酬の種類) 家内労働に対する報酬は、通常出来高報酬であるが、さる限り時間給を原則としなければならない。時間給が不可能のときは、個々の場合に出来高報酬計算の基礎たり得る時間給を決定しなければならない。

第二の条 (1) オ一條オ二項オ四号により家内労働従業者と同格とされた仲介人に対しては、その委託者との関係に於てオ一七条からオ五条迄の報酬規制により割増金を決定することができる。

(2) 委託者が仲介人に報酬を支払うとき、委託者がその報酬が報酬規制に決定されている従業員の報酬を支払うのに不十分であることを知っているか、又は状況により知り得るべきときは、その報酬に対して仲介人と共同責任をもつ。

第二の条 (外来補助者に対する最低労働条件) (1) 家内工業経営者又は同格者の雇用する外来補助者に対して、最低労働条件を決定することができる。この場合、家内工業経営者又は同格者の報酬規制(オ一七条乃至オ一九条)により決定されていることを条件とする。

(2) 前項の決定に対してはオ一九条を準用しかつ家内労働の外来補助者に対する報酬委員会が家内労働委員会に代る。

(3) 報酬委員会は必要の場合に管轄労働官庁が設置する。その構成及び運営についてはオ四条オ二項及びオ三項、並びにオ五条を準用する。委員は権限ある労働組合及び家内工業経営者又は同格者の団体の提案にもとづき、関係被用者及び家内工業経営者又は同格者から任命する。提案する団体が存しないか又は提案がなされないときは、関係者の意見をきいて任命する。

第七章 報酬保護

第二三条 (報酬審査) (1) 州最高労働官庁は、報酬審査員による報酬の効果的な監督について配慮しなければならない。

(2) 報酬審査員は、本法第三章の規定の遵守及びヤ一七条からヤ一九条、ヤ二一条からヤ二二条までに
よつて規定された報酬を監督し、申請あるときは、出来高報酬算定の場合計算補助を行わなければならない。

(3) 州最高労働官庁は、報酬審査員の任務を、特に家内労働が小規模に行われているにすぎない地区に
ついで、他の機関に委託することが出来る。

第二四条 (不足額追加払の催告) 委託者又は仲介人が、家内労働従業者又は同格者に対して、ヤ一七
条からヤ一九条により決定された報酬より低額を支払ったときは、州最高労働官庁又はその指定する
機関は、委託者又は仲介人に対して催告状に定められた期間内に於ける不足額の追加支払及び支払証
明書の提示を催告することが出来る。

第二五条 (州の訴訟権能) 州を代表する最高労働官庁又はその指定することが出来る、その判決は家
内労働従業者又は同格者に対しても効力を有する。

第二六条 (外来補助者に対する報酬保護) (1) 家内工業経営者又は同格者が、外来補助者に対して、
最低労働条件(ヤ二二条)により決定した賃金より低額を支払ったときは、不足額追加払の催告及び
州の訴訟権能に関するヤ二四条及びヤ二五条の規定を準用する。

(2) 家内工業経営者又は同格者が外来補助者に対して、当該協約所定の報酬を支払わない場合も前項に
準ずる。但し、家内工業経営者又は同格者の報酬が、報酬規制(ヤ一七条乃至ヤ一九条)により決定

されていなければならない。

第二七条 (差押制限) 家内労働従業者又は同格者に支給された賃金に対しては、労働関係にもとづいて生じた補償に対して差押制限の規定を準用する。

第八章 報酬に關する報告義務

第二八条 委託者・仲介人・従業者及び外未補助者は、報酬決定又は報酬審査を委託された機関に対して、その請求により報酬するすべての事項を報告しなければならない。この場合、報酬証明書(オ九条)の外、作業量、材料試験その他の報酬決定又は報酬審査の基礎資料を提出しなければならない。報酬決定を委託された機関は、個々の作業量に対する労働時間の引上げを行い又は行わせることができる。

第九章 解雇告知

第二九条 (1) 委託者又は仲介人は、家内労働に一年以上専属的に従事し又は主としてそれによつて生計を維持している従業者の就業関係を、二週間の告知期間をもつて消滅させることができる。但し、同種の経営労働者の労働関係を告知期間なく消滅させ得る理由が存するときはこの限りではない。

(2) 告知期間中の僅少の作業量の提供に対しては、従業者は、告知前二四週間に報酬として取得した総額の二二分の一の報酬請求権を有する。

(3) 委託者又は仲介人がオ一項に該当する従業者に対して一年以上定期的に引渡した作業量を二分の一の以下に減少しようとするときはオ一項及びオ二項を準用する。但し、この減少がオ一條オ二項による決定に抵触してはならない。

(4) 委託者が主として作業を引渡している仲介人に対して、通常分配している作業量を将来減少すべきことを適当な時期に通知しないときは、告知期間中委託者の事情により就業が不可能のときに限り、告知期間の遵守により生ずる費用の弁済を委託者に請求することができる。

第一章 処罰・義務違反

第三〇条（違反）故意又は過失により左の行為をなした者は一五〇マルク以下の過料に処す。

一 明細書の管理（ヤ六条）報酬明細書の公開（ヤ八条）報酬証明書（ヤ九条）報酬に関する報告義務（ヤ二八条）の諸規定に対する違反

二 時間の遅滞に対する家内労働者の保護（ヤ一〇条）に関する命令又は家内労働の割当規制（ヤ一条ヤ二項）に対する違反

三 家内労働に関する届出義務の懈怠（ヤ七条及びヤ一五条）

四 共働する家族が災害保護のための特定の取業部門又は特定の取種に対して公布された規定（ヤ一三条ヤ一四条ヤ三項ヤ二項ヤ二段）又はヤ三条ヤ二項若しくはヤ一四条ヤ二項による指令に違反するのを家内労働従業者又は同格者が黙認すること。

第三一条（軽罪）(1) 利益を得るため故意に若しくは家内労働従業者に損害を与える目的でヤ三〇条ヤ一項乃至ヤ三項の行為をなした者は五〇〇マルク以下の罰金に処す。

(2) 故意又は過失により左の行為をなした者は六ヶ月以下の禁錮又は罰金に処す。

一 災害保護施行のための家内労働の特定部門又は就業若しくは労働場所の特定の種類に対して公布された規定（ヤ一三条ヤ一項、ヤ三四条ヤ二項ヤ二段）又はヤ一三条ヤ二項若しくはヤ一四条ヤ二項による指令に違反すること。

二 州最高労働官庁又はその指定する機関の不足額追加払の命令に違反し、又はこれを履行しないこと。

三 州最高労働官庁又はその指定する機関が不足額の追加払を繰返し要求したにも拘らず尚全額を支払わない場合

(3) 不足額追加払の義務（ヤニ四条）を免れるため州最高労働官庁又はその指定する機関に対して故意又は過失による不正の行為をなした者は禁錮又は罰金に処し、若しくはこれらを併科する。

(4) 量刑に際しては、違反者の経済状況を、ヤニ項ヤニ号及びヤニ号並びにヤニ項の場合には特に不足額を考慮しなければならない。

第三三条（家内労働委託の禁止）(1) 州最高労働官庁又はその指定する機関は、最近五年以内に本法違反又は一九三九年一月三〇日の家内労働法違反のために有罪の判決を受けた者に対して家内労働の委託又は引渡を禁止することができ、

(2) ヤニ項の禁止に故意又は過失により違反した者は六ヶ月以下の禁錮又は罰金に処す。この場合ヤニ一条ヤニ項を準用する。

第一章 終 結 規 定

第三三条（施行規定）(1) 連邦政府は、左の事項につき、連邦参議院の承認を得、かつ、労働組合及び使用者団体の上部団体の意見をきいて、本法施行のため必要な法規命令を発することができ、

一 同格者の手続（ヤニ一条ヤニ項乃至ヤニ五項）

二 家内労働委員会及び家内労働外来補助者に対する報酬委員会（ヤニ四条、ヤニ五条、ヤニ一條、ヤニ

八条、ヤニ二条）の設置及びその手続

三 名簿（オ六条）の形式・内容・送達

四 報酬帳の形式・内容・交付及び保存（オ九条）

(2) 連邦労働大臣は、連邦参議院の承認を得、かつ、労働組合及び使用者団体の上部団体の意見をきいて、この法律施行のため一般的な行政規則を制定することができる。

第三四条（効力の発生）(1) 本法は公布の日から一カ月、オ三十一条による規定は公布の日から効力を生ずる。

(2) 一九三九年一〇月三〇日の「家内労働法」及び一九三九年一〇月三〇日の「家内労働法施行令」は本法の効力発生により失効する。災害保護実施のための従来の法規に基づいて公布された命令は一九三九年一〇月三〇日の家内労働法及び一九三三年六月三〇日の家内労働法の災害保障に關する規定に本法の該当規定が代る外は有効に存続する。

2. オランダ家内労働法

（一九三三年一月一七日）

Wet van den 17 den November 1933, tot wettelijke inductie. (Staatsblad

1933 No. 597)

第一条 (1) 本法において「家内労働」とは物品若しくは資材を販売若しくは使用するため製造、加工修理、裝飾、仕上げ又はその他の方法で加工若しくは再加工するあらゆる作業、又は企業の一部を構成しない家内若しくは屋外で企業のための販売及び使用の目的をもって行う資材の加工作業のうちで行政規則により明示された作業をいう。ただし、いづれの場合も次の条件をそなえなければならない。

(a) 右に示された過程を経た物品は、通常、そのまゝ又は更に加工されて企業内において売られるか又は加えられた労力に対し報酬を受けて買戻されること。

(b) 当該は前記行政規則に定められた条件を満たす他の企業の一部である場所では行われないこと。

(2) 本法の適用上、企業主若しくは管理者、又はその代理人として付介人が以下のことをなす場合には、作業はその企業のためになされたものとみなされる。

(a) これらの作業の遂行について命令を与えること。

(b) これらの作業の遂行のために物品又は原料を供給すること。

(c) これらの作業が遂行されるために物品又は原料を購入すること。

(3) 本法において「使用者」とは、家内労働者が現に行われ又は行われてきた企業之最又は管理者をいう。本法において「付介人」とは、その名称の如何を問はず使用者のためにヤニ項の(a)、(b)、又は(c)に明示された行為を営む者をいう。

(5) 本法において「家内労働者」とは、ヤニ項に定められた補助労働者を除き、家内労働を行つすべてをいう。

(6) 本法において「補助労働者」とは、報酬の有無を問はず、家内労働者のために家内労働を遂行し又はその家内労働で当該家内労働者を補助するすべての者をいう。

(7) 本法において次の用語は以下の意味である。

(a) 「年少者」——ハヤ未満の者

(b) 「大臣」——本法の運営に責任を有する大臣

(c) 「地方主任労働監督官」——当該地方主任労働監督官

第二条 本法は一九一九年労働法及び安全取締法の家内労働への適用に影響を与えない。

(1) 通常次に掲げる場所にいる人々の健康、道徳及び生命に対する危険防止のために特定の作業は行つてはならないこと又は当該作業は所定の条件に基いてのみ行われなければならないことを定める行政規則を發することができ、

(a) 労働の行われる場所が、当該企業の一部ではない場所

(b) 同時にその全部又は一部が住居のために使用される建築物

(c) 睡眠、食事及び料理の目的に居間として使用し、又は他の時間に家事のために使われる室

(2) 行政規則で定められた場合、使用者はオ一項に従つて定められた条項に反して家内労働が行われないうちに確保する義務があるものとする、

(3) 行政規則で定められた場合、家内労働者がオ一項に従つて定められた条項に反して家内労働を行うことは違法とする、

(4) 行政規則で定められた場合、家内労働者はオ一項に従つて定められた条項に反して補助労働者に家内労働を行わせないうちに確保する義務があるものとする、

(5) 行政規則で定められた場合、企業主及び管理者はオ一項に従つて定められた条項に反して企業内でいかなる作業も行つてはならない、

(6) 行政規則で定められた場合、企業主及び管理者はオ一項に従つて定められた条項に反して労働が企業内で行われないうちに確保する義務があるものとする、

(7) オ一項に定める行政規則には、大臣の名において所定条項の適用除外を条件を附し又は附さないで認める場合及びかかる適用除外を取消す場合を定めることができる、

第四條

(1) 使用者は、企業のための仕事の発生及び家内労働で加工された物品の引取り又は購買を、オ、エ、イ、ウ、エ、五項及びオ、一、三項に定める要件を具備し、かつ、有効な賃金手帳を持っていない家内労働者との面に行わないように確保する義務があるものとする。

(2) 使用者はオ、一、三項に定める規則を正當に考慮して、以下のように確得する義務があるものとする。

(a) 家内労働者の登録簿は全家家内労働者の姓名、住所及び作業場の所在地、並びに補助労働者の姓名、性別及び生年月日を記入の上使用者の監督下に保管すること。

(b) 賃金表は、家内労働で加工するため資材物品を引渡したり、家内労働で加工された資材物品を引取り又は購入したり、又は家内労働者に、賃金を支払つたりする室の目立つ場所に、仕事を受取りにくるあらゆる人が認知できるように貼附すること。この賃金表には、引渡される各単位ごとに又は時間率による賃金として家内労働者に支払れる各金額及びその金額から同時に所定の理由に基き控除される額を示して、家内労働の行われるすべての物品資材を明細に記載しなければならぬ。

(c) 支払日及び行われた家内労働の種類と数量を記載し、各家内労働者の受領する金額を示した賃金台帳を作成し、保管すること。

(d) 常に次の事項を家内労働者の賃金手帳に記入すること。加工のため引渡し、受領し又は購買する物品又は資材の種類及び数量、支払うべき又は既に支払った賃金又は購買価格、当該物品又は資材を引渡し又は受領した日附。

(3) 家内労働者は、各補助労働者の姓名、性別及び生年月日を、その補助労働者が自己の家族の構成員である場合も、自己の賃金手帳に記入するようにしなければならない。

(4) 賃金手帳には、家内労働者の姓名、住所及び作業場の所在地を記入しなければならない。

(5) 賃金手帳は、当該家内労働者の居住する地の地方自治体の長又はその代理者がこれに日附を附し、かつ、発行しなければならない。

(6) 賃金手帳は、発行の日から一年間有効とする。

(7) 地方自治体の長は、自ら又はその代理者の発行した賃金手帳の記録を大臣の指定する方法で保管しなければならない。

(8) 賃金手帳は、年少者に対して発行してはならない。

(9) 各賃金手帳につき五〇セントの手数料を自治体金庫へ支払わなければならない。

(10) 使用者は、ヤ一八条に定める官吏の要求があるときは直ちにヤ二項に定める登録簿及び賃金表を提示しなければならない（家内労働者の登録簿及び賃金手帳は、その全記載事項がその年及び過去二曆年に關するものであること）。

(11) 家内労働者は、次の義務を要する。

(a) 仕事を受ける又は仕事を引渡す場合に、記入のための賃金手帳を使用者に提出すること。

(b) ヤ一八条に定める官吏の要求があるときは直ちに賃金手帳を提出すること。

(12) 家内労働者が、賃金手帳の交付を受けた後、ヤ四項に基き当該手帳に記入された以外の作業場所でその手帳を使用するときは、ヤ一三項に基き発せられた規定を正當に考慮して、直ちに賃金手帳に作業場所の変更を記入しこれを使用者に書面で通知しなければならない。

(13) 大臣は、ヤ一項、ヤ二項、ヤ三項、ヤ四項、ヤ五項及びヤ一ニ項の規定の施行に關する規則を發布する権限を有する。

第五條

(1) 大臣は、地方家内労働委員会及び中央家内労働委員会を設置することができる。

(2) 地方家内労働委員会の任務は、当該委員会の設置された産業部門及び地方自治体における家内労働に關する賃金率を制定し、家内労働に關する勧告又は意見を大臣、地方主任労働監督官又は中央家内労働委員会に提出することとする。

(3) 中央家内労働委員会は、次に掲げる任務を有する。

(a) 当該委員会の設置された産業部門における家内労働に關する賃金率を作成すること。

(b) 地方家内労働委員会の勧告について大臣又は地方主任労働監督官に対し意見を述べること。

(c) 家内労働に關するその他すべき事項について、大臣又は地方主任労働監督官に対し、意見を述べ及び勧告を行うこと。

(d) 当該委員会の設置された産業部門における団体協約の締結を促進すること。

第六條 地方家内労働委員会又は中央家内労働委員会は、大臣が、關係産業部門における使用者及び労働者の最も代表的な職業団体と協議を行うまでは設置してはならない。

第七條

(1) 第四項の規定に反することなく、各地方家内労働委員会又は各中央家内労働委員会は、大臣の定める八人を超えない数の委員をもつて構成する。

(2) 委員は代理人に自己の職務を代理させることができる。

(3) 委員及び代理人は、大臣の定める事業主団体及び労働者団体から半数ずつ任命される。

(4) 大臣は、家内労働委員会の要求に基づき、当該委員会の設置された産業部門に属しない委員及び代理人を、投票権を有し又は有しない委員会の議長及び副議長として、任命することができる。

(5) 第四項に定める規定の適用されないときは、家内労働委員会の委員は、事業主側に属する一委員及び労働者側に属する一委員を議長として選挙する。これらの委員は、家内労働委員会の定める期間毎

に順番に議長となる。最初の職位は抽せんで定める。議長とならない右の委員は副議長となる。

第八條 地方及び中央家内労働委員会の構成及び権限に關するその他すべての事項は、委員会の合議手續及び委員に支払う報酬に關する規定を含む行政規則によつて規制しなければならない。

第九條

(1) 大臣は、すべての地方自治体又は特定の地方自治体における特種の家内労働については、第一項に定める方法で決定された賃金率による以外には行つてはならないものと決定することができる。これらの賃金率は、最低賃金率でなければならず、かつ、出来高賃金率、時間賃金率、物品又は資材の価格、賞与、控除、補充及び補償を対象とすることができ、

(2) 使用者は、自己の企業で現に行われ又は既に行われた家内労働に關し、第一項に基き定められた規定が遵守されるように確保する義務があるものとする。

(3) 第一項に準ける賃金率には、家内労働者が、自己の家族の構成員ではない補助労働者に対し、自己のために又はこれを補助して行つた家内労働について行ふべき支払をも関係させることができる。家内労働者は、右の賃金率を遵守しなければならない。使用者は、この関係においては如何なる責任も有しない。

(4) 大臣は、家内労働に対し支払われる賃金又はその他の報酬が特に低く、かつ、これを団体協約の締結によつて充分改善することができないと認める場合でなければ、第一項又は第二項に定める賃金率を制定してはならない。

第一〇條

(1) 大臣は、第九條に定める賃金率を制定する前に、地方家内労働委員会又は中央家内労働委員会に草案の提出を求めなければならない。当該草案は、関係産業において実施中の団体協約の賃金率を考慮

しなければならない。

(2) 家内労働委員会は、草案を大臣へ提出する前に、行政規則に定める方法で予備草案を公表して、関係者に対し異議及び希望意見を述べる機会を与えなければならない。

(3) 草案の公表にあたっては、四週間の期限内に委員会に対し異議及び希望意見を申立てることができる旨を告示しなければならない。

(4) 議長は、前項に定める期限の満了後四週間以内に、受理した異議及び希望意見を検討するための委員会を召集しなければならない。委員会は、関係者及び専門家の意見を聞くことができる。草案はできる限り早く作成し、大臣に提出しなければならない。大臣は、北方家内労働委員会の作成した各草案に關し中央家内労働委員会の（存するときはその意見を求めなければならない）。

(5) 大臣が家内労働委員会に草案の提出を求めたから六カ月以内にその提出が行われなるときは、大臣はかかる草案を考慮しないで賃金率を制定することができる。

(6) 大臣の制定した賃金率は官報に公布し、掲載された官報の日附から三〇日目に効力を生ずる。

第一条 ヤ三条ヤ二項、ヤ四条ヤ一項、ヤ二項及びヤ一項、ヤ九条ヤ二項及びヤ二〇条ヤ二項によつて使用者に課された義務は、使用者が監督取員に当該規定の遵守確保義務を委任した限りにおいて同様に当該監督取員に課せられる。使用者に代る仲介人についても同様とする。

第一二条 ヤ三条ヤ六項及びヤ二〇条ヤ二項によつて使用者又は企業管理者に課された義務は、使用者又は管理者が監督取員に当該規定の遵守確保義務を委任した限りにおいて、同様に当該監督取員に課せられる。

第一三条 使用者、企業主又は管理者、監督取員及び仲介人の義務は、その者が、必要な命令を発し、必要な措置をとり、必要な手段を与え、かつ遵守確保義務のある規定の遵守を確保するために条理上

期待される監督を行つたことを証明するときは、その者の義務は履行されたものとみなす。

第一四条 一九一九年労働法ヤ七七条に定める官吏は、本法の施行及びその運営の協力に關し責任を有する。

第一五条 使用者及びその企業に雇用される者、企業主又は管理者及びそこに雇用される者、仲介人、家内労働者及び補助労働者は、本法の遵守に關する疑義及び事実について求められたあらゆる情報を権限ある官吏、地方及び中央家内労働委員会へ提供する義務がある。

第一六条

(1) ヤ三条ヤ二項、ヤ三項、ヤ四項、ヤ五項及びヤ六項、ヤ四条ヤ一項、ヤ二項、ヤ三項、ヤ一〇項、ヤ一項及びヤ二項、ヤ九条ヤ二項及びヤ三項ヤ一段、ヤ一條、ヤ二条、ヤ一五条及びヤ二〇条ヤ二項に定める規定の違反に対しては、一カ月を越えない拘留又は一〇〇ギルテンを越えない罰金に処する。ヤ九条ヤ一項又はヤ三項に定める賃金率を遵守しなかつたことに關する違反の場合は、罰金は一〇〇ギルテンを超えることがでさるが、家内労働者又は補助労働者に対し又はこれらの者のために支払われた額の不足分の三倍を超えてはならない。

(2) 当該違反行為の時、当該違反の前項に掲げる違反に關する以前の判決が最終的に確定してから二年を経過していないときは、前項ヤ一段に定める刑の二倍とすることがでさる。

(3) 最後の判決が最終的に確定した日から二年以内に二度目又はそれ以上罪を犯したときは、刑は罰金によらず拘留としなければならない。

(4) 個々の刑は、違反を犯した各関係者について科さなければならない。

第一七条 ヤ九条ヤ一項又はヤ三項に定める賃金率に反する協約はすべて無効とし、当該賃金率が無効となつた協約に代る。当該賃金率は、その契約に当事項に關する規定を含まない場合と同様に適用し

なければならぬ。

第一八条

(1) 刑事訴訟法オ一四一条に定める者のほか、国家及び地方自治体警察の官吏及び一九一九年労働法オ七七条に定める官吏は、この法律のオ一六条に定める可罰行為の調査について責任を有する。

(2) 一九一九年労働法オ八五条及びオ八六条に定める規定は、家内労働又はこの法律オ三条に定める作業に適用されない限り、必要な変更を加えてから労働又は適用し得るようになければならない。

第十九条 この法律に定める可罰行為は、オ一八条オ二項の規定に従い、可罰行為と定められる一九一九年労働法オ八六条オ二項及びオ三項の適用をうける行為を除き、違反とみなされる。右の除外される行為は非行とみなされる。

第二〇条

(1) この法律の施行の準備として、又はその運営のために、オ一条、オ三条、オ四条、オ八条、オ九条及びオ一〇条に定める以外に、必要な細則はすべて、行政規則によって定めなければならない。

(2) 使用者、家内労働者及び企業主又は管理者は、行政規則に定められた場合は、オ一項により定められる規定を遵守する義務を負う。

第二一条 この法律は、公布された年次を附して、「家内労働法」として引用することができる。

第二二条 この法律は、皇帝の定める日から施行される。

ス イ ス

連邦「家内労働法」

(一九四〇年十二月二日付)

第一章 適用範囲

第一条 本法は家内において行われる工業及び手工業の労働に適用する。

第二条 本法においては、次の用語は以下の意味を示す。

(a) 「家内労働者」——自宅内又は自己の送る他の場所で、単独又はその家族もしくはオ三者とともに報酬を得て雇主のために労働する者。

(b) 「雇主」——自分自身の必要又は自己の家族の必要に充てるためではない仕事を、家内労働者になさしめる者

(c) 「下請人」——独立しつつ、家内労働として行われる仕事を雇主から受け取り、更にこれを家内労働者に出す者。特別な規定ある場合を除き、下請人は雇主に對しては家内労働者であり、家内労働者に対しては雇主とみなす。

第三条 (法律の適用性) (1) 本法の適用に關し疑義のある場合には、州政府がこれを決定する。右の決定に対する上告は、決定通告から起算して三〇日以内に連邦参事會に提起することができる。

(2) 右の決定に關係があることを証明できる者は、州当局の決定をうながし、又はこの決定に對し異議の申立を行う資格を有する。

第二章 總 則

第四条 (契約義務条令の適用) 本法で特に定める場合を除き、雇主、下請人及び家内労働者間の法的関係は「契約義務条令」により規制される。

第五条 (労働条件及び賃金の通告) (1) 雇主は家内労働者に仕事を引渡す前に、労働条件を通知しなければならぬ。

(2) 賃金及び慣習的又は強制的な引渡し条件の一覽表は、仕事を渡すために使用される家屋の目立つ所に貼示又は置かれなければならないし、或いは更にこれを家内労働者に書面で通知しなければならない。

(3) 家内労働者は、仕事の引渡しの際度、慣習となつてゐる引渡し条件に明示されていない註文に關する特別事項につき、書面で通知されなければならない。その特別な事項には、報酬額、並びに労働者が提供する資材に対し支払われるべき額が含まれる。注文の明細書には見本を附することができ

る。

第六条 (児童労働の禁止) 年令一五又未満の児童を、独立して家内労働に使用してはならない。

第七条 (時間の制限、引渡し期限) (1) 日曜日及び祝祭日に家内労働を行わしめ又は引受けることはこれを禁ずる。他の日については、労働の引渡し及び引受けを午前六時以前及び午後八時以後に行つてはならない。特別の事情ある場合には、州政府はこの規定の除外を許可しうるものとする。

(2) 雇主は、労働者が日曜日及び他の曜日の午後一〇時から午前六時までの間に、就労することのないようにして、引渡し時間を定めなければならない。

(3) 婦人及び年少者を保護するために、連邦参事会は仕事の配分及び引渡し時間の制限につき、一層

嚴格な規定を制定することが出来る。

第八條 (賃金の支払い) (1) 原則として、賃金は製品の引渡しに際し支払われなければならない。

(2) 家内労働者が継続的に仕事を受け取る場合、又は注文の履行に可成り時間を要する場合には、賃金は一四日以内の定期的間隔で支払われなければならない。特別な事情のため正当とされる場合及び労働者又はその法的代表者が書面で同意する場合には、右の間隔を一ヶ月まで例外的に延長することが出来る。

(3) 賃金は通貨による現金で支払われ、且つ計算書がそれに附されなければならない。公然、非公然を問わず、賃金の便途に關し如何なる強制をも行つてはならない。

(4) 労働者は計算書を保管しなければならない。雇主はその写しを残しておかなければならない。

(5) 家内労働者により労働者が雇主に對し有する債權は、「破産及び負債訴訟に關する法律」第一章の十四項乃至三條及び二一九條の意味で、賃金と看做すものとする。

第九條 (賃金からの控除) (1) 賃金からの控除は、故意に又は不注意若しくは怠慢により惹き起された損害に対するものでなければ、これを行つてはならない。原料又はその他の資材を破損した場合には、右の控除は生産者価格を超えることができない。控除の理由は書面を以つて労働者に通知しなければならない。

(2) 「契約命令」の一五七條に従つて取決められた賃金の控除は、前の支払い日に請求権のある賃金の一〇%を超えてはならない。右の控除は一五以上の期間にわたつて行つてはならない。

第一〇條 (制限措置、時計製造業) (1) 連邦参事会は、建築上、火災取締り上又は道德上の理由から、家内で行うことを禁止する労働又は特別の条件で行いうる労働を指定することが出来る。

(2) 連邦参事会は、關係職業団体に諮問した後、時計製造業における工場外労働に對し他の制限を規

定することができる。

第三章 賃金の決定

第一一条 (一) 販業委員会の連邦参事会は、家内労働が重要な役割を果たす産業活動部門に対して、一ないし若干の販業委員会を設置する。右の委員会には、同数の雇主と家内労働者、並びに当局が代表される。当局の代表者には専向家を含むことができる。

(二) 販業委員会は、当該産業部門の家内労働における労働条件及び賃金を専ら取扱ふことを任務とする。販業委員会は連邦当局の諮問機関として活動し、家内労働、特にヤー二条の意味での賃金の決定に關する提議を権限をもつて当該連邦官庁に具申することができる。

(三) 連邦参事会は、關係産業団体に諮問した後、委員会の組織、権限及び運営を別に規制する。

第一二条 (一) 賃金の決定、労働關係の平和擾亂の禁止 (二) 特定の産業部門の家内労働者に支払われる賃金が例外的に低く、かつ關係ある雇主及び労働者が適切に賃金を規制するに妨がでない場合には、連邦参事会は、公共の利益を害しない限度で、当該販業委員会及び關係諸州の意見を聴取した後、賃金を決定することができる。このため連邦参事会は、

(a) 最低賃金を設定することができる、

(b) 独立の専門家の意見を聴取した後、販業団体の全ての構成員に対して団体協約及び賃金率の拘束力強きを行うことができる。

(二) 賃金の決定は、原料及び附属品に対し支払われる額、社会的な補助手当及び下請人の報酬を含むことができる。

(三) かくの如く決定された賃金は、地域別格差をつけることができる、その有効期間はこれを定める

ことを要する。

(4) 協約は、賃金を決定する連邦参事会の命令に抵触する限りに於いて、無効とする。無効となつた協約は、命令の当該条項で代えられるものとする。

(5) 本条の意味における賃金の決定を行うための手続中、又はオ四項の命令の有効期間中に、双方当事者は労働関係の平和を乱さないように努めなければならない。

第一三条 (他の事業所への拡張) 連邦参事会は、同一産業部門の事業所であつて家内労働者と類似の経済的条件で労働し且つ家内労働者と競争する事業所に対し、定められた賃金を拡張適用することができる。右の措置は公共の利益に合致し、家内労働者の賃金を有効に保護するに必要の場合に行われる。右の場合は関係産業団体に予め諮問しなければならない。オ一二条が適用されなければならない。

第一四条 (労働力) (1) 連邦参事会は、家内労働者によつて雇用された者の賃金を同様に決定することができる。必要ある場合には、オ八条及びオ九条が右の者の労働条件につき適用されることを宣言することができる。

(2) 右の諸規定はオ一二条にいう事業所に雇用されている者に対して、同様に適用する。

(3) オ一二条が適用できるものとする。

第四章 並 督

第一五条 (雇主の登録、労働者名簿) 雇主及び下請人は居住地の州に保管された登録簿に登録されなければならない。かつその雇用する家内労働者の名簿を作成しなければならない。

第一六条 (作業場への官憲の立入、秘密の遵守) (1) 本法の執行又はその執行の監督に責任を有する

者は、家内労働の発註又は家内労働の実施に使用される家屋へ立入ることができ、雇主、下請人及び労働者は右の者に平直に仕事に關する情報を与え、かつ、労働者名簿、作業伝票、注文帳及び計算明細書を参考に供さなければならぬ。

(2) 公務員、販業委員会委員及び専向家はその調査中に知得した秘密を守らなければならない。

第五章 運 営

第一七条 (州による施行) (1) 本法の運営は州がその責任を負う。

(2) 州政府は運営の仕にあたる職員を指定する。

(3) 右の職員は二年毎に本法の運営に關し報告書を連邦参事会に提出しなければならない。

第一八条 (上級監督機關) (1) 連邦参事会及び連邦参事会により指定された団体は、本法の運営に關して上級の監督を行う。連邦参事会は連邦工場監督官及び特別の専門家の援助を要求することができる。

(2) 連邦参事会は州政府と協議の上、施行規則を制定する。正当にして充分な理由ある場合には、連邦参事会は本法に対する多少の抵触を例外的に認めることができる。

第一九条 (民事訴訟) (1) 州は、家内労働者と雇主との民事的紛争を審理する裁判官を指定する。

(2) 略式口頭手続の後、判決が下されるものとする。特別な個人的事情がある場合でなければ、双方当事者は販業的訴訟代理人を代りに出頭させてはならない。判事は販権をもつて正しい事実を調査し、当事者の提出した証拠に拘束されない。判事は右の証拠を自由に裁量する。

(3) 訴訟手続は無料とする。判事はみだりに告訴を行う原告に罰金を科し、その費用の全部又は一部をその者に負担させることができる。

第六章 刑罰及び終結規定

第二〇条 (罰則) (1) 左の者には一、〇〇〇万円以下の罰金を科する。

(1) オ五条、オ六条、オ七条、オ八条のオ三項及びオ四項、オ九条、オ一二条のオ五項、オ一五条並びにオ一六条のオ一項の各規定に違反した雇主、又はオ一二条及びオ一三条の適用により賃金が決定された場合に支払われに額と当然支払われるべき賃金との差額を一定猶予期間内に支払わない雇主

(2) オ一二条のオ五項及びオ一六条のオ一項の各規定に違反した家内労働者、又はオ一四条の適用により賃金が決定された場合に支払われに額と支払われるべき賃金の差額を一定猶予期間内に支払わない家内労働者、又はオ八条のオ三項及びオ四項並びにオ九条の各規定に違反した家内労働者

(3)

(1) オ一六条のオ二項の規定に違反した公務員、振業委員会委員及び専門家

(2) オ一〇条及びオ一八条のオ二項に規定された施行規則又は運営機関の指示に違反した全ての者、雇主が三年以内に再び違反した場合には、罰金を倍料することができる

(3) 刑事罰格は違反が犯された日から一年で、刑事は有罰判決が裁判力を得た日から五年で、それぞれ時効により消滅する。

第二一条 (責任者) (1) 雇主、又は違反が犯された事業所又はその一部の管理に直接又は間接に責任を負う。

(2) オ一三条及びオ一四条の適用の場合に、経営者及び当該事業所の管理者は、同様に刑事責

(3) 違反が法人団体、合名又は合資会社の業務執行中に犯された場合には、刑罰は当該団体の名で活動した者又は活動しなければならなかった者に対して科せられる。ただし、法人団体又は会社は罰金及び費用につき連帯して責任を負う。

第二二条 (権限) (1) 違反についての起訴及び判決は州がその責任を有する。

(2) あらゆる判決・刑の決定及び起訴の決定は、直ちにその全文を連邦工業・技術・振興・労務局に通知しなければならない。

第二三条 (留保条令) 次の法日本法と並んで適用される。

- (1) その有効期間中、時計工業の工場外労務を規制する一九三九年一月二十九日の連邦参事会命令
- (2) 家内労務者の過労時間及び一日の労務時間に関する各州の条令
- (3) 家内労務者により雇主とされた者の労務条件と保護に関する連邦及び州の条令

第二四条 (効力の発生) 連邦参事会は本法の発効日を定める。

家内労働に関する連邦法施行規則

(一九四一年一月一六日)

第一章 適用範囲

第一条 (適用範囲に合される仕事) 家内労働に関する連邦法(以下の各条では「法」と呼称する)第一条に於て工業及び手工業とは、特に製品の製造、改造、清掃、改良、裝飾、仕上げ、装束、衣被若しくは販売を目的としたその他の加工、又は原料の加工を行う全ての作業をいう。

第二条 (家内労働者、作業場) (1) 法第二条イ項でいう労働条件や作業を行う者は男女を問わず家内労働者と看做す。家内労働者と類似した関係を雇主に対して有する事業所主も同様に家内労働者とする。
(2) 家屋内で二名ないし若干名の家内労働者が労働し、そのうち一名が作業場で就労する他の者に対して雇主の資格を有しない場合に、その家屋は法にいう労働者が送込んだ家屋と看做す。

第三条 (使用者) 家内労働を行わしめる者は、個人、事業所、官庁、国営公営事業所、団体及びその他の法人を問わず、使用者と看做す。

第四条 (国外で発註文は遂行される仕事) 使用者又は労働者が国外に居住している場合には、法は事情に応じて適用される。

第五条 (その他の労働保護者との関係) 工場内の労働に関する一九一四年六月一八日より一九一九年六月二七日まで有効な連邦法又は労働保護に関するその他の連邦法又は同様な州法に企業が従う場合でも、家内労働に関する連邦法の規定を企業主に適用することを妨げない。

第六条 (般義を生じた場合の決定) (1) 州当局の決定に対し控訴又は不服の申立を行う資格を有する者

は、その者が構成員となつてゐる団体にこれを委任することができ、この団体の右の決定に關係あることを立証する場合には、団体はそれ自身の権利を行使することができ、

- (2) 川当局は連邦工業技術職業労働局（以下の各条によつては（連邦局）と称する）に遅滞なく適用範圍に關する決定を通知する。

第二章 總 則

第七條（労働条件の義務規定）(1) 法第五條第二項にいう賃金及び慣習的又は強制的な引渡し条件は、賃金表、労働の規則、又は団体協約の中で、或いは法オーニ系に規定された形式をもつて決定することができ、

- (2) 家内労働者自身が仕事の発注に使用される家屋に於かない場合には、賃金率及び引渡し条件は、当該労働者に、書面をもつて、法定の要件を満たす方法でかつ、遅くとも第一回の発注が行われる前に、通知されなければならない。

- (3) 賃金率及び慣習的又は強制的な引渡し条件が変更された場合には、新規の仕事の発注の前に、そのことを家内労働者に通知しなければならない。

第八條（注文事項、家内労働の注文控帳）(1) 遂行される仕事の説明が見本又は賃率表で補足されない場合には、注文についての必要事項が注文書中に指定されなければならない。この注文書は労働発注控帳で代えることができ、それに注文を日附け順に記載する。

- (2) 当該部局は、法第一一條に従ひ必要な場合に設置される職業委員会並びに州及び南條団体に諮詢した後、家内労働のある部門又はその若干の部門をあわせて、家内労働の標準注文書又は標準注文控帳を作成することができ、

第九系（児童労働） 一五才未満の児童に仕事を発注する雇主又は下請買人は、注文書又は注文控帳に仕事が入えられる労働者の氏名及び住所を記載しなければならない。

第一〇系（日照、祝祭日及び夜間の仕事引渡しの禁止）(1) 法第七条の第一項に留保された特別な事情は、労働者が仕事を引渡される場所から遠くに離れて居住する場合に特に拡張される。仕事の例外的な集中又は短期の製品引渡しは一般的に該規定でいう特別な事情とは看做されない。

(2) 抵触を許可する権限を有する州当局は、必要ある場合に設置される職業委員会の意見を聴取するものとする。右の州当局は、個別の申請に於いて該委員会に諮問せずして決定を行うことのできるが、その決定を委員会に通知しなければならない。

第一一系（引渡し期間） (1) 雇主又は下請買人は、製品の引渡し期間が短期なために家内労働者が夜間又は祝祭日に労働しなければならないことを遅けるために、家内労働者の技術的・職業的能力を出来る限り確かめなければならない。

(2) 家内労働の注文控帳（第八系）は、正規の補助者の名簿を記載するものとする。右の注文控帳がない場合には、使用者又は下請買人は、家内労働者に最初に仕事を渡す時に、正規に又は特別に意見を要する場合に援助を受ける補助者を調べなければならない。家内労働者は右の情報を提供しなければならない。

第一二系（支払い） 法第八条の第二項に従って定められた支払い日並びに必要な場合には支払い時、仕事が引渡される家屋の一隅に貼示されなければならない。最初に仕事を受取る際にこの家屋に入らない労働者は、その他の適当な方法でそれにつき通知を受けるものとする。必要な場合には右の指示は仕事注文控帳に記入されるものとする。法規と異なる取きめ又は変更は、次の仕事の引渡しに際して同様な方法で指示されるものとする。

第一三条（計算書）(1) 貸金の計算は、伝票、又は本規則の第八条に従つて注文事項を記載した仕事注文控帳に書留のなければならぬ。但し書面によることを条件として計算書は他の方法で定めることができる。

(2) 計算書は次の事項を明示しなければならない。

- (イ) 雇主及び家内労働者の氏名及び住所
- (ロ) 支払日
- (ハ) 引渡された仕事の量及びその種類
- (ニ) 仕事が請負払い若しくは出来高払い又はその他の方法で行われる時には、貸金の計算基礎として用いる単位

仕事が時間払いの時は、計算された時間数及び時間当りの報酬率

(ホ) 労働者が原料又は補助資材を提然した場合にはその原料及び補助資材の価額

(ヘ) 貸金につき前払いした額

(ト) 控除が行なわれる場合には、その控除の理由及び金額

(4) 法第九条のホニ規定に従つて控除が行われる場合には、その控除額

第一四条（公共事業所又は販売店での取引）又は貸金の支払いの禁止） 貸金の使途に關しかくれた規制が行われることを防ぐために、カッフェ、レストラン若しくは飲食店又は日常使用品の販売を内で、家内労働を主え又は受託し、かつ、貸金の支払を行うことを禁ずる。

第一五条（計算書の保存） 家内労働者は計算明細書を、使用者はその写しを、それぞれ三年間保存しなければならない。

第二章 賃金の決定

第一六条（職業委員会設置のための手続）(1) 連邦参事会は、県の提案に基き法オー一条のオ一項に従つて職業委員会が設立されるべき至済活動部門を定め、必要な場合にはその数を決定する。県は州政府及び関係諸団体に相談した後その提案を行う。

(2) 県は職業委員会ごとの委員の最高数を定め、その任期を決定し、その任命を行う。大きな委員会は主務官庁の代表として州の代表委員を同様に含むものとする。下請負制度が家内労働の一産業部門に重要な役割を果たしている場合には、一名の常任代表委員の議席を下請負に与えるものとする。

(3) 当該郡局は、関係諸団体に諮問した後、各種の職業委員会ごとに必要な規則を作成する。

第一七条（職業委員会による賃金の審査）(1) 職業委員会は賃金が異常に低いと看做されるべきか否かを、当該郡局のために審査する。委員会が必要とする資料が不足している場合には、連邦局は必要な調査を行う。連邦局はそのために連邦工務監督官、所管の州機関並びに産主と家内労働者の利益擁護団体の共同した援助を要求することができ、

(2) 連邦局又は左記の機関からの委任により賃金関係資料を請求する者はすべて、法オ一六条にいう法の運営に責任ある者と看做される。

第一八条（団体協約に一般的拘束力を与えることができる連邦立法） 法又は本規則が別段の定めをしていない場合には、団体協約及び賃金表の一般的拘束力宣言については、議決の定足数に因するものを除き、一般的拘束力宣言に因する連邦法を準用する。

第一九条（平和義務） 法オ一二条のオ五項で規定された平和義務は、賃金の決定手続に直接関わっているか又は賃金の法定により影響を受ける当事者双方に對しあつゆる強制手段を用いることを禁止する。

第二〇条（決定された賃金の拡張適用）(1) 職業委員会が、家内労働者（以下「決定された賃金」といふ）の産業の事業所に拡張適用すること、又は別に家内労働者の補助を行つて賃金を決定すること、或いは更に右の者に対し法ヲハ条及び才九条の適用を宣言すること、を必要と判断する場合には、委員会は当該部局にその提案を行うものとする。

(2) その場合に、当該部局は関係する州及び当該産業部門にある諸団体に相談する。右の諸団体が存在しない場合には、当該州内の労使の団体に諮問しなければならない。

第四章 監 督

第二一条（雇主及び下請買入の登録）(1) 州は、家内で行う仕事を提供する雇主及び下請買入につき州の登録義務を所掌する機関を指定する。本施行規則の第一七条に依つて調査を行う責任を有する者を合め、法を運営しその実施を監督する者に対しては、その者が要求すれば登録を調べることができる。可しなればならない。

(2) 雇主及び下請買入は登録法に記載されたことを証する文書を受け取るものとする。右の文書は仕事を発注する家屋内に貼示しなければならない。

(3) 当該部局は登録法の標準及び交付される証明書の形式を規定することができる。

第二二条（労働者の名簿）(1) 雇主及び下請買入は労働者の名簿を日附順に記載し、名簿中に仕事が行えらる家内労働者及び下請人の姓名、住所及び生年月日を明記しなければならない。右の名簿は更に労働者又は下請買入が仕事を最初に受けとつた日、及び最終的に受けとることを止めた日を明記しなければならない。

(2) 前項の名簿は、それが下請買入に關する場合には、補助者のない家内労働者の、補助者を使用する

家内労働者の、につき明記しなければならない。

- (3) 当該部局は、州政府及び労使の中央団体に諮問した後、標準的名簿を作成することができる。
- (4) 雇主及び下請買入は、要求された場合には、労働者名簿の写しを州の実施機関又は連邦局に送達しなければならない。

第五章 実 施

第二三条（州の実施機構）(1) 州は次の実施上に必要な措置をとり、特に雇主及び下請買入の登録が正規に且つ正確に行われるように準備する。

- (2) 実施の生にあたる職員及び登録事務の担当者に命じらるる一般的规定は、法オ二三条(1)及び(1)で留保された州命令と同様に、当該部局に通知されなければならない。

- (3) 当該部局は、諸州が二年毎に連邦参事会に行う報告を作成するために、訓令を発することができ(39)

（法オ一七条のオ三項）

第二四条（上級監督）(1) 法の施行に関する上級監督は、連邦参事会自体がそれを行わない限り、当該部局及び連邦局が所掌する。連邦工場監督官は上級監督機関の職員であり、特別公務員としての職務につくことができる。

- (2) 当該部局は法の施行に関する強制命令を与え、資金の適用に関する監督を規制することができる。
- (3) 連邦工場監督官は、そのその管区内の雇主及び下請買入の名簿を保持する。州の登録事務を所掌する機関は、遅滞なく登録簿中への新規記入、変更及び削除につき、右の監督官に通知しなければならない。

第二五条（野放しの抵触）家内労働の発展が法規の規定により著しく阻害される場合には

当該部局は右の規定に属する輕微な抵觸を例外的に許可することができ、抵觸規定が適用される必要のある産業に職業委員会が存置されている場合には、その委員会に予め諮問しなければならない。職業委員会が存しない場合には、州及び關係諸団体が同様にその意見を具申するものとする。

第二六条（効力の発生） 本施行規則は一九四二年四月一日に一般的に効力を発生する。ただし、当該部局は法の施行のために準備的措施をそれ以前にとらなければならぬ。このために右の効力発生以前に施行規則の若干の条項につきその実施を許可する。

4 オーストリー

家内労働に關する連邦法（家内労働法）

一九五四年三月十日公布

目 次

第二章 法の適用

適用範圍（第一条）

定 義（第二―三条）

同種労働者の包括（第四条）

第二章 保護総則

最初の家内労働委託の届出（第五―六条）

名簿の保管（第七条）

使用条件の周知（第八条）

賃金の支払（第九条）

報酬証明書（第十―十一条）

家内労働の配布及び引渡し（第十二―十四条）

作業補助者の労働時間（第十五条）

安 全（第十六―第十七条）

第三章 休日、年次休暇、疾病手当

第一節 休日に対する給与

家内労働者に対する措置（第十八条）

下受人及び仲介人に対する措置（第十九条）

第二節 年次休暇

休暇の権利及び期間（第二十条）

休暇の開始、家内労働委託の禁止（第二十一条）

休暇手当（第二十二条）

休暇に代る補償（第二十三条）

差押禁止（第二十四条）

報酬証明書への記入（第二十五条）

下受人及び仲介人に対する措置（第二十六条）

第三節 疾病手当及びワリスマス賞与（第二十七条）

第四章 家内労働委員会

第一節 設置及び機能

設置（第二十八―二十九条）

構成（第三十―三十一条）

手続及び定数（第三十二―三十三条）

第二節 家内労働決定（第三十四―三十六条）

第三節 包括命令（第三十七条）

第四節 賃金決定及び証明

賃金決定委員会（第三十八条）

抗告委員会（第三十九―四十条）

第五節 通則

手続に関する規制（第四十一條）

委員の手当（第四十二條）

第五章 家内労働団体協約

協約の締結（第四十三―四十四條）

協約の法的効果（第四十五條）

協約の寄託及び公表（第四十六―四十八條）

協約の有効期間（第四十九―五十條）

第六章 債金の保護

情報提供（第五十一條）

支払の監督（第五十二―五十四條）

共同責任（第五十五條）

仲介人の保護（第五十六條）

第七章 雜則

他の労働者保護規定の適用（第五十七條）

本法に基く権利の放棄の禁止（第五十八條）

家内労働協約及び決定の廃止（第五十九條）

行政上の協力（第六十條）

秘密の保持（第六十一條）

労働手続法の適用（第六十二條）

義務の免除（第六十三條）

罰則（第六十四條）

家内労働の委託を禁止する権限（第六十五條）

第八章 経過規定

家内労働委託の届出（第六十六條）

安全及び衛生規定の適用（第六十七條）

既存の契約及び決定の継続（第六十八條）

既存の包括命令の継続（第六十九條）

休日に対する給与（第七十條）

年次休暇（第七十一條）

第九章 附則

改正（第七十二條）

廃止（第七十三條）

施行と管理（第七十四條）

第一章 法の適用

第一條 この連邦法は農林業に關する家内労働を除き、すべての家内労働に適用する。

第二條 (1) この連邦法中で

(a) 「家内労働者」とは、家内労働委託者の命を受けかつその計算により自己の住居又は自己の選定した作業場において、物品の製造、加工、改造、包装に従事する者であつて、通商法（註一）の適用をうける事業（*Gewerbebetriebe*）を営む者以外のすべての者をいう。

（註一） 商業及び非第一次産業の營業の認可、營業權、被用者の權利等を定めた一八五九年の法律

(b) 「下受人」（*Zurücknehmer, of Dickmeister*）とは、単独又は家族構成員もしくは外来補助者、作業補助者又は家内労働者の補助によつて、家内労働委託者の命を受け、かつ、その計算により、自己の住居又は自己の選定した作業場において、物品の製造加工、改造、包装に従事し、かつ、實際上自ら作業に参加する事業を営む者をいう。（彼自身が必要な材料の一部又は全部を提供しているか、或いは副次的な範圍で、販売市場に直接通する作業もしているかは問題にならぬ。）

(c) 「使用者」（*Auftraggeber*）とは、営利の目的でなされると否とを問わず直接又は仲介人を通じて、家内労働者又は下受人に物品の製造、加工、改造、包装をなごしめるすべてのものをいう。

(d) 「仲介人」（*Mittelperson*）とは、家内労働者又は下受人に対し、作業を引渡した

めに、使用者に使用されるすべての者をいう。

(e) 「作業補助者」とは、通商法第七十三条に定める下受人がその事業に雇用するすべての従属労働者（註2）（*gewerblichen Hilfsarbeiter*）をいう。

（註2） この定義には工場及び小売商の労働者を含む。但し俸給生活者は含まない。

(2) 第一項（b）における「家族構成員」とは、下受人の配偶者及び下受人と直系親族又は傍系の三親等内の親族又は養子の肉保にあり、かつ下受人と同居している者をいう。

第三條 (1) 家内労働者保護のためにこの連邦法の定める諸規定は、家族以外から二名以下の補助者（作業補助者又は家内労働者）を得て作業するのを常態とする下受人にも適用する。

(2) 第一項の規定は、フオーラルベルク（*Foerarlberg*）州における機械刺しゅうの家内労働者に従事する下受人には適用しない。

第四條 (1) 家族以外から二人以上の補助者を得て作業する下受人及び仲介人について特に保護の必要あるときは、第三條の規定の適用ある者とすることができ、下受人又は仲介人を包括するための命令は、特定部門の製品に対してのみ制定することができ、命令は、この連邦法の保護規定のすべて、或いは特定の条項のみを適用することができ。

(2) 包括命令は、第二十八條の規定に基づく当該家内労働委員会が発しなければならぬ。

(3) 第一項及び第二項の規定は、フオーラルベルク州における機械刺しゅうの家内労働に従事する下受人及び仲介人には適用しない。

第二章 保護 総則

第五條

(1) 使用者が初めて家内労働を委託する際は、その主たる事務所を管轄する労働監督官

片に、そのことを届出なければならない。

- (2) 家内労働者を使用する下請人及び仲介人も、第一項の規定に基いて届出をする義務を有する。

第六条 第五条第一項及び第二項に基く届出には、家内労働委託者の氏名、事務所及びその家内労働の種類を明記しなければならない。その届出は、初めて家内労働を委託した日から一週間以内になされなければならない。届出には、すべての直用の家内労働者及び下受人、並びに使用するすべての仲介人の名簿を添付しなければならない。届出の形式及び内容に関する細目は、社会行政連邦省の命令で定める。

第七条 (1) 使用者は、直備労働者及び下受人、並びに使用するすべての仲介人に関する最新の名簿二通を保管しなければならない。仲介人及び下受人が家内労働を委託するときは、その受託者に附して、同様の義務を有する。名簿の形式及び内容は、社会行政連邦省の命令で定める。

- (2) 名簿保管の責任者は毎年一月十五日までに、第一項に定める名簿の最初の謄本を、その主たる事務所を管轄する労働監督官庁に提出しなければならない。労働監督官庁から、特に要求があつた際には、名簿の謄本を提出しなければならない。

第八条 (1) 家内労働委託者は、作業の委託、完了後の引渡及び代金の支払の場所に関する事項を、家内労働被用者へ通知するために最近の使用及び引渡の条件を明示した通知を、見易い場所に掲示しなければならない。

- (2) 掲示には次の事項を含まなければならない。

(a) 家内労働を委託し、かつ引渡しを受ける時期及び場所に関する事項

(b) 家内労働者又は下受人の提供すべき材料に関する事項及びその材料の貸与に関する事項
(c) 賃金明細書

(d) 賃金支払の時期及び場所に関する事項

(3) 賃金明細書には、一週間毎に支払うべき金額を明示しなければならない。もしそれが不可能の場合は、明確に定められた計算方法が示されなければならない。用いられる帳簿の写本は、明細書と共に示されなければならない。

(4) 賃金が第四十三条に基く家内労働団体協約、又は第三十四条に基く家内労働決定の適用をうけるときは、その文書を、周知させるために掲示しなければならない。

(5) 家内労働委託者は、その委託が家内労働被用者の自宅又は作業場においてなされた場合には、使用条件、引渡条件及びそれのすべての修正を、受託者に周知させる方法を講じなければならない。これがなされたことの確証は、第十条に定める報酬証明書に記入してなければならない。

(6) すべての家内労働被用者は、第二項(a)、(b)及び(d)に基いて定めらるべき事項の写を交付されなければならない。

(7) 賃金明細書に関する規定は、最初に単独で計画することが必要な新装又は新蔵匠の製品には適用しない。

第九条 賃金は、少なくとも毎月一回計算し、支払われなければならない。毎週、取極めの日に支払可能な額の前払いを、完了した作業に応じてなされなければならない。既に稼得した賃金額はいかなる場合でも、使用の終結の際には支払われなければならない。

第十条 (1) 第三条又は第四条に定める家内労働者又は下受人に直接に家内労働を委託する者は、

自己の負担において、報酬証明書を各人に交付しなければならない。

- (2) 委託者は、特に次の事項を報酬証明書に記入しなければならない。

(a) 各々の家内労働の配布について

配布月日

作業の様式及び数量

推定労働時間又は計算方法を明示した作業の単価

引渡の決定月日

(b) 各々の完了作業の引渡しについて

引渡月日

家内労働者又は下受人の供給した原料及びその他の材料に対する貸付額

貸金総額

貸金からの控除及びその理由

貸金として支払われる額及び(特別の場合)経費を補償するため支払われる額

前金として支払われたすべての額

- (3) 家内労働委託者は、報酬証明書が整備されかつ慎重な態度を保存され、記載事項が適当な時期に記入されるような方法を講じなければならない。

- (4) 家内労働使用者は、その報酬証明書を、最後の記入の日から三年間保存しなければならない。

- (5) 労働監督官、家内労働委員会、第三十九条に定める家内労働抗告委員会及び社会保険機関の要求あるときは、報酬証明書を提出しなければならない。

(6) 報酬証明書の形式及び内容に關する細目は、社会行政連邦省の命令で定める。

第十一条 家内労働を委託する目的で、第四条に定める仲介人を使用する者は、自己の負担において、当該仲介人に報酬証明書を交付しなければならない。他のすべての点については、第十条の規定を準用する。

第十二条 (1) 日曜日及び祝祭日法（同時に施行）に列挙する休日には、家内労働を委託し、或いは完了した作業を引渡してはならない。社会行政連邦省へ中央労働監督官庁へは、相当の理由あるときには、使用者と被使用者の利害を代表する法定団体の意見を聞いて特定地域における個々の部門の家内労働を前記の規定から除外することができる。

(2) 労働監督官は、個々別に、特定時間における家内労働の委託及び完了作業の引渡しを禁止することができる。

第十三条 (1) 家内労働委託者は、家内労働の委託及び完了作業の引渡しが甚だしい時間の空費なしに行われるよう留意しなければならない。

(2) 家内労働委託者が四十五分以上待たせたとときには、その時間を補償しなければならない。その支払は賃金の基礎となる時間当りの賃率に基いて算定する。

(3) 家内労働被用者が、家内労働の委託又は完了作業の引渡しのために定められた時間に、委託者又は作業の受取人に連絡をしないときは、その待時間に対する支払を請求することができな

第十四条 (1) 家内労働者の過労を防止するために、報酬証明書に記入される委託作業の量は、

健康な労働者が、他の援助を受けずに関連の製品部門に実施されている労働時間内になしうる量を超えてはならない。家内労働委員会は、労働監督官の意見を聞いて、特定の製品部門

に關して、一定期間中に報酬証明書に記入することのできる作業量に關して、一般的な規則を定めることができる。前記の規則が定められていない場合で、疑問の生じた場合は、労働監督官は、委託許容量を決定しなければならない。

(2) 婦人及び年少者を家内労働に使用する場合は、夜間労働を行わず、かつ、特別の労働者保護規則に正当な注意を払った上で、注文を完成することができるよう、引渡しの時期を斟酌しなければならない。夜間労働とみなされる時間については、当該製品部門に適用ある労働法規の定めるところによる。

第十五条 (1) 下受人が使用する作業補助者及び見習は、未熟練工に現在適用されている労働時間の規定の適用を受け、十八才未満の者については、年少者に關する規定の適用を受ける。

(2) いかなる日にあつても、作業補助者又は見習が、作業場において、法の許容する最長時間の作業をなしたときは、使用者は、その日に他の作業をすることを命ずることはできない。その命令は作業場における労働と家内労働の時間の和が法律又は団体協約の定める最長限を超えない範囲においてのみ有効となる。

第十六条 家内労働の行われる作業場は、業務の性質上可能な範囲において、そこに使用される者の生命、健康及び道徳上の危険を防止するように、注意され設備されなければならない。

第十七条 (1) 社会行政連邦省は、被用者と使用者の利害を代表する法定団体及び関連家内労働委員会の意見を聞いた後、商業復興連邦省の同意を得て、製造、改造、加工又は包装の方式が、家内労働被用者又は消費者の生命又は健康についての危険を含んでいるすべての製品部門について、政令でその家内労働を禁止し、又は家内労働を実施する方法に關して、特別の規則を定めることができる。

(2) 第一項の規定に基いて特別の規則が定められた家内労働の最初の委託がなされたときは、第五条の規定に基いて提出される届出中に、この事実を明確に記入しなければならない。規則の制定に先立ち、既にそのような家内労働が委託されていた時は、規則施行の日から一週間以内に、第五条の規定に基く届出を更に行わなければならない。

(3) 第一項の規定に基く規則が定められていない製糸部門について、その作業に特有な性質のために、そこに使用される者にとつて生命、健康又は道徳上の危険が存在するように思われるときは、労働監督官は一定形式の家内労働の委託を、個別に禁止し、又は家内労働の履行条件を定めることができる。

第二章 休日、年次休暇、疾病手当

第一節 休日に対する給与

第十八条 (1) 家内労働者は祝祭日法（同時に施行）に列挙する休日について、以下定める規則に従い、休日手当を受ける権利を有する。

(2) 休日手当は、家内労働者の賃金（年次休暇手当を含む）に対する補足分の形式で支給される。前記の補足は、経費を補償するための支払を除いた、純賃金の 50% とする。この補足は、賃金自体に算入してはならない。休日手当は、六月十五日及び十二月十五日以降の最初の賃金支払日に間に合うよう計算し、その日に支給されなければならない。それ以前に契約関係が終了したときは、休日手当は、最後の賃金支払日に間に合うよう計算し、その日に

支給されなければならない。支払は定められた計算方法で個別に報酬証明書に記入されなければならない。

第十九条 第十八条に定める諸規定は、第三条又は第四条の規定の適用ある下受人及び仲介人の休日手当についても適用する。但し、家内労働団体協約又は家内労働決定により、異なる標準及び異なる支払日を定めることができる。

第二節 年次休暇

第二十條 (1) 各々の作業に六ヵ月以上にわたり継続的に使用された家内労働者は、年次休暇の権利を取得する。年次休暇の権利が確定した役、それを上回つて雇用された月の端数は、次の休暇の権利のために算入する。

(2) 第一項の規定に基づく休暇の権利を取得しうる作業を含んでいる期間は、第五項の定める中断の際の酌量の場合をも含み、「照合期間」(*The period of reference*)と称する。照合期間は、完全に使用された月のみが含まなければならない。その期間は、最初の休暇の権利については、使用開始に始まり、すべての後の休暇の権利については、前の照合期間の最後の日の終了に始まる。

(3) 休暇の率は、まだ年次休暇がとられていない雇用の月毎に、一労働日とする。右の率は、五年（六十年）以上の継続使用の後には一・五労働日、十五年（百八十年）以上の継続使用の後には二労働日に増加する。

(4) 第一項及び第三項の規定は、家内労働に使用される年少者にも適用する。但し、当該年少者が、満十八才となった暦年の終りの日まで、雇用の月毎に二日の休暇を与える。

(5) 第一項の規定に基づく休暇の権利及び休暇の期間等のためには、一回の中断もない六十日以

上の使用は、すべて加算される。

(6) 一九四七年抵抗犠牲者扶助法 (Resistance Victims Assistance Act) (同時に施行) の適用を受ける者が、政治的理由で拘束されていたことを証明することができる期間には、すべて、休暇の期間を計算するに当っては、算入しなければならない。

(7) 家内労働者が疾病又は事故のため、作業を遂行することのできない期間は、年次休暇に含まれてはならない。

(8) 家内労働者が二人又はそれ以上の使用者へ又は下受人又は仲介人へに使用されているとき、その休暇の権利は、前記の者の各々との関係を別個に決定される。

第二十一条 (1) 年次休暇の始期は、事業場の都合及び家内労働者の休暇の可能性に適當な考慮を払い、正当な休暇が各使用年ごとに付与されるように、使用者へ又は下受人、仲介人と家内労働者との合意によつて決定されなければならない。

(2) 休暇の分割は、休暇の総計が十二労働日を下回らず、かつ、六労働日以下の期間にならないならば、することができる。但し、その場合であつても、分割分の一つが、少くとも六日を含んでいなければならない。家内労働団体協約は、これと異なる取極めをすることができる。

(3) 年次休暇期間にあるか、現在年次休暇中の家内労働者に対しては、家内労働を委託してはならない。

第二十二條 (1) 家内労働者は、年次休暇の期間中、以下定める規定に従つて、年次休暇手当に附いての権利を有する。

(2) 前項の手当は、第二十條第二項に定める照合期間に支払われるべき賃金の四%とする。この数字は、第二十條第三項の定めるところに従い、五年以上の継続使用の役には六%、十五年

以上の継続使用の役には八分に増加する。

- (3) 第二項にいう「支払われるべき賃金」とは、照合期間中、第九条の規定に基いて計算し、かつ、支払われるべき賃金の総計をいう。

- (4) 第二項に定める年次休暇手当の算出法は、家内労働団体協約によつて変更することができ、る。

- (5) 「賃金」には、照合期間中に支払われるべき休日手当及びその期間中に受領したすべての年次休暇手当を含む。但し、経費を補償した支払はこれに含まない。

- (6) 年次休暇手当は、休暇の開始の際に、支払われなければならない。休暇が分割されたときは、手当の相当分が、休暇の分割分の開始に際して支払われなければならない。

- 第二十三条 (1) 家内労働者が、第二十條第一項の規定に基く年次休暇の権利を取得する前に、その使用が終了したときは、年次休暇に関する将来の権利について、補償の支払を受ける権利を有する。右の支払は、総使用期間の合計に基き、年次休暇が与えられなかつた期間に支払われるべき賃金について、第二十二條の規定に基く適当なパーセンテージを計算されなければならない。

- (2) 家内労働者が、既に権利を有する年次休暇をとる前に、使用が終了したときは、もし年次休暇をとつていれば支払われるべき年次休暇手当と同額の補償の支払を受ける権利を有する。
- (3) 家内労働者が、正当の理由なくして、期限前に使用を終結したときは、年次休暇及び補償の支払に関する権利を喪失する。

- 第二十四条 年次休暇手当及び補償の支払は扶養に因する請求についてのみ差押えることができる。

第二十五条 第二十二条及び第二十三条の規定に基いて支払われるすべての金額は、支払の都度報酬証明書に記入されなければならない。右の記入には、次の事項を含まなければならない。支払の日、支払の理由。照会期間の最初及び最後の日並びに算入された完全雇用の月数。妥当な額を算出するための基礎として用いられた賃金。年次休暇の始期と終期又は年次休暇の分割分。支払われた額。

第二十六条 (1) 第三条及び第四条の適用をうける下受人及び仲介人は、年次休暇手当の方法でその賃金へ経費の補償に因する支出を除き、休日手当を含む一に対する補足分の権利を有する。

(2) 第一項の規定に基く補足分及びその支払の日について、家内労働団体規約に何らの規定もなされていないときは、家内労働委員会が家内労働決定で定める。補足分は少くとも四％に相当するものでなければならない。補足分は、十二月十五日から六月十四日までの期間については、六月十五日以降の最初の賃金支払日に、六月十五日から十二月十四日までの期間については、十二月十五日以降の最初の賃金支払日に、それぞれ支払われなければならない。それ以前に契約期間が終了したときは、補足分は最後の賃金支払日に同に合うよう計算し、その月に支給されなければならない。

(3) 第一項及び第二項の規定に基く補足分は、賃金に算入しない。補足分は別個に会計帳簿に記入されなければならない。

第三節 疾病手当、フリスマス賞与

第二十七条 (1) 家内労働委託者と正規の使用関係にある家内労働者は、この連邦法の他の規定

に加えて、次の特別規定の適用を受ける。

(a) それらの者が疾病又は災害の場合には、関連製品部門における作業補助者に適用する団体協約の定める手当を受ける権利を有する。このような団体協約による規定のない場合、十四日以上の使用の後に、疾病又は災害のため、一週間以内の比較的短い期間業務を遂行することができず、かつ、そのことが労働者の故意又は重過失に起因するものでないときには、その手当を受ける権利は継続する。

(b) これらの者は、関連製品部門における作業補助者に適用ある団体協約に定められているようなフリスマス賞与を受ける権利を有する。

(2) 家内労働者が、過去三十九週間に十三週以上、又は過去七十八週間に二十六週以上、家内労働委託者に使用され、かつ、その期間を超えて作業補助者の正規の労働時間に相当するだけの時間数の労働をしたときは、第一項の規定のためには、正規の使用関係にあるものとみなす。

(3) 第一項及び第二項の規定は、二又はそれ以上の家内労働委託者と正規の使用関係にある家内労働者にも準用する。

第四章 家内労働委員会

第一節 設置及び機能

第二十八条 (1) 第二十九条に定める家内労働の分野に關する事項を取扱うため、家内労働委員会を設置する。

(2) 特別家内労働委員会は、特に重要な家内労働の部門に關する事項を取扱う、他のすべての家内労働の部門に關する事項は、一般家内労働委員会が取扱う、各家内労働委員会の権限は、オーストリア全國に及ぶ。

(3) 一般家内労働委員会及び特別家内労働委員会は、ウイーン調停委員会に附屬して設置する。
(4) 他の地の調停委員会に附屬して特別家内労働委員会を設置することが効果を確實ならしめるために望ましいと思われるときは、社会行政連邦省は、商業復興連邦省及び司法連邦省の同意を得て、かつ、被用者と使用者の利害を代表する法定団体の意見を聞いた後に、政令で必要な措置を講じなければならない。

(5) 家内労働委員会は、その機能の遂行に當つては、調停委員会々長の命令には服しない。
(6) 各種の家内労働委員会の取業別の所管範圍は、商業復興連邦省の同意を得て、社会行政連邦省の政令で指定する。

第二十九条 (1) 家内労働委員会の機能は、その所管範圍に屬する家内労働の部門について、使用及び引渡条件を決定することにある。前記の機能の遂行に當つては、特に次の諸点について責任を有する。

(a) 家内労働決定を發すること。

(b) 第四条の規定に基き、下受人及び仲介人に關して、包括命令を制定すること。

(c) 第十四条の規定に基き、一つの報酬証明書に記入することのできる作業量に關して、一般的な規則を定めること。

(d) 使用者、下受人、仲介人、家内労働者、それらの階層の利害を代表する団体又は労働協賛官庁からの申請に基いて、その賃金計算が現行の家内労働へ又はその他の団体規約又

は決定、又は使用契約と同一であるということを立てし、かつ、一箇当り又は仕事当りに支払うべき賃金を算定すること。

(e) 裁判所又は行政官庁の請求に応じて、委員会の発した家内労働決定又はすべての家内労働団体協約の解釈に關する見解を発表すること。

(f) 委員会の発した家内労働決定及びそれとともに綴り込まれた家内労働団体協約の記録を保管すること。

(2) 第一項(d)に定めた義務のため、家内労働委員会は、小委員会（賃金算定小委員会）を設置する。

第三十条 (1) 各家内労働委員会は、会長一名、一名又は二名以上の副会長（必要ある場合）及び必要な人数の委員をもつて構成する。

(2) 委員は、当該家内労働委員会の所管範圍に屬する各種の製造部門について、使用者、家内労働者、下受人、仲介人の各階層から選任する。委員は、公務員、及び関連階層の利害を代表する団体の被用者からも選任することができ、

(3) 家内労働委員会は、第二項に規定する階層の何れにも屬さないが、家内労働の関連部門について、必要な経験と知識を有する適當数の専門家を、投票権を有しない委員として含まなければならない。

(4) 会長及び副会長は、オーストリア労働會議所（*Austrian Congress of Chambers of Labour*）、オーストリア労働徒同盟（*Austrian Federation of Trade Unions*）及び連邦商工会議所（*Federal Chamber of Trade*）の共同推薦に基づき、社会行政連邦省が、リコールを条件とした無期限任期で、任命する。会長、副会長が公僕として公平かつ

良心的態度で義務を遂行する旨の宣誓をまだしたことがないときは、社会行政連邦大臣の面前でその宣誓を行わなければならない。

- (5) 委員は、社会行政連邦省が任命する。第二項に定める委員の任命は、被用者及び使用者の利害を代表する法定団体の推薦、即ち、家内労働者を代表する委員については、オーストリア労働会議所がオーストリア労働統同盟の同意を得てなした推薦、使用者、下受人及び仲介人を代表する委員については、連邦商工会議所の提出した推薦に基いて行われなければならない。第三項に定める委員の過半数は、オーストリア労働会議所の推薦に基き、他の半数は、連邦商工会議所の推薦に基いて任命しなければならない。

- (6) 第四項及び第五項の規定に基いて推薦をなす権利を有する団体が、権利の行使を求められ、それから二ヵ月以内に、それを行従することができなるときは、社会行政連邦省は、任命に關するいかなる勧告にも拘束されない。

第三十一条 (1) 会長、副会長、委員には二十四才以上のオーストリア国民のみが、送任される

ことができる。一九四六年附審員及び素人判事法 (*Jurors and Lay Judges Act*) に基く刑事法廷の判決によつて失職した者は、会長、副会長又は委員になることはできない。

- (2) 委員は任期五年で任命される。就任に先立ち、委員は、会長の前で、公平かつ良心的態度で義務を遂行する旨の宣誓を行わなければならない。正規の五年の任期の途中で任命された委員の任務は、その任期の終るとともに終了する。任期満了の結果、退任する委員は、代りの委員が送られるまで、その職務を継続しなければならない。任期満了の委員の再任は妨げない。

- (3) 任命後、委員の任命について法的瑕疵があるか、或いは委員が重大な犯罪について有罪で

あるか、或いは継続的に販賣を怠っていると認められるときは、社会行政連邦省は、その君を解任しなければならない。販賣的資格が著しく変化したために、代表者として任命された階層の利害を守るために、その君がもはや適当な人物とみなされない委員も、同様に解任しなければならない。社会行政連邦省は、委員の推薦母体である団体の要求へ正当の理由のあるによつても、委員を解任することができる。この委員解任の要求には、すべて、前らしい委員任命の推薦を添付しなければならない。

第三十二条

(1) 各家内労働委員会の議決は、家内労働者、下受人、仲介人の請求の何れを討論するかによつて、構成の異なる委員会の会議でなされる。

(2) 会議は、家内労働委員会の会長又は副会長が主宰し

(a) 家内労働者の請求に關する事柄については、投票権を有する四人の使用側委員、投票権を有する四人の家内労働者側委員とともに、下受人側の一人の諮問委員、仲介人側の一人の諮問委員、専門家側の二人の諮問委員から成る会議を招集しなければならない。

(b) 下受人の請求に關する事柄については、投票権を有する四人の使用側委員、投票権を有する四人の下受人側委員並びに家内労働者側及び専門家側を代表する各二人の委員（面首とも発言権は有するが、投票権は有しない。）から成る会議を招集しなければならない。仲介人の請求に關する事柄の場合は、下受人側を代表する委員を、仲介人側を代表する委員と置き換える。

異なつた階層からの委員を送任するに當つては、過ぎうる限り、議決によつて影響をうけるべき各製品部門が代表されるように、各々の場合について注意を払わなければならない。家内労働委員会の一般的事務（賃金算定小委員会の編成問題を含む）については、第二項

(2) に定める方法で、その二倍の人数をもつて、会議を構成する。

(4) 会議を開くに当つては、会長又は副会長及び、各階層から招集された投票権を有する委員の少くとも半数が出席すれば、定足数に達したものとす。

(5) 投票権を有して、一つの階層を代表して出席する委員の数が他の階層又は階層群からの人数よりも多いときは、最年少の委員又は多数階層の委員は、投票権を有しない。

第三十三条 (1) この連邦法が別に定める場合を除き、投票の過半数が賛成すれば家内労働委員会の議決は採択されたものとみなす。会長は最後に投票する。賛否同数の場合は、会長の投票で決する。

(2) 会長が必要とみなしたときは、諮問委員である専門家に加えて、更に特別の経験又は知識を有する他の者を会合に出席させることができる。家内労働委員会において、投票権を有する何れかの側からその要求があるときには、会長はその者を会議に出席させなければならない。右の者は投票権を有しない。

(3) 社会行政連邦省及び管内に家内労働委員会が事務局を設置している労働監督官庁は、家内労働委員会又は家内労働抗争委員会の会合に代表を送ることができる。この代表は、要求すれば、発言する権利を有する。

第二節 家内労働決定

第三十四条 (1) 各家内労働委員会は、その所管範囲内にある家内労働の部門について、家内労働者、下受人及び仲介人のために使用及び引渡しの条件を決定する家内労働決定を採択することができる。家内労働決定の適用を受けるべき者の使用及び引渡条件が家内労働団体協約でまだ定まっていないうちに限り、発しなければならない。

(2) 議決には、決定の条件、範囲、期間、有効期間を表示しなければならない。

(3) すべての家内労働決定は、ウィナー・ツァイトウンズの官庁付録で公布しなければならない。

(4) 社会行政連邦省、管内に家内労働決定が実施される労働監督官庁及び被用者と使用者の利害を代表するのに適当な団体は、家内労働委員会から、各々決定の写を受領しなければならない。家内労働委員会は決定の写の一部を、家内労働決定後に綴り込まなければならない。

第三十五条 (1) 家内労働決定は、決定中で他の日を指定しない限り、ウィナー・ツァイトウンズの官庁付録に公布した次の日から施行する。

(2) 家内労働決定の取扱う事柄及びその適用ある地域に關しては決定の条件が最低基準としての法的拘束力を生ずる。この効力は、個人間のいかなる規定によつても取消し又は制限することができない。特別の規定は、それが家内労働受託者にとつて、より有利であるか、或いは家内労働決定が取扱っていない権利に關するものである場合のみに有効である。

第三十六条 (1) 家内労働委員会は、自らの作成したすべての家内労働決定を取消し又は修正することができる。

(2) 家内労働決定の効果について、会長又はその決定の採択に關与した一方の側の委員の半数が動議を提出したときは、家内労働委員会は、決定の廃止又は修正を検討することに着手しなければならない。

(3) 第三十四条第二項から第四項まで及び第三十五条の規定は、すべての家内労働決定の廃止又は修正にも準用する。

第三節 包 括 命 令

第三十七条

(1) 家内労働委員会は、団体交渉当事者、或いは下受人側又は仲介人間の家内労働委員会の半数から、その実施についての提案がなされたときは、包括命令の制定を検討しなければならない。かかる命令を制定する前には、使用者と使用者の利害を代表する正當な法定団体の意見を聞かなければならない。

(2) 家内労働委員会は、自らの作つたあらゆる包括命令を、修正又は廃止することができ、第一項の規定はその場合に準用する。

(3) 包括命令を制定し、修正し又は廃止するすべての家内労働委員会の議決は、ウィナー・ンファイトウングの官庁付録に公布する。社会行政連邦省、関連労働監督官庁及び被用者及び使用者の利害を代表する正當な団体は、家内労働委員会から写しを受取らなければならない。

(4) 第一項及び第二項の規定に基づいて制定されたすべての命令は、命令中に他の日を指定しない限り、ウィナー・ンファイトウングの官庁付録に公布した次の日から施行する。

第四節 資金算定及び証明

第三十八条 (支払われた資金の正確さを証明するための小委員会の構成) (省略)

第三十九条 — 第四十条 (小委員会の決定に対する抗告のための家内労働抗告委員会の構成) (省略)

第五節 通 則

第四十一条 (手続) (省略)

第四十二条 (委員の手当) (省略)

第五章 家内労働団体規約

第四十三条

1) 家内労働は、家内労働者、下受人及び仲介人に關する、使用及び引渡しの条件、及び契約當事者間の法的關係を定める家内労働団体規約によつて規制することができる。右の団体規約はすべて文書でなされなければならない。

(2)

家内労働団体規約は、被用者と使用者の利害を代表する法定団体、及び一九四七年団体規約法第三條に基き、団体交渉當事者として保証された自由意思の會員制度を基盤とする。被用者及び使用者の協會が締結することができる。自由意思の會員制度を基盤とし、団体交渉當事者として保証された下受人及び仲介人の協會は、使用者と家内労働団体規約を締結することについてのみ交渉能力を有する。

(3)

自由意思の會員制度を基盤とする協會が、団体交渉當事者として保証され、その協會が家内労働団体規約を締結したときは、被用者と使用者の利害を代表する法定団体は、その協會の會員と関連のある範圍で、協會の締結した規約の有効期間中に、団体交渉當事者になることを中止しなければならない。

(4)

家内労働団体規約の条項の効果は、個人の契約によつても取消したり制限したりすることとはできない。家内労働団体規約で禁止されていなし範圍における特別規定は、それが家内労働者にとってより有利であるか、或いは団体規約中に取扱つていない事柄に關してのみ有効である。この規定は、下受人と仲介人の場合において一方を使用者、他方を下受人又は仲介人として締結された家内労働団体規約に關しても適用する。

第四十四条

1) 別に定めない限り、すべての家内労働団体規約は、その地域的、販賣的、人的

範圍内において、投約の成立に關与した団体の構成員であつたか又はその後に構成員となつたすべての使用者、家内労働者、下受人及び仲介人（以下「投約の適用を受ける者」という）に適用する。

(2) 家内労働団体投約の適用を受ける使用者、下受人又は仲介人の事業場が、他の者に譲渡されたときは、投約はその者にも適用する。

第四十五条 (1) 家内労働団体投約の各条項は、それらが当事者間の法的關係に關連がない以上は、その地域的、職業的及び人的範圍内において、第四十四条第一項にいう投約の適用を受ける者の向のすべての家内労働契約の必須な部分とみなす。

(2) 家内労働団体投約中にその施行の日に關する規定を含んでいないときは、ウィナートンアイトウングの官庁付録に公布した次の日から効力を発する。

(3) 投約の適用を受けない者であつて、投約の適用を受ける使用者、下受人又は仲介人に使用されている家内労働者に対しても、家内労働団体投約は効力に及ぼす。但し、その家内労働者に適用ある別の家内労働団体投約が締結されたときは、この規定は適用を中止する。

(4) 投約の適用を受けない者であつて、投約の適用を受ける使用者に使用されている下受人及び仲介人に対しても、第三項の規定を適用する。

(5) すべての家内労働団体投約は、その地域的職業的及び人的範圍内において、あらゆる既存の家内労働決定に優先する。

第四十六条

(1) 家内労働団体投約の締結後十四日以内に、家内労働者の、又は家内労働に使用

される下受人又は仲介人の、利害を代表する契約主体は、当事者が正當に署名した同一の寫二通を、その職業に相應する家内労働委員会に寄託しなければならない。使用者の、又は

下受人又は仲介人の一割當を代表する契約主体と。その締結した家内労働団体規約を、その
職業に相配する家内労働委員会に提出する権利を有する。

(2) 家内労働委員会は、規約の写の一通を、寄託の証明を付して、寄託者に返却しなければ
ならない。他の写は、家内労働委員会が家内労働団体規約終りに保存しなければならない。

(3) 家内労働委員会は、寄託されたすべての家内労働団体規約をウィナー・ソカイトウングの
官庁付録に、その原文を掲載して公表しなければならない。公表は、規約の寄託の日から一
週間以内に行わなければならない。公表の費用は、両当事者が折半しなければならない。

第四十七条 家内労働団体規約の寄託者は、社会行政連邦省、ウィーンにあるオーストリア中央
統計局、規約の適用を受ける地域の労働監督官庁、及び当事者でなくて規約の適用を受ける使
用者へ下受人又は仲介人へ及び家内労働者の利害を代表する法定団体に、その写を送付しな
ければならない。

第四十八条 第四十五条及び第四十七条の規定は、家内労働団体規約の修正と、その効力の拡張
の場合にすべて準用する。

第四十九条 (1) 家内労働団体規約が、その有効期間に達して何らの規定を有しないときは、一
年後には、暦月の最後の日に終了するという三月目前の予告によつて、いつでも終了させる
ことができる。書留封書で相手方になした予告は有効である。

(2) 終了の予告を発する当事者は、予告期間の終了の日から三日以内に、当該家内労働委員会
に、家内労働団体規約の終了を届出なければならない。この届出は相手方もすることができ
る。

(3) 協会が、団体交渉当事者として保証を失ったときは、その締結した家内労働団体規約は、

その保証を撤回する旨の決定が、ウイナー・ツァイトワングの官庁付録に発表された日から失効する。

(4) 般用者又は使用者を代表する法定団体が締結した家内労働団体協約は、家内労働団体協約は、家内労働団体協約を締結するための団体交渉当事者として保証された協会が締結した協約が失効する日から、限会の構成員に同じしては、失効する。

(5) 第二項に基く届出を受けてから一週間以内、又は事情によっては、第三項又は第四項に定める日から一週間以内に、家内労働委員会は、すべてウイナー・ツァイトワングの官庁付録に、家内労働団体協約の失効を発表しなければならない。第四十六条第三項の規定はこの場合に準用する。

(6) 家内労働委員会は、家内労働団体協約簽の中、家内労働団体協約の失効を記録しなければならない。右と同時に適当な労働監督官庁にそれを通知しなければならない。

第五十条 家内労働団体協約は、失効前の契約又は新しい契約の各々について、新たに家内労働団体協約又は家内労働決定がなされるまでは、失効した協約の適用を受けていた契約に同じして、失効後もその効力を継続する。

第六章 賃金の保護

第五十一条 使用及び引渡の条件に同じするあらゆる事項に同じする情状を、労働監督官庁、家内労働委員会、賃金決定小委員会及び抗告委員会に提供し、また、要求に応じて、報酬証明書、加

工品 材料見本その他 報酬の決定に必要な事項については、使用者、下受人、仲介人及び家内労働者の義務である。

第五十二条 労働監督官庁は、家内労働団体規約、家内労働決定又は個人間の契約に基いて設定された使用及び引渡条件が履行されているか、及び休日、年次休暇についての規則が守られているかについて監督しなければならない。

第五十三条 (1) 労働監督官庁が、既定の賃金を下回る賃金の支払を発見したときは、その使用旨、下受人又は仲介人に対して、その差額を支払い、かつ、監督官庁の定める相当期間内にそれを支払つたことの証拠を提出するよう要求しなければならない。使用者、又は下受人又は仲介人がこの証拠を定められた期間内に労働監督官庁に提出することができないとき、又は支払命令の基礎となつている賃率を採用していることを陳述できないときは、監督官庁は賃金算定の証明及び適當な報酬の算定について、賃金算定小委員会へ申請書を提出しなければならない。この場合において、既に小委員会の最終的決定がなされている場合、抗告委員会を審議中の場合、又は既に両者を検討中の場合にあつては、申請書を提出しなければならない。

(2) 第一項の解釈において、下回る賃金の支払が存在するかどうかを決定する基準は、家内労働（又はその他の）団体規約又は決定、それのないときは、個人間の契約に基いて支払われるべき賃金とする。休日手当、年次休暇手当又はその補償に対する請求が十分に充たされていない場合も下回る賃金の支払とする。

第五十四条 (1) 労働監督官庁は、家内労働へ又はその他の（団体規約又は決定に基いて支払われるべき賃金と比較して、下回る賃金の支払が、常に又は反覆して行われていることを発見し、

たときは、その事実を当該地区の行政官庁に通報しなければならない。

(2) 右の通報には、課すべき刑罰についての勧告を付することができる。

(3) 地区の行政官庁は、通報を受けてから二週間以内に取調べを定めることができる。地区の行政官庁が予備調査の結果、告発は取下げるべきであるとか、或いは労働監督官庁が勧告したよりも軽い刑罰を課すべきであると判断するときは、判決に先立って、労働監督官庁にその立場を陳述する機会を与えなければならない。判決の写しは、労働監督官庁に送付しなければならない。その他の点については、一九四七年労働監督法 (*Labour Inspection Act*) に同時に施行し第十一條を準用する。

第五十五條 仲介人を使用する使用者は、家内労働者又はその他の一団体的契約又は決定に基づいて設定された使用及び引渡条件の不履行によつて、家内労働者又は第三條、第四條の規定の適用を受ける下受人の蒙る賃金の損失に対し、仲介人と共同責任を負う。この共同責任は、休日手当、年次休暇手当又はそれらに代る補償にも及ぶものとする。

第五十六條 第四條の規定の適用を受ける仲介人を使用する使用者が、その報酬を支払う際に、家内労働者及び下受人に対する家内労働者又はその他の一団体的契約又は決定に定める賃金と見合うには不十分な報酬であることを知つていたか、又は周囲の事情から知りうる者であつたときは、その結果として生ずる損失について仲介人に対し債務を負う。

第七章 雜 則

第五十七條 この連邦法に定めのある事項以外のことに用する法令中の労働者保護に関する規定

は、従前通り適用する。

第五十八条 本法に基く家内労働被用者の権利は、契約により、メこの連邦法中別に定めのあるところを除いてはいかなる家内労働団体規約、家内労働決定をもつてしても無効にしたり制限したりすることはできない。

第五十九条 何人も家内労働委員会に寄託された家内労働団体規約及び委員会の発した家内労働決定を、執務時間中に閲覧することができる。

第六十条 被用者及び使用者の利害を代表する団体及び社会保険団体は、家内労働委員会、賃金算定小委員会及び抗告委員会がその業務を遂行するに当つて、援助をしなければならない。

第六十一条 一、家内労働委員会及び抗告委員会の委員は、秘密の情報を漏らしてはならない。

(省略)

第六十二条 (一九五〇年労働手続法 (Labor Procedure Act) の適用) (省略)

第六十三条 (手続料及び印刷貼付義務の免除) (省略)

第六十四条 (罰則) (省略)

第六十五条 (一回以上有罪の宣告を受けた者の家内労働の委託を労働監督官が禁止する権限)

(省略)

第八章 経過規定

(省略)

第九章 附 則

第七十二條 一九四七年の連邦法で改正された、労働者の年次休暇に関する一九四六年七月二十五日の連邦法を更に次のように改正する。

一 第一條第三項を次のように改める。

3) 本連邦法の規定は、家内労働者には適用しない。

二 第六條第三項は削除し第四項、第五項を第三項、第四項に繰上げる。

第七十三條 1) 本連邦法の規定に反するすべての規定は、その効力を失う。

(2) 第一項の規定により特に、次の法文は今後廃止する。

一 一九三九年十月三十日の告示に統合された家内労働に関する法律

二 家内労働に関する法律に基く一九三九年十月三十日の政令

三 ドイツの社会保険法をオーストリアに導入した一九三八年七月九日の第二政令第三條の規定及びドイツの社会保険法を、オーストリアに導入する一九三八年七月九日の第二政令の管

理に関する監督令の第四條から第九條の規定

四 家内労働者によるゴム、皮及び同様の材料の膠付けに関する一九四二年七月二日の政令

五 戦争努力のため、王室家内労働の安全保障についての一九四二年十月一日の政令

六 休日の資金支払に関する一九四五年十月二十九日の社会行政州庁の命令の第三條の規定

第七十四條 1) この連邦法は、公布の日から六カ月後から施行する。

(2) (本法の管理の責任に当る省) (省略)

5. ベルギー

家内労働における賃金及び衛生問題を
規制する法律を整理統合する勅令

(一九五二年四月五日)

第一条 一九三四年二月十日法及び一九五〇年十二月十五日法はこの勅令の別表の通り整理統合する。
第二条 労働社会福祉大臣はこの命令を実施する責任を負う。

別 表

全国家内労働委員会の規則を決定する法律

第一条 以下に定める任務を有し、名称を「全国家内労働委員会」と称する一委員会を設置する。

(a) 家内労働者に関する一般的な労働問題を研究すること

(b) 前記(a)に定める労働者の賃金に関する問題であつて、一九四五一年六月九日付政令に基き設置された合同委員会によつて決定されていないものについて審議すること。

(c) この範疇の労働者に関する法規の準備にあたり、政府を援助すること。

(d) 当該労働者に関する安全と衛生の問題を審議すること。

この法律にいう家内労働者とは、自宅、使用者に指定されない作業場又はその他の場所で作業に従事し、かつ五人以上の補助者を使用していない労働者という。

第二条 全国家内労働委員会は最も代表的な使用者及び労働者の産業組合の勅令により特に定められる同数の代表者をもつて構成する。委員会は前記組合と関連を持たない者が司会する。

第三条 企業主たる委員(以下「使用者委員」という)及び労働者委員は、最も代表的な使用者及び労働者

の産業組合によつて提出された定員の二倍の候補者の中から国王が任命する。
候補者を指名しない場合には、前記以上の手続を必要とせず委員を任命する。

第四系 使用者委員及び労働者委員は、合意により議長を指定する。

各側委員各々全員の賛成を必要とする。

第一項及び前項によつて指定された議長は国王の承認を受けなければならない。

各側委員が合意に達しない場合には、国王は前記以上の手続を必要とせず、議長を任命する。

第五系 委員の指名と同様の手続により、委員と同数の代理委員を指名しなければならない。

代理委員の地位に并する個々の候補者名簿を提出しなければならない。

第四系の規定に従い、副議長二名を任命しなければならない。

第六系 委員及び議長並びに代理委員及び副議長の任期は六年とする。

前項に該当する者の再任を妨げない。

第七系 労働社会福祉大臣は、全国委員会の常任書記を任命する。

大臣は、職務の量から見て必要と認める場合には、書記補を任命しなければならない。

第八系 賃金問題の審議を要請された場合には、全国委員会は、二名の使用者委員及び関係家内工業の

二名の労働者委員を委員の選挙で定めることができる。

選挙されるべき委員は、正規委員の任命に参与した使用者及び労働者の産業組合が提出した定員の

二倍の候補者より選出する。

候補者を指名しない場合には、前記以上の手続を必要とせず本系の委員を選挙する。

第九系 関係家内工業が二つ以上の職種の労働者を台む場合には、全国委員会が審議を依頼された職種

に属する労働者かつ委員を選出する。

第一の条 関係産業又は職種に以前雇した労働者又は以前労働者であつた者は 当該産業又は職種の労働者として取り扱う。

全国委員会は、関係産業の労働者により創設された産業組合より代表者を任命することができる。

第一一系 第一四系 「議決の定数、出席義務、宣誓、会合の場所」

第一五系 全国委員会は、家内労働者の最低報酬に関する問題を解決する必要があると認める場合には、管轄合同委員会に当該問題を附託するよう労働社会福祉大臣に要請しなければならない。

当該合同委員会は、附託の日より六週間以内に大臣に対し、当該合同委員会の決定を報告しなければならない。大臣は全国委員会に対し委員会の要請に基づき取つた措置を通知しなければならない。

当該合同委員会が前項の決定をしない場合には、全国委員会は当該合同委員会に代つて問題を審議し決定しなければならない。

委員会の委員は、一人又は複数でもつて、合同委員会が決定していない報酬問題を含み全国委員会の所掌事務範囲内のあらゆる問題を委員会に附託することができる。

全国委員会の決定には、すべて出席委員の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

第十六系 委員会は調査を実施するため、二人以上の委員を任命することができる。

調査を実施するための任命された団体は使用者委員及び労働者委員各同数をもつて構成する。

第一項に従つて任命された委員は、関係家内労働者、工場又は作業所において同一又は類似の職業に従事する労働者及び前二種の労働者を使用する企業主を召喚し聴問することができ、企業主は、自ら出席することを欲しない場合には、自己の選任する代表者を出席させることができる。但し当該代表者は企業主の使用する労働者の賃金その他の労働条件を熟知するものでなければならない。

調査を実施する委員は、第三項に定める労働者又は企業主が所属する産業組合の組合長、副組合長

及び書記を召喚し、質問することができる。

召喚状は書留で送付し、委員会議長が署名しなければならない。

調査を実施する委員は、作業場の調査をすることが出来る。

第一七条 調査の終了にあたり、申請人たる労働者又は企業主並びに関係使用者及び労働者の組合の代表者に対し委員会に出席を求めなければならない。

前項の組合が関係雇業の家内労働者多数又はその家内労働者を使用する企業主の多数を代表しない場合には、委員会は、交渉にあたって他の全ての関係労働者又は企業主が代表を出席させることを承認しなければならない。

本系に関連する事項の告示は、ベルギー官報に掲載しなければならない。

第一八条 最低報酬を決定するにあたって委員会は、工場又は作業所において同一又は類似の作業方法を用いる労働者が同一柱脚及び結果の同一又は類似の労働に対して受け取る最低賃金を基準として考慮しなければならない。

前項の労働者が時間給又は日給で賃金を支払われる場合、製品一個の製造に要する標準時間を計算しなければならない。家内労働者に対する最低賃金の決定に当っては、計算された時間に相応する最低賃金を基準として考慮する。

工場又は作業所において同一又は類似の方法を用いて行う同一類似の労働が存在しない場合には、委員会は、他の家内労働者に対して支払われる最低賃金を基準として考慮する。

前三項に定める各々の場合において、賃金率に影響を及ぼす可能性を持つすべての要素を考慮に入れなければならない。

第一九条 適切と認められる場合には、地域別に最低賃金率を定めるものとする。

作業の性質、結果及びその他の作業の分類に従つて最低賃金率を定めることができる。
適当と認める場合には、賃金を支払われている徒弟に対し特別最低賃金率を定めるものとする。

第二〇条 第一五条に基き全国委員会が決定した最低賃金率の支払、その他委員会の所掌事務範囲内の事項にかゝる決定は、労働社会福祉大臣の勧告に基き勅令で強制力を与えることができる。

第二一条 前条に従つて国王により発せられた命令はベルギー官報に公示しなければならない。
命令は、関係産業又は職種に属する一人以上の家内労働者を使用する企業主を拘束する。

第二二条 全国家内労働委員会によつて決定され、勅令によつて認可された最低賃金は、年令的又は身体的精神的久限によつて、関係家内労働者が一時的又は永久に標準能力の作業をなし得ないと認められる場合には適用しない。

前項の能力の地位は、全国委員会が労働監督及び産業医学監督官と協議の後、三分の二以上の議決によつてその存在を推定する。

全国委員会は、前項の議決と共に関係労働者に対する特別最低報酬を定めなければならない。

第二三条 特別の命令によつて別段の定めのある場合を除き、委員会の決定を認可する勅令はベルギー官報に公示された日に続く十日に発効する。

家内労働者が製品を引き渡し報酬を受け取る場所内であつて目につき易い場所に、雖なく読み得る字体を使用した本文の写しを掲示しなければならない。

全国関係労働者の理解を可能ならしめるため、本文は、仏・和若しくけ独語又は前記二つ以上の国語を用いて記述しなければならない。

第二四条 企業主は、使用する全家内労働者が無料で配布された貸金手帳を保持することを保証しなければならない。

貸金手帳の様式及び使用者に対する指図は、勅令で規定しなければならない。

貸金手帳の様式及び指図は、当事者間で同意に達した貸金額、労働者に実際に支払われた賃金額並びに為此のした作業の性質及び技術を表示する事項を企業主が連続的に記入する様考慮して定めなければならない。

貸金手帳を保持するために必要とする出生証明及び他のすべての書類は無料で発行しなければならない。

企業主は、家内労働者の氏名、住所並びに賃金として支払われた金額及び支払がなされた日を特別の帳簿に記入する義務を負う。

この法律の適用を受ける企業主は、国王によつて監督に關連して定められたすべての規則を遵守しなければならない。

第二五系（第三三系）「監督、貸金手帳の作成、罰則、起訴の制限」

第三四系 家内労働者が使用されている地区の地方自治体当局が委員会に対し、家内労働者の健康に關する問題の検討を要請した場合には、委員会は当該要請に応じなければならない。

全国委員会は、安全及び衛生の問題に關して下した結論を労働社会福祉大臣に報告しなければならない。大臣は当該報告を公衆衛生中央委員会及び産業安全衛生委員会に提出しなければならない。

全国委員会の結論が適切である場合には、勅令により、当該結論に強制拘束力を与えなければならない。

前項の勅令は、すべて規定の遵守を監督する規定を定めなければならない。

第三五系 「安全衛生勅令違反に対する罰則」

工業的家内労働に関する法律

(一九一八年二月十五日)

第一条 この法律において家内労働とは、使用者又は仲介人のために労働者により報酬を得て行なわれる工業的労働であつて、労働者の家庭、作業の手順について使用者に監督されないその他の場所又は仲介人の作業場において行なわれるものをいう。

仲介人とは、使用者より仕事を請負い、その完成を目的として労働者と契約するものをいう。この法律において使用者に關して定められた諸規定は、仲介人に對しても適用する。

家内労働委員会(オセ条)は、作業又は労働が本法の適用を受けるか否かを定めるものとする。

第二条 すべての使用者は、使用する家内労働者の特別名簿を保持しなければならない。仲介人を使用する場合には、使用者は仲介人たることを示して名簿に仲介人を記入しなければならない。仲介人は、使用する者の労働場所が家庭であるか仲介人の作業所であるかを問わず、その者の名簿を保持しなければならない。

使用者(仲介人)は毎年二月末日以前に地方監督当局(オ六条オ一項)に對し、前年度中の名簿の写し二通を送付しなければならない。その一通は当該当局が保持し、他の一通は家内労働委員会に転送しなければならない。

第三条 家内労働者を使用する使用者は、各種の家内労働に對する最低工賃率表を、家内労働者がよく接近する場所に掲示するか又は利用し得るよう措置を取らなければならない。

使用者は、毎年二月末日以前に家内労働委員会に對し、前年度中の賃金表の写し一部を送付しなければならない。

第四条 使用者は、家内労働者に對し賃金手帳を交付しなければならない。使用者は委託された仕事、

完成品の引渡し、支払賃金及び控除等に関する当座の記録を賃金手帳に記入しなければならない。賃金手帳にはこの法律の写しを記載しなければならない。

使用者及び労働者は契約を締結しなければならない。支払わらるべき賃金は、特別の契約によつて異なる期間について台意に達した場合を除き少なくとも一週に一回、通算で支払わなければならない。

第五系 工業的職業の労働者を保護する法律の適用を受けない家内労働の場合には、地方監督機関は作業の行われる部屋が受当と考えられる衛生条件を十分に充すように監視しなければならない。人力以外の動力が使用される場合には、機械等が作業場の労働者及びその労ものを不應の事故に起因する危険から適切に防禦すべく設置しかつ維持されるように注意を払わなければならない。

監督機関は、障害を発見した場合には、それを除去させなければならない。監督機関は衛生条件の改善を目的として指導要綱を作製することができる。

家内労働委員会は、特に非衛生的な家内労働について、居間と兼用の部屋又はあらゆる場所で行うことを禁止することができる。委員会は、家内労働を通じて病気が伝播することから住民を保護する目的で規則を定めることができる。

第六系 家内労働が労働者の家庭で行なわれる場合には、この法律の遵守についての監督は衛生局が行い、その他の場合には工場監督機関が行う。

地方自治体に工場監督機関がない場合には、衛生局がすべての家内労働を監督する。

管轄政府部局の定める規則に従つて、監督に当る機関は工場監督官及びその補佐を援助しなければならない。

第七系 家内労働委員会は、この法律の遵守を監督する上級機関であり、国王が任命する。委員会は、事務局をフリスチアナに設け、男女を問わず三名——王が特に定める場合には五名——の委員をもつ

て構成する。委員長及びその代理は商人、工業経営者又は家内労働者であつてはならず、かつ委員会
の決定に対して経済的利益関係を持つものであつてはならない。使用者及び労働者は、他の委員及び
その代理の中にあつて、同数の委員を持ち、出生得る限り家内労働が行なわれている業種から選出し
なければならぬ。

この法律によつて家内労働委員会に課した特別の義務に加え、委員会は、家内工業の労働条件を調
査しなければならない。要請があつた場合には、家内労働者の地位を改善するために提案し、家内工
業に関連する事項について当局に勧告をしなければならない。委員会は、当局の定める規則に従い、
医師、主任工場監督官及び労働委員会と協力しなければならない。

委員会は、毎年その活動報告を当局に提出しなければならない。

第八系 最低賃金決定に因するこの法律の規定は、あらゆる種類の衣服及び刺繍製品を製造する業種の
家内労働にのみ適用する。

国王は、前項に該当する業種の目録を作成する。国王は、この法律を家内労働によつて行なわれ
る他の業種に適用すべきことを宣言することができる。

家内労働委員会は、個々の事例について或る作業が目録に示されている業種に属するか否かを決定
する。

第九系 家内労働委員会は、前条に基き最低賃金を定めることができる業種における賃金状態について
特別の調査を行うことができる。この調査は、ある業種の六名以上の労働者又は使用者が申請した場
合には、これを行なわれなければならない。

調査の結果、委員会がある業種の賃金状態が不満足であると認める場合には、委員
の全部又は特定の部分に最低賃金を定める賃金審議会の設置を

時に多数の業種を含むことができる。合同貸金審議会又は種々の特別貸金審議会を設けることもできる。委員会が当該決定を下すに先立つて、当該地方自治体当局は報告書を出さなければならない。

貸金審議会は、労働者の雇所又は作業場所の如何を問はず、当該地方自治体内に営業所を持つ使用者のために遂行する家内労働に對し最低賃金を定めなければならない。家内労働委員会は、一つの貸金審議会が二つ以上の地方自治体における賃金状態を規制すべきことを定めることができる。

家内労働委員会は、当該貸金審議会の設置令中にその权限の範圍を明らかにしておかなければならない。設置令は、当初考慮された以外の作業過程又は業種に拡張することができる。

第一の条 貸金審議会は会長及び四名を下らない範圍で家内労働委員会が定める数の委員——男女を問わず——をもつて構成する。会長及びその代理は商人、工業經營者又は家内労働者であつてはならず、かつ審議会の決定に對して経済的利害關係を持つものであるであつてはならない。使用者及び労働者は審議会の委員及びその代理の中に同数の委員をもち、出來得る限り最低賃金を決定しようとしている業種から選出しなければならない。

地方自治体当局は審議会の委員及びその代理を任命する。任命に先立ち、新聞又は地方自治体が適当と考えるその他の方法によつて告示し、審議会の構成員の指名にあたつて当該業種の使用者及び労働者の団体並びに当該地方自治体にあつて利害關係をもつ他の団体を招かなければならない。

審議会が、同時に二つ以上の地方自治体における賃金状態を規制しようとする場合には、当該各地方自治体は、労働者一名、使用者一名計二名を下らない範圍で家内労働委員会が定める数の委員を任命しなければならない。

家内労働委員会は、会長及びその代理を任命する。任命に先立ち家内労働委員会は誰を任命すべきかについて、地方自治体によつて任命された委員、所管の地方自治体当局及び知事の見解を聴取しな

ければならない。

委員及び会長は、二十五才以上のノルウェー国民でなければならぬ。公事における投票権を喪失した者又は公職につく権限を剥奪された者は除外する。

当該地方自治体の住民であつて六十才を超えない者は、任期三年の賃金審議会の委員又は会長の指名を受諾しなければならない。任期を終了した者は、職務に服した期間と同一の期間の間、再任を拒否することができる。

第一一一条 賃金審議会は、その管轄範囲内の業種に対し最低時間賃金を定めなければならない。

最低賃金を定める場合には、当該地方にあつて作業場及び工場において行われる同一又は類似の労働並びに他の家内労働者に対して支払われる一般的な賃金率を考慮しなければならない。賃金は、標準的な技能をもつ労働者がその率にしたがつて通常稼得する額を定めなければならない。

最低時間賃金を定める場合には、作業場及び工場における賃金との関連上、それによつて家内労働を消滅させることがないよう注意しなければならない。

一つの業種の中に数種類の労働者を含む場合において審議会が適当と認めるときには、各種類別に別個の賃金率を定めることができる。

審議会は、最低時間賃金率の外、出稼得る限り当該の全部又は一部の製品について最低出稼賃金率を定めなければならない。出稼高賃金率は、標準的な技能をもつ労働者に最低時間賃金を保証するように定めなければならない。

第一一二条 「賃金審議会が事柄を調査する方法、審議会の傍聴禁止」

第一一三条 「決定を作成する方法」

第一一四条 「家内労働委員会による決定の公示、一箇月以内になされる異議申し立て」

第一五系 家内労働委員会は、審議会の決定を承認し、修正を加え又は再附託できる。委員会は、決定された種々の賃金率相互の間に均衡を保つことに注意しなければならない。決定は委員会が二月を下まわらない範囲で定めた期間の経過の後、効力を発する。

第一六系 労働者に対し、定められた最低賃金率から仲介人に対する報酬を控除することなく、全額を支払わなければならない。

労働者が原料その他の費用を支出した場合には、決定の中に定められた最低賃金額がその費用を含むことが明白に規定されている場合を除き、特別支払によつて補償しなければならない。

第一七系 「家内労働委員会は、家内労働が消滅せられようとしていることを認めた場合には、家内労働に對して定められた最低率を作業所及び工場で行なわれる労働に拡張適用し、又はその労働に對して特別最低賃金を決定することができ、

第一八系 「使用者は、所定の時間率に代る止永高について家内労働委員会の承認を求めることができる。」

第一九系 「第二〇系 「家内労働委員会は、決定の解釈に關し、賃金審議会と協議することができ、すでに決定された最低賃金の審議を再開することができ、

第二一条 「最低賃金を定める業種において団体協約が通用する場合には、家内労働委員会は、協約をもつて賃金審議会の決定に代えることを承認することができ、

第二二系 「当局は、作業場等に立ち入り、帳簿等を検査することができ、

第二三系 「監督機関の執照保持の義務、

第二四系 「家内労働委員会及び賃金審議会の委員長及び全長並びに委員の報酬、

第二五系 「家内労働委員会及び賃金審議会の全員の割当て、

第二六系 「罰則、

第二七系 「附則、

第三〇系 この法律は一九一八年七月一日に発効し、一九二三年六月三十日まで失効する。

注 今日に至るまで効力を持つづけられている。

第二部 一般労働法典中に家内労働を規制しているもの

1. フランス労働法典 第一卷 第三篇

第一節 家内労働者の賃金

(一九四二年六月二六日の法律)

第三三条 (一九四一年八月一日および一九四三年六月二八日の法律)、本節の規定は家内労働者に適用する、

以下の条件を具備するすべての者は、この規定における家内労働者とみなす。この場合、労働者として使用者との間に法律上の從屬關係が存するか否か、労働者が使用者の直接的かつ慣習的監督の下に労働するか否か、または労働者が労働する場所および労働者が使用する工具が、労働者に属するか否か、または労働者が自ら附屬品を獲得するか否かを、詮索するを要せず。かつ労働者が取業登録法に記載される否かの事情に拘泥することを要しない。前述された以下の条件とは次の如くである。

一、または數個の工業的、商業的、手工業的企業にして、公的たると私的たると、宗教的たるとあるいはその否とを問わず、また取業放育もしくは慈善事業の性格を有するものといえども、それらの企業のため請負報酬により、直接的に、または中介業者もしくは取次業者により結ばつけられた労働を実行すること、

二、社会保険に關する一九三五年一〇月二八日の政令オ一条オ三項(オ一五)に規定される者以外の他の協力者を利用しないこと、

労働と共に、使用される原料の全部または一部を提供する者は、家内労働者たる性格を保有する。但しこの場合、労働者が使用する原料を製品の最後の收得者たる仕事の提供者より、または仕事の提供者が指示した原料の供給者にして、労働者が相談する義務を有する者より購入する場合に限る、

以下の各条に規定する最低賃金は、上記の条件において適宜実行されるすべての労働に適用される
第三三条の二、（一九四一年八月一日の法律及び一九四三年六月二十八日の法律）工業的、商業的、手工業的企業にして、その性質の如何を問はず、私的、公的、非宗教的、宗教的、または職業教育もしくは慈善事業たる性質を有するものであつても、そのすべての事業主、すべての仲介業者、取次業者または下請買人にして、家内労働を実施せしめる者は、その旨を労働監督官に届出でなければならぬ。
更に、労働者、および必要の場合、右労働者と共に働く労働者についてそれらの労働者の申告に従い、その氏名、年令および住所を示す取替名簿を備付けなければならぬ。

第三三条の三、（一九四一年八月一日及び一九四三年六月二十八日の法律）家内労働者に仕事を提供するときは、次の事項を記載した帳簿又は手帳を、少くとも二部作成しなければならぬ。

仕事の提供者の社名および住所、

仕事の提供者が、商業登録簿または手工業登録簿に記載されず、かつ商業の資本を所有しない下請買人である場合は、その帳簿又は手帳に、その下請買人が関係する企業主の氏名および住所をも、記入しなければならぬ。

（一九五四年十二月二十四日の命令）労働者の性質、分量、提供月日、労働を行った期間その労働に適用される手向賃または賃金、

労働者に負担させる供給品の性質および価格

手向賃の正味額は、同一品目に対しては、次の条文中に提示された額を下回つてはならない。

（一九五四年十二月二十四日命令）完成された労働を引渡す際には、次の事項が手帳または帳簿に記載されなければならない。
a 引渡期日、
b 金額、
c 労働者が収得する手向賃、
d 加算される仕事場の費用、
e 有給休暇手当、
f 法律により使用者に強制される控除、
g 本巻才五の系に規定された限度

において、使用者、仲介業者、または取次業者により利害関係者に負担させる附帯費用、上記オニ項のり、に列等された各事項を含み、上記オニd、eに云う費用および控除額を差引いた後に、労働者に支払われ、または支払われるべき正味金額

各々の労働に関する記入は、手帳又は帳簿の謄本に写示すべき同上の番号によらなければならない。仕事の供与者は謄本を一年間保存しなければならない。労働監督官の要求に応じそれを提示しなければならない。他の一組の謄本は労働者に交付し、労働者の所有するものとする。

手帳、帳簿および本条に定められた謄本、ならびにオニ三三条aに定められた登録に、記入せられる不正な記載は、オニ九条aに定められた軽犯罪を構成する。

いかなる場合においても、支給される賃金または手問賃は、手帳、及び帳簿に示された賃金、または手問賃を下廻ることはできない。

(一九五四年一月二四日命令)、労働社会保障大臣の命令は、家内労働、または或る産業部門に属する家内労働に対し、全領土または或る地方において、本条に規定された手帳、または帳簿に代わる他の管理方法を用いることができる。

第三三条c、(一九五四年一月二四日命令)、家内労働を行つた期間、労働に適用される手問賃、または賃金、仕事場の費用はすべての仕事供与者により、集合場所または労働者に原料を引渡し、完成された製品の收授される場所、それを永久的に掲示しなければならない。

(一九四一年八月一日法) この規定は、原料の引渡しと製品の收授が事業主、仲介業者、または下請買人により、直接労働者の私宅で行われるときは、適用されるものではない。

第三三条d、(一九四三年六月二八日の法律)、家内労働に適用する手問賃は、法定労働時間中の中等度の熟練労働者に対し、少くとも取業別地或別に決定された最低賃金に、仕事場の入費を加味し、次

その各条に定められた条件により決定せざるような方式により計算されねばならない。

第三三条 e (一九四一年八月一日と一九四三年六月二八日の法律) 県知事は、同一職業に従事し、工場で労働し、その職業の各種標準労働を実施する中等度熟練労働者に対し、その地方において通常に支払われている賃金率を確保する。県知事は、斯くの如く設定された数字により、才三三条 e に規定される最低額を決定するこの目的のために、県知事は、賃金の通常の、標準的率の明細書の作成に關し、(一九三七年八月一日の命令が一九三七年四月一日の命令により改訂せられた) 一九三七年四月五日の労働条件に關する命令(一九四三年八月八日の政令により、一部改訂せられた)の第三条に従う。

県知事は、特に家内労働者の仕事場の費用を考慮するため、本条の才一項の条件において確保せられた賃金に適用すべき割増賃金を決定するため、前記に規定せられた委員会の意見を徴しなければならぬ。

当該職業について家内労働のみが存在する地方においては、県知事は、当該地方、またはその他類似労働の仕事場で行なわれる中等度熟練労働者の賃金により、委員会の意見を徴した上、その最低額を決定する。

かくして決定された最低額は、本節に關する裁定せらるべき紛議に於いては、労働審判所または治安判事の判決の基礎を提供するものとする。

当該産業において一般的に賃金率の変化が生じた場合は、関係官庁、関係事業主、または労働者の要求に基づき、官庁がこの最低額を改訂することができ、

第三三条 f (一九四一年八月一日の法律により廃止)

第三三条 g (一九四一年八月一日と一九四三年六月二八日の法律) 県知事は、一九三七年四月十日の政令により設置された委員会の意見を聴取した上、関係職業と関係地方における各種品目と各種労

労働者に対する連続的作業の実施に必要な時間表を、できるだけ速に整備する。

県知事はまた、予め設定されるよう且明細な労働の実施に対して、必要な時間表を同じような条件において整備する。

これらの時間表を設定するために、県知事は、二名の事業主（男子または女子）、二名の男子労働者または女子労働者、産業の性質によつては一名の男子労働者または女子労働者を、専門家の資格において委員会に招致する、この四名の委員は、その地方において、各自の職業を遂行するものでなければならぬ。

専門家の資格において委員会に招致せられた労働者委員には、日当が支給される。

このために必要とする経費は、県財政における義務経費として計上される。

（一九五四年一月二四日の命令） 労働社会保障省は、何時でも、自発的に又は取業団体若しくはすべての利害関係者の要求に基き、本国領土の一部又は全部に対し一定の管内労働の労働時間を命令をもつて決定することができ、右決定は敘令にわたるときは本条第一項に定められる権限ある県委員の意見を聴取した上とし、又領土の全部にわたるときは全国労働時間委員会の意見を聴取した上とし、

委員会の構成は各個の場合において労働社会保障大臣の命令をもつて定める、但し例外の場合に、方の特殊労働事情を考慮して本項に定められる労働時間に按配を加えることができる。

労働時間を定める労働社会保障大臣の命令は官報をもつて公布し、かつ当該県の行政集覧に挿入する。

第三三条九（一九四一年八月一日の法律） 経続的な製品、およびその明細が予め設立することのできる製品に適用される賃金の最低額は、この製品に關係する労働の実施に必要な時間数を乗じた最低時間賃金の積であるが、それは県知事が、オ三三條二項に規定された条件により決定する。

（一九五四年二月二四日命令）最低賃金の数字と、知事により確認され設定された賃金の数字は、前項に定められた最低賃金額と準しく、オミミ条子の規定に従つて整備された時間表と共に、それらが決定された日より最大限一カ月以内に、県知事により公表され、特に当該県の行政事業に掲げられる。

県庁の所在地に公示の日よりまる一日の期限後、最低賃金は、それが適用になる県、または地方の範囲において強制的となる。

労働社会保障大臣は自発的に、あるいはすべての関係取業団体または個人の抗議のある場合は、県知事をしてオミミ条子における委員会の新たな意見を敬せしめ、その後において、いつでも県の決定と相異なる家内労働最低賃金の実施を労働者に定めることができる。

第三三条ノ（一九一五年七月一〇日の法律） 労働審判所若しくは労働審判所のない場合は治安判事が、その権限内において、本節の適用に基くすべての紛議を裁定し、特に前各条に決定された最低額を下廻るすべての賃金計算を改訂する権限を有する。

（一九二八年二月一四日の法律） 支払われた賃金と支払われるべき賃金との間の不足額が確認された場合は、不充分に支給された労働者に対し、労働者が使用者に対し叫聲することができる損害補償金ではなく、その不足額は充たされねばならない。

すべての製造業者、仲介業者、または取次業者は、最低賃金を支払えなかったことに責任のある場合、民法上の責任を負うものである。

第三三条ジ（一九五四年二月二四日の法律） 実際に行つた労働に対して適用される賃金表に関する労働者の申立は、賃金の支給後おそくとも四カ月後に行なわれる限りにおいて、受理することができる。

（一九一五年七月一日の日法） この期間は、才三三系ノに公表された現金価格表を、労働者の利益のため適用させることを意図する訴訟には適用されない。

第三三系ノ （一九四一年八月一日と一九四三年六月二八日の法律） 労働大臣の提案に基く命令により、この行爲を許された団体および、仕事場において従事している労働者の一部または全部をもつて構成され、家内労働実施の産業がその地方にある取業組合は、損害を正当化することなく、前条の諸規定の不履行に対し、民事訴訟を行使することができる。またその団体は、被告がそれを要求し、右の団体がこの支払を確保するに充分な価値の不動産をフランスに所有せざる場合においては、右の団体に宣告さるべき費用および損害の支払に対し保証金を提供せしめることができる。

取業組合は、家内労働者の労働に關する諸規定により、利害關係者の委任を要せずして、その各組合員のための訴訟を行使することができる。ただし、利害關係者に通告され、利害關係者が、前記の措置に反対した場合は、この限りでない。利害關係者は、取業組合により提起された訴訟に対し、常に介入することができる。

前記の諸規定は、取業組合に關する法律により認められた諸權利を阻害するものではない。

第三三系ノ （一九四一年八月一日と一九四三年六月二十八日の法律） 労働審判所、および治安判事は、才三三系に規定された条件に基く家内労働に關する労働者の報酬について、すべての紛争がある場合は、裁判所の入口に掲示することにより、決定の基礎に供された最低賃金額と判決により生み出された現金定価表を公表する。この最低賃金額と定価格表が、前条により規定された条件に基き、前もつて決定され、または決定されず、且つ公表されると否とにかかわらず、前項の措置は必要である。

（一九一五年七月一日の日法） 才三三系ノにおけるすべての關係者、およびすべての団体は、労働

審判所事務局または治安判事の書記局において、これらの賃金の数字を、無料を写しとり、それを公表することができる。

第三三条の二 (一九四一年八月一日の法律により廃止)

第三三条の三 (一九四一年八月一日の法律と一九四三年六月二八日の法律) 事業主、仲介業者、取次業者およびその責任者は、家内労働を実施せしめる労働者に対して、前条による最低額を下回る賃金および手向賃を支給することは禁じられる。

2. イギリス 工場法 (一九三七七年七月三〇日)

第八篇 家内工業

第一一〇条 (一定業務に於て備付くべき家内労働者の名簿)

(1) 内務大臣の規則により隨時指定する業務に使用せらるる者に付ては工場の工場主及斯る工場主に依り工場の業務に使用せらるる請負人は

(a) 規定の書式及方法に依り右の者に依り工場外に於て工場の業務に労働者として又は請負人として直接使用せらるる一切の者(以下家内労働者と称す)の氏名及住所並に家内労働者が使用せらるる場所を記載せる名簿を備付くべし。

(b) 監督官が隨時要求すべき斯る名簿の写又は抜本を監督官に送付すべし。

(c) 過去六ヵ月間に自己の使用せる名簿の写を毎年二月及八月の両月中に地方庁に送付すべし。

(2) 地方庁は本条に依り受理したる名簿を調査すべく且其の名簿を調査すべく且其の名簿中に掲げらるる家内労働者にして其の就業の場所が当該地方庁の地域外なるものの氏名及就業の場所を其の就業の場所を管轄する地方庁に通知すべく。

(3) 工場主又は請負人の保管する名簿は監督官及地方庁より査閲を附与せられたる官吏が臨検する場

合之を提示すべく且地方庁へ送付せし写及一地方庁より他の地方庁へ通知したる事項は政府の監督官又は官夫が臨検する場合之を提示すべし

- (4) 本条は工場の業務（業務に要する原料が工場主より供給せらるる否とを問はず）に關連して仕事配給せらるる場所並に其の場所の事業主及前記業務に關し工場主に使用せらるる請買人に対し其の場所を工場と看做して之を適用す

- (5) 工場主若は前記の場所の事業主又は請買人にして本条に違反したるときは工場主、事業主又は請買人は一〇磅以下の罰金に処せらるべきものとす

第一一條（不健康なる場所に於ける被働者の使用）

- (1) 本条の適用を受ける業務が地方庁の意見として被働者の健康に有害若は危険なりと認むる場所に於て工場の業務の爲又は之に關連して行わるる場合に於ては地方庁は其の意見として有害若は危険なりと認むる矣の詳細及其の意見の理由を記載せる通告書を工場主若は之に使用せらるる請買人に送付することを得べく且工場主若は請買人が斯る通告を受理して一〇日を經たる後仕事配給するときは右工場主若は請買人は処罰せらるべきものとす 但し右の場所が通告書に記載ある共に於て有害若は危険なきことを其の事件を取扱つ裁判所に於て証明する場合此の限りに在らず

- (2) 本条の適用上仕事配給せらるる場所は工場と看做さるべきものとす

- (3) 本条は内務大臣の説くる規則に明示せらるる種類の業務に關し之を適用す

3 ブラジール

労働法 兵（抄）

（一九四三年五月一日制定）

Consolidacao das leis do Trabalho

第二章 最低賃金

第一節 定義

オヒ六条 「最低賃金」とは、使用者が正常な一日の労働に対して男女の別に係りなく、労働者（農業労働者を含む）に直接支払うべき且つ支払われる最低報酬にして、一定の時期及び区域において食料、住宅、被服、衛生及び交通について正常な必要を満たすに足るものをいう。

オヒ七条 労働者が自己の遂行した役務について支払を受ける権利を有する最低賃金は、最低委員会が本章の規定する方法により定める。

オヒ八条 報酬が仕事、課業又は出来高を単位として支払われるときは、労働者は、関係の地域、地方又は地区における正常な一日の労働について定められた最低賃金を下回らない日給の保証を受ける。健康に有害な作業に従事する労働者の最低賃金を決定するときは、最低賃金委員会は、関係地域、地方又は地区の正常最低賃金を五ロパーセントまで増加することができる。

ハロ条 委員会は、徒弟たる年少者の賃金を、関係の地域、地方又は地区の正常最低賃金の二分の一を下らざる水準に定めることができる。

一四条を超える一ハオ未満の年少者にして、自己に従事する職業について組織的職業訓練を受ける者は、これを徒弟とみなす。

の場合、こゝは最低賃金、 a 、 b 、 c 、 d 、 e は、それぞれ成年労働者の生活に必要な毎日の食料費、住居費、被服費、衛生費及び交通費を表わすものとする。

(7) 最低賃金の要素中食料を示す要素は、少くとも成年労働者の一日の栄養に必要な食料の正当に承認された一適表に記載する食料の総価額に等しくなければならない。

(ス) 地域、地方又は地区における一般的情況からみて得策とするときは、一定の食料は、前項に基
けた一覽表の定める労働価値を正當に考慮した後、一覽表の定める各品列における同等物をもつて
これに替へることが出来る。

(3) 労働大臣は、本条第一項に掲げる一覽表を定期的に改訂しななければならない。

第八二系 使用者が最低賃金の一つ又は二つ以上の要素を、物品で給付するときは、賃金の貨幣部分は、 $\frac{1}{2}$ と $\frac{1}{2}$ なる方式をもつて計算しなければならぬ。この場合、 $\frac{1}{2}$ は貨幣賃金、 $\frac{1}{2}$ は最低賃金、 $\frac{1}{2}$ は右の要素の肉體地域、地方又は地区における全価値を表わすものとする。

最低賃金の中賃幣をもつて支払われる部分は、いかなる場合においても、関係地域、地方又は地区について定めた最低賃金の三〇パーセントを下回つてはならない。

イハ三条 家内労働者は、最低賃金を受ける権利を有する。『家内労働者』とは、労働に対して賃金を支払う使用者のために、自宅又は家庭作業所において労働する者をいう。

第二節 地域、地方及び地区

第八四条 最低賃金を施工する目的上、全国は、州連邦区及び西ブラジル地方に従いこれを二地域に分割する。

最低賃金委員会は、これを各地域に設け、その事務所は、それぞれ州の首都及び連邦区並びに西アラジル地方の事務所内にこれを置く。

第八五条 最低賃金委員会の勧告に基き、かつ、労働社会福祉統計局と協議したる後、労働商工大臣は生計費指数を基礎として、地域を二つ以上の地方に分割することができる。にだし、各地方は五万人以上の人口を有しなければならぬ。

(1) 大臣の右の決定には、各委員会の管轄区域を明確にする目的をもつて、各地方に属する都市を一箇表に示さなければならぬ。

(2) 地域を二つ以上の地方に分割するときは、一つの最低賃金委員会は州の首都又は西アラジル地方の事務所内において取務を行い、他の委員会は最も経済的に重要な行政区において取務を行う。経済的重要性の程度は、過去二年間に徴収した連邦税の金額によりこれを評価する。

第八六条 市内、市外、農村又は沿岸区域における一般的な経済条件のため、地域又は地方において生計費の変動のあることを知りたるときは、労働商工大臣は、最低賃金委員会の勧告を基礎とし、かつ労働社会福祉統計局と協議したる後、これらの条件に応じて地域又は地方を再分割する権限を委員会に与えることができる。

本条の規定により設けられる従属地区委員会は、最低賃金委員会に従属し、地区委員会は、地区内の最低賃金について、最低賃金委員会に勧告を提出しなければならない。

節三 最低賃金委員会の構成

第八七条 最低賃金委員会の委員数（議長を含む）は、労働商工大臣がこれを決定する。にだし、五名以上一名以下でなければならぬ。

第八八条 使用者及び労働者の代表は、第九六条の定める方法により、資格ある産業団体がこれを選挙

し、かゝる団体の存しないときは、適法に登録した団体がこれを選挙しなければならない。代表は、団体員以外の者の中からこれを選出してはならない。

(1) 最低賃金委員会又は従属地区委員会の委員は、一定期間内に選挙されに使用者及び労働者の代表の中から、労働商工大臣がこれを任命する。

(2) 最低賃金委員会における使用者代表の数は、労働者代表の数と等しくなければならない。

第八九条 最低賃金委員会は、使用者代表又は労働者代表として、同一職種又は同一生産部門に属する二名以上の委員を含んではならない。

第九〇条 最低賃金委員会の任期満了三ヶ月前に、委員会議長は、関係地域、地方又は地区の使用者及び労働者の産業団体に通知し、新しい委員会の委員及び補欠者として任命するため、候補者のオ一次選挙を行うことを石田団体に要請しなければならない。

第九一条 最低賃金委員会の任期の最後の月から二箇目の月中に、各産業団体は、関係地域、地方又は地区の委員会議長に委員会委員候補者として選挙した三名の委員及び補欠たる候補者として選挙した左の三名の名簿を提出しなければならない。

第九二条 産業団体又は登録組合が存しないときは、委員会議長は、使用者及び労働者をそれぞれ代表する委員及び補欠委員を選挙する目的をもつて、使用者及び労働者の会議を招集しなければならない。委員会議長は、その会議の議長となる。

第九三条 従属地区最低賃金委員会使用者代表並びにそれらの補欠代表の選挙は、委員会の場合と同様の手続によりこれを行い、地区委員会議長は、選挙された者の名簿をその属する委員会議長に提出しなければならない。

第九四条 名簿を受理したときは、議長は、労働社会福祉統計局を通じてこれを労働商工大臣に提出し、

大臣は、委員会及び従属地区委員会の委員を任命しなければならない。

最低賃金委員会の労働商工大臣に提出する名簿には、名簿掲載者の属する産業団体又は組合の名称及び所在地を記載しなければならない。

第九五条 使用者又は労働者が出頭しない場合又は労使両団体の中一方若しくは双方が十分な人数の代表を指名しないときは、労働商工大臣は、選挙を行わないで任命しなければならない。

使用者が産業団体に属している否かは、産業団体の会費領収書により確定する。

第九六条 最低賃金委員会及び従属地区委員会の使用者代表及び労働者代表は、関係地域、地方又は地区に二年以上居住し職業に従事した旨を証明しなければならない。

第九七条 最低賃金委員会又は従属地区委員会の議長は、大統領が、労働商工大臣の勧告に基いて、善良な人格を有すると認め、かつ経済社会問題に精通するブラジル市民の中から、特別の許可をもつてこれを任命する。

第九八条 委員会及び従属地区委員会の委員の任期は二年とする。委員は、任期終了後これを再送することが出来る。

第九九条 最低賃金委員会又は従属地区委員会は、議長又は委員の絶対過半数がこれを招集する。

(イ) 最低賃金委員会又は従属地区委員会は、議長及び委員の三分の二が出席するときはこれを議事決定数とし、決定は、投票の過半数をもつてこれを採決する。

(ロ) 議長は発言権を有するが、決定投票権のみを有する。

第一〇〇条 最低賃金委員会及び従属地区委員会の委員は、会議に出席するときは、一会期五ロクロゼイロの報酬を受ける。ただし、一月最高ニワロクロゼイロとする。

第四節 最低賃金委員会の権限及び職務

第一〇一條 最低賃金委員会は、その管轄する地域、地方における最低賃金を定めることを職務とする。最低賃金委員、労働商工省労働社会福祉統計局、登録労働組合若しくは産業団体又はそれらの存しないときは、関係地域、地方若しくは地区に一年以上居住し且つ二親等以内の血族若しくは姻族関係にない者二名が最低賃金の改訂を要求するときは、右の委員会はこれを決定する職務を有する。

第一〇二条 労働商工大臣は、賦権により、登録労働組合若しくは産業団体の要求により又は最低賃金委員会の申請に基いて、労働者を各地域における必要且つ正常な生活条件の類似性に依じて、等級別に配分することができる。

第一〇三条 最低賃金は、地域、地方又は地区毎に、一般的又は関係地域、地方若しくは地区における条件の類似性及び正常生活の必要に依じて、これを定めなければならない。

第一〇四条 必要あるときは、最低賃金委員会に最低賃金の決定に必要な情報を提供する目的をもつて各地域、地方又は地区における一般経済事情及び労働者に実際に支払われる賃金を確認するため、統計調査を行わなければならない。

第一〇五条 給料又は賃金労働者を雇用する総ての者、企業、団体、組合、会社又は実業商社は、通告を受けた日から起算して一五日以内に、労働商工省の承認した書式により、実際に支払った最低の賃金及び労働者の為した作業の種類を記載する報告書を労働商工省又は同省の州内代表機関に提出しなければならない。

(イ) 本条の規定は、連邦政府、州政府又は地方自治体の役務又は事業を担当する者もまたは、これを遵守しなければならない。

(ロ) 労働商工省の発表する統計は、これを最低賃金委員会に提出しなければならない。統計が不十分

な場合は、委員会は、その管轄の地域、地方又は地区内に居住する関係者に直接要求して、前記の
な事項を蒐集することができる。

第一〇六条 最低賃金委員会は、第一〇九条にいう報告書及びその他の統計資料の受理のため、労働社
会福祉統計局から代表権を与えられ、労働商工省を代表する。

本条の目的上、最低賃金委員会は、その権限をその管轄する地域、地方又は地区における連邦、州
又は地方自治体の当局に委任することができる。

第一〇七条 最低賃金を決定するに際しては、最低賃金委員会は、最低賃金採択の基礎たる統計書類及
び最低賃金構成要素の価格を公表しなければならない。

第一〇八条 最低賃金委員会は、報告書を受理したときは、これを正しく分類し、一五日以内に、労働
商工省労働社会福祉局に提出しなければならない。この目的上、最低賃金委員会は、できる限り急速
な輸送手段を用いなければならない。

第一〇九条 労働商工省労働社会福祉統計局は、報告書受理の日から起算して四五日以内に、必要な資
料及び指示を最低賃金委員会に送付し、関係地域、地方又は地域における最低賃金を検討し且つ決定
するに必要な情報の査照及び完成の目的をもつて、委員会をしてこれを調査研究させなければならない
い。

委員会の調査研究は、そのために特に任命された技術専門家及び労働商工省職員の指導の下にこれを
行う。

第一一〇条 最低賃金委員会は、労働商工省労働社会福祉統計局の行う調査研究に必要な関係地域又は
地方における資料を蒐集し、その資料を予め定めた期限内に同局に提出しなければならない。

委員会は、その決定又は裁定の認証謄本一部を労働社会福祉統計局に遅滞なく提出しなければならない。

ない。

第一一條　カーワハ条及びカーン条の要件を具備するときは、勞働商工省勞働社会福祉統計局は、必要の資料を含みかつ關係地域、地方又は地区に適用する最低賃金を記載する報告書を、二十四日以内に最低賃金委員会に提出しなければならない。

勞働社会福祉統計局が正規の期限内に本条にいう資料を受理しないときは、同局は、同様の条件が一般的に存在する地域、地方又は地区と比較して報告書を作成しなければならない。

節五節　最低賃金の決定

第一二条　第一一條にいう報告書を受理したときは、最低賃金委員会は、九ヶ月以内に、關係地域又は地方の最低賃金を決定しなければならない。

(1) 最低賃金を定める決定は、公報又はその委員会の管轄する地域、地方又は地区において最大の発行部数を有する新聞紙及び共和国首都における官報 (*diaricio Official*) に、九日以内に三回、これを公告しなければならない。

(2) 前項の定める期間内に關係団体が所見を提出するときは、委員会はこれを受理しなければならない。右の期限が終了するときは、委員会は直ちに会議を開き、受理した所見を審議し、決定した最低賃金を変更又は確認し、二〇日以内に最終決定を公布しなければならない。

第一三条　訴訟は、最低賃金委員会の最終決定の日から起算して一五日以内に、勞働商工大臣にこれを提起することができる。

第一四条　最終決定を採択した最低賃金委員会の会議の議事録は、決定の適用を受ける地域、地方又は地区においてこれを公告しなければならない。

本条にいう議事録の認証謄本一部は、一五日以内に、委員会議長が勞働商工省勞働社会福祉統計局

にこれを送付しなければならない。

第一一五条 最低賃金委員会の最終決定を受理したときは、労働商工大臣は、各地域、地方又は地区における最低賃金を設ける旨の命令を、大統領に提出しなければならない。

前条や二項に定める期限内に前条にいう議事録の認証謄本を提出しない最低賃金委員会のあるときは、労働商工大臣は、類似条件が一般的に存在する地域、地方又は地区との比較し、肉保地域、地方又は地区の最低賃金を提案する勧告を、大統領に提出しなければならない。

第一一六条 最低賃金を定める命令は、官報公告より六ヶ月以後報酬を支払い他人の労働を利用する総ての者を拘束する。

(1) 決定した最低賃金は、三ヶ年有効とする。右の最低賃金は、その後さらに三ヶ年間変更又はそのまま継続することができ、労働商工大臣の承認した肉保最低賃金委員会の決定により三ヶ年間継続することができる。

(2) 肉保最低賃金委員会が、委員の四分の三の投票をもつて、経済不安により肉保地域、地方又は地区の経済、金融事情が根本的に変更した旨の決定をなすときは、最低賃金は、例外として、三ヶ年の有効期限終了前といえどもこれを改訂することができる。

第六節 総 則

第一一七条 労働契約又は団体協約にして、その適用を受ける地域、地方又は地区の最低賃金を下廻る報酬を規定するものはすべて、事實上無効にして、肉保使用者は、第一一二条の定める処罰の費を負わなければならない。

第一一八条 最低賃金を下廻る賃金を受ける労働者はすべて、反対の労働協約又は団体協約ある場合には、肉保地域、地方又は地区の最低賃金との差額を使用者に請求する権利を有する。

第一一九条 最低賃金との差額支払要求の出訴期限は、賃金支払の日から起算して二年とする。

第一二〇条 最低賃金に關する規定に違反した者は、五万円以上十万円以下以上の罰金、違反を重ねた場合はその倍額の罰金の責を負わなければならない。

第一二一条 ヤーロ五条、ヤーロ八条、ヤーロ一条、ヤー二三条及びヤー二四条の違反に對する罰金は、労働商工省労働社会福祉統計局長がこれを科する。ただし、一五日以内に労働商工大臣に提訴する権利を有する。提訴は罰金の附課を中止せしめない。

第一二二条 最低賃金委員会又は地区委員が、書面をもつて充分な理由を示すことなく、継続して三回会議に出席しないときは、右の委員は、これを免職し、資格ある紳々者がその地位に就くものとする。免職の委員は、ヤー二〇条に定める罰金の責を負わなければならない。

第一二三条 最低賃金委員会又は従属地区委員会の議長が、不作爲または不注意により、右の命令に違反し有罪となりたるときは、右の者は、これを免職する。ただし、ヤー二二条に定める罰金を科することをおげない。

第一二四条 いかなる場合においても、本章の規定の適用を口実として、賃金を減額してはならない。

第一二五条 最低賃金委員会議長は、労働商工労働社会福祉統計局を通じて、必要とする販賣の援助を労働商工大臣に申請する権利を有する。

第一二六条 労働商工大臣は、最低賃金の適用の監督に必要な指令を発しなければならない。ただし、有効な法規に従い、監督権を労働商工省の行政機関又は退職若しくは還族年金機関に委任することができる。

第一二七条 労働商工大臣は、労働社会福祉統計局長の外、権限者一名を任命する特別指令を発して、違反事件の審理及び適當な罰金を科する権限を与えることができる。ただし、罰金の金額を予め伏託

する場合に限り、一五日以内に労働商工省に提訴する権利を有する。

罰金は、本法典の「行政罰の適用」に關する部の規定に従い、これを回復することができる。

第一二八条 労働商工省労働社会福祉統計局は、統計資料の蒐集及び計算により、又は技術者しくは行政的性質の手段を用いて、最低賃金関係の規定を監督する責任を負う。

4 コーポレーア

労働法典（抄）

（一九五〇年八月五日制定）

（一九五〇年一月二〇日改正）

Código del Trabajo

第九〇条 （雇用契約）賃金を目的として使用者のために、一人でまたは家族の援助を得て、自宅において自己の労務を提供する者は、雇用契約の拘束を受ける。

第九一条 （事前許可）家内労働を為さしめんとする使用者は、事前に關係勞働監督官の許可を得なければならぬ。關係勞働監督官の許可を得られないときは、關係地方の市長の事前の許可を得なければならぬ。

第九二条 （勞働者に關する記録）家内勞働を為さしめる使用者は、關係勞働監督官が正当に認証し且つ署名した記録簿を備えなければならぬ。關係勞働監督官の認証及び署名が得られないときは、最高民事当局の認証及び署名を得なければならぬ。記録簿には左の事項を記載しなければならぬ。

(1) 勞働者の氏名及び作業を行う場所。

(2) 家内勞働者に引渡した各回の仕事の數量及び性質。

(3) 報酬又は賃金の形態及び金額。

(4) 作業を削減し又は停止した理由

第九三条 (賃金手帳) 使用者は、自己の雇用する家内労働者に、関係地方の労働監督官の署名した番
号付賃金手帳を無料で発給しなければならない。労働監督官の署名が得られないときは、最高地方民
事当局の署名を得なければならない。前条に掲げる事項の外、賃金手帳には左の事項を記載しなけれ
ばならない。

(a) 労働者に引渡した各回の原材料の価格及び住費並びに右の原材料の返還期日

(b) 労働者が仕事を完成して返還する月日

(c) 内金支払金額及び支払賃金額

第九四条 (報告) 家内労働者を雇用する使用者は、常に、労働行政当局の要求する情報、特に労働条件
及び自己の雇用する者に支払う賃金に関する情報を、労働行政当局に提供しなければならない。

X

X

X

第一四六条 (定額) 最低賃金は、労働者が自己及び家族の正常な物質的・精神的及び文化的必要を償
つために権利として請求できる賃金でなければならない。

第一四七条 (最低賃金決定の要素)

(1) 最低賃金を定める場合は、生計費、作業遂行方法、企業及び使用者の経済状態並びに各地区及び
産業部門の事情を考慮しなければならない。

(2) 農業労働者の最低賃金を定める場合は、使用者がその労働者に許与する住宅、農機具、燃料の使
用の如き現物による利益その他労働者の生計費を軽減する現物による利益を考慮しなければならない。
い。

(3) 最低賃金を定める場合は、使用者がその労働者に食事及び宿舎を供与する義務あるときには、こ

これについても考慮しなければならない。

第一四八条（最低賃金決定手続）

(1) 最低賃金は、契約、団体協約又は仲裁裁定によりこれを定めることができる。

(2) 政府は、労使合同委員会の見解を求めた後、一般に又は特定地区、特定職業、産業若しくは商業、特定地区における牧畜、農業若しくは林業に適用する最低賃金を定める権限を命令（所有有効期間中の命令）に基いて取得する。

第一四九条（法的効果）最低賃金の決定は、それより低い賃金を定める雇用契約を、自動的に改訂する。

5. ガテマラ

労働法典（抄）

（一九四七年二月八日制定）

第一五六条 自宅においてまたは自由に自ら選んだ場所において、使用者またはその代表者の直接の監督または指示を受けないで、物品を作製する者は総て、これを家内労働者とみなす。

労働者が特定の物品に作製し及びそれを使用者に売却するため、使用者が労働者に原材料を売却しその他の類似の回避行為を為すことは家内労働契約を構成し、本法典の規定の適用を受ける。

この種の回避行為は、これを禁止する。

第一五七条 一人以上の家内労働者を雇用する使用者は総て、労働行政当局の捺印許可した登録簿を備えて置かなければならない。

登録簿には次の事項を記入しなければならない。

(a) 労働者の完全な氏名

(b) 労働者の住所

(c) 家内労働に引渡した仕事の量及び性質

(d) 提供した原材料の数量、品質及び価格

(e) 労働者に原材料を引渡した月日及び労働者が完成品を返還しなければならない月日

(f) 支払うべき報酬金額

且つ使用者は証明書用紙二通を印刷して置き、労働者が自分に提供されなければならない原材料を受領する度にまたは当然受けるべき賃金の支払を受ける度に、その労働者としてこれに署名させ及び労働者が完成品を返還する度に使用者はこれに署名してその労働者に交付しなければならない。従ての場合に必要事項または細目を記入しなければならない。

当事者の中一方が署名方法を知らないときは、その者は捺印を押捺しなければならない。

第一五八条 作業に瑕疵ありまたは原材料の毀損が明らかなる場合は、使用者は、事件及び責任の分担の調査中、家内労働者の受ける賃金の十分の一まで減額する権利を有する。

第一五九条 家内労働者の報酬は、仕事の返還を受けたときまたは一週間を超えない期間毎にこれを支払わなければならない。報酬はいかなる場合においても、関係地帯における類似の労働に支払われる報酬または、家内労働者が使用者の作業所もしくは工場において労働した場合、同一生産高に対して支払われるべき賃金を下回つてはならない。

使用者はこの規定に違反した趣により有罪となつたときは、その者は、家内労働者に、家内労働者が支払いを受けなかつた賃金の二倍に相当する補償を支払ふ判決を受けらる。

第一六〇条 作業所の条件が著しく非衛生的でありまたは結核病もしくは伝染病が作業所に発生した場合、衛生当局または労働当局は、使用者および家内労働者に正式通告を発して、家内労働者を為すこととを要求しなければならない。かかる条件が既に存在しないことの証明を挙げまたは患者を移転させ

もしくは患者が治愈して住居所を消費した後は、住居費の許可を与えなければならぬ。

6 パナマ

労働法典（抄）

（一九四七年十一月十一日制定）

第一一〇条 「家内労働者」(Homeworker)とは自らまたは自ら自由に選択したその他の場所において、使用者またはその代理人の監督または直接の指示を受けないで、物品を複製する者をいう。

第一一一条 一人以上の家内労働者を雇用する使用者は、総て主務労働監督官の捺印、許可した、登録費を具え、家内労働者の完全な氏名、住所、家内労働者に引渡した仕事の数量及び性質、支払った報酬金額を記載しなければならない。

且つ、使用者は証明書用紙二通を印刷して置かなければならない。原材料を受領する度にまたは当然受けるべき賃金の支払を受ける度に、その労働者をしてこれに署名させ及び労働者が完成品を返還する度に使用者はこれに署名してその労働者に交付しなければならない。総ての場合に必要事項または細目を記入しなければならない。

第一一二条 仕事に期する瑕疵がありまたは使用原材料が労働者の不注意により毀損されている場合は、使用者は支払を拒否することができる。

第一一三条 家内労働者の報酬は、仕事の引渡しを受けたときまたは一週間を超えない期間ごとにこれを支払わなければならない。報酬はいかなる場合においても、関係地すにおける類似の労働に支払われる報酬または、家内労働者が使用者の作業所もしくは工場において労働した場合、同一生産高に對して支払われるべき賃金を下廻つてはならない。

使用者がこの規定に違反した處により有罪となつたときは、その若は、家内労働者に、違反の程度により十バルボア (Balboa) 以上五十バルボア以下の補償金を支払わなければならない。

第一一四条 作業所の条件が著しく非卫生的でありまたは結核病もしくは伝染病が作業所に発生した場合、衛生当局または労働当局は、使用者及び家内労働者に正式通告を發して、家内労働を爲すことを禁止しなければならない。かかる條件が既に存在しないことの証明を挙げまたは患者を移転させもしくは患者が治癒して、作業所を消毒した後には、作業復活の許可を与えなければならない。

7 ボリビア

労働法典 (抄)

(一九三九年五月二十六日制定)

第三一一条 「家内労働者 (Housework)」とは、明定した報酬を目的として、労働者の住宅、家庭作業所または使用者の住宅において、他人のために爲す労働をいう。この定義は左の者を包含する。すなわち、

(1) 出来高給により使用者のために、一人でまたは家族と住宅内の家庭作業所において労働する者。

「家庭作業所」 (Family Workshop) とは世帯主の血縁者にして常時世帯主と同居する者をもつて構成する作業所をいう。

(2) 使用者のために、数人が共同して、それらの者の中の一人の住宅において労働し且つその収入を分配する者。

(3) 日給、賃仕事または出来高給により、使用者の住宅において労働する者。直接公共のために行ふ労働は、これを家内労働と看做さない。

第三二条 本章（註一 家内労働）の適用を受ける使用者は、労働監督署に登録し、自己の雇用する労働者名簿を提出しなければならない。使用者はその引渡した仕事に關する特別記録簿を備え、自己に返還された仕事について労働者に領收書を交付しなければならない。

第三三条 報酬は、仕事と引替へまたは一週間を超えない期間毎に、これを支払わなければならない。第三四條 労働者は、瑕疵ある仕事を使用者に返還しまたは自己に引渡された資材料を損傷するときは、使用者は、労働監督官の許可を得て、損失を回復するまで、週賃金の五分の一まで控除することがで

きる。

第三部

最低賃金に関する法律が家内労働に
適用されているもの

(一九四五年三月二八日法律)

Wages (Councils) Act, 1945

(8 & 9 Geo. VI. c. 17)

As it provide for the regulation of wages (councils), and otherwise for the regulation of the remuneration and conditions of employment of workers in certain circumstances

(Dated 28th March, 1945)

第一部 賃金審議会の設置

第一章 賃金審議会設置に關する大臣の权限

- (1) 本法の一部の条項に基いて労働大臣(以下本法において「大臣」という)は 当該命令に定める労働者とその使用者に關し 本法の以下の条項に規定した取務を行うために賃金審議会の設置を命ずること、ができる。

- (2) 賃金審議会を設置する命令(以下本法では「賃金審議会命令」という)は 左の場合に大臣がこれを発することができる。

- (a) 大臣が当該命令に定める労働者の報酬を有効的に調整するに適當な機構が存在しないと認めかつこれらの労働者の全部又は一部の現在の報酬を考慮してかかる審議会を設置することが適當

であるとする場合

(b) 以下に定める事情の下において 本法のこの部の規定に基づいてなされる賃金審議会の勧告に従う場合

第二条（賃金審議会命令の申請及び調査委員会への付託）

(1) 労働者及びその使用者に関する賃金審議会設置の申請は、左に掲げる何れかの者が、何れも労働者の報酬雇用条件の決定のための現存機構が、存在しなくなつたか、又はその目的に適しなくなつたと思はれることを理由として、大臣に対してこれを申請することからできる。

(2) 合同産業協議会、調停委員会、又は労働者とその使用者を夫々に代表する団体により構成されている類似の組織

(b) 当該労働者の報酬と雇用条件の決定に慣行的に参加している組織であることを主張する労働者及び使用者それぞれ団体の共同による場合

(2) 前項の申請が大臣に対してなされた場合、大臣は本項及び(3)項について左に掲げる措置をとらなければならない。

(a) オーク(1)に基づく申請の場合、その組織がその労働者の報酬と雇用条件の設定に慣習的に参加しているという主張が理由であると認める場合、かつ如何なる場合においても調査委員会への右申請の付託を正当とする充分な理由があると認める場合、大臣は、申請を調査し、かつ答申させるために、委員会へ申請を付託する。

(3) 大臣が認めない場合は、その旨を申請者に通知する。この場合には、申告される新たな事実によつて大臣が決定を得るまでそれ以上の措置をとつてはならない。但し前二条の何れか一方の手続をとる以前に、大臣は必要と思料する申請に附して何等かの情報があれば、その提出を申請者

に要求することがある。

に要求することがある。

(3) (4)

本条第(1)項に基く申請を考慮するに際して 大臣が申請に従つて資金審議会を設置した場合 影響を受け又は受け得ると思われ合同産業協議会 調停委員会 若しくは労働者の団体と使用者の団体によつて構成される同種の組織が存すること。

(b) 又は前記の資金審議会の設置により影響を受け若しくは受け得ると思われる。右の申請に係る労働者以外の労働者とその使用者を夫々に代表する労働者の団体及び使用者の団体が存すること

右のいずれかを大臣が認めた場合には

それらの協議会 委員会 若しくは組織又は場合により団体が報酬と雇用条件の設定のための注意的な合同機関の当事者であるが資金審議会への申請の当事者でないときは 大臣は調査委員会への申請の付託を決定する前に申請をそれらの協議会 委員会若しくは組織又は場合により団体へ通告し 通告の日より一カ月を下りぬ期間で大臣が定める期間内に 提出された書面による意見を考慮しななければならない。大臣が調査委員会に申請を附託することと決定したときは 委員会へその意見の写しを送付しなければならない。

(4) 申請が調査委員会へ附託される以前に申請者により取下げられた場合には それ以上の措置をとることとはならない。

第三条(資金審議会命令の申請のない場合の調査委員会への付託)

前条の規定に違反しない限り 大臣は 労働者の報酬について有効的な調整のための適当な機関が存しないか若しくはその機関が 存続をやめ 又は当該目的に沿わなくなつたと思われ かつ、これらの労働者に報酬の合理的基準が維持されないと認めるときは 前条の申請がなくても それらの労働者

労者とその使用者に關して、資金審議会を設置すべきか否かの問題を調査委員会へ附託することかて
さる。

第四條 (調査委員会への付託に關する手続)

(1) 前二條のいずれか一方に基づき大臣が調査委員会へ付託をなすときは、付託の問題のみでなく委員
員会が付託に關係あると見做す疑問又は事項を考慮することは委員会の義務である。とくにその
地位が前記の労働者又はその一部と共に扱われるべき労働者(即ち付託に特定された労働者又はその
一部の者によつて行われる労働の補充的・補助的又はこれと密接に結合している労働に従事すると
委員会が認める労働者)が存在するか否かを考慮しなくてはならない。調査委員会に対する右の如
き付託に關しては、委員会が關係している労働者に対する本法の本部分に定める付託は、前記の労
働者及び前記のその他の労働者に対する付託としてこれを解釈する。

(2) 委員会が關係している労働者又はその地位が別個に取扱われるべきであるとき委員会が見做す労働
者に關して、委員会が

(a) 労働者及びその使用者を夫々代表する団体の間に協約により設置された機構が存在し、この機
構が労働者の報酬と雇用条件の調整に適切であるか、又は確保することのできる改善によつて適
切なものとなりうることを、

(b) 当該機構が存続しなくなり又はその目的に沿わなくなると信ずるに足る理由がないと認めると
きは、委員会は大臣にその旨答申しなければならぬ。右の答申にはその機構の改善に關して適
切と信ずる提案を含むことができる。

(5) 前項の提案が答申中に含まれているときは、大臣はその改善に適切にしてかつ実現できると思わ
れる措置をとらなければならぬ。

(4) 委員会が關係してゐる労働者又はその地位が別個に取扱はるべきものと委員会が認める労働者に
關して 左の各号の一に該当し 結果として労働者の間に合理的な報酬の基準が存在せず又は維持
されないとき、と認めるときは 委員会はそれらの労働者及びその雇用者に關して 資金審議会の設置の
勧告の具體化について(本法に於いては以下「資金審議会勧告」といふ)大臣に対して答申しなけ
ればならない。

(5) (a) 労働者の報酬及び雇用条件を調整する機構が その目的に沿わないでかつ實現のできる改善
によりその目的のために沿ふことのできるものとならないか又はかゝる機構が存在しないこと。

(b) 現存の機構が存続することをやめるか又はその目的に沿わなくなつたと思われること。

(5) 大臣は資金審議会勧告を受けた場合 本法の本条の条項に基づき適當と認める場合には その勸
告を実施すべき資金審議会命令を発する。

(6) 本条のために労働者の報酬と雇用条件を調整するに適當する機構が存続してゐるか否かを考慮するに
際して 委員会は 如何なる事項がその機構により取扱はれるかについてののみでなく それらの
事項が如何なる範囲まで成立した協約又はなされた裁定の適用を受けるか 及びいかなる範囲まで
その協約若しくは裁定により実行され又は実行されるところと思われるかに関しても検討しなければなら
ない。

第五系(資金審議会発令の発令)

(1) 資金審議会勧告によると否とを問はず 資金審議会命令を発する以前に 大臣は発令の意図の告
示を規定の方法に従ひ 命令案の写 を手しうる場所及び命令案に関する異議申立期間を 公示
の日より四〇日を下らざる期間として定めて 公示しなければならぬ。

(2) 異議の申立は 書面により左の事項を記載しなければならぬ。

(a) 異議申立の特定の理由

(b) 請求する削除、追加又は改正事項

大臣は利害関係あると思ふすべての者又はその代理人により告示に定める期間内に大臣に対してなされた異議を考慮しなくてはならないが、その他のいかなる異議をも考慮する義務を負わない。

(3) 前項による考慮を要する異議が存在せず、又は右のとき異議を考慮した後、全ての異議が左の各号の一に該当すると認められるときは、大臣は命令案の用語通りか又は公示された命令案の姓稱に重大な変更を及ぼさぬ、適当と信ずる修正をなした上命令を発することからできる。

(a) 資金審議会勧告に基づく命令の場合において、勧告をなした調査委員会に対して異議がなされかつその勧告を異体化した答申において明白に取扱われていること。

(b) すべての命令を通じて、異議が本項に基づき大臣の提案する修正によって充たされるか、又は異議が些細であること。

(4) 前項に基づいて大臣が規定しないときは、大臣はその適当と信ずるところに従い、左の各号の一の処置をなすことができる。

(a) 命令案を修正すること。この場合は本条の全規定が原命令案に關して効力をもち、同じく修正された命令案に關して効力をもち、

(b) 調査及び答申のために調査委員会に対して命令案を付託すること。この場合には大臣は答申を檢討し、適当と信ずるときは、原案の用語通りに又は適当と認める修正を施して命令を発することからできる。

(5)

大臣が資金審議会命令を発する場合、当該命令を、命令に向する調査委員会の答申と共に規定の方法に従つて公布する。この命令は、公布の日又は該命令に定める公布以後の日に効力を発する。

* 本項は一九四八年賃金審議会法により改正 同法第五条(3)参照

オ六条 (賃金審議会命令の受取取消)

(1) 大臣は 命令によつていかなるときにも賃金審議会を廃止し、又はその活動範囲を変更することができる。

但し、前条の規定は 賃金審議会命令に關して適用されると同じく右の命令に關して適用される。

(2) 右の命令によつて影響をうける賃金審議会が、これに關して本法のこの部分の以下の規定に従ひ中央調整委員会を設置するべき審議会の一である場合は、大臣は当該命令を発する以前にこの委員会に対して意見を求め、その日より一〇日以内に大臣に対してなされた意見を考慮しなければならない。

* (3) 右の命令が ある賃金審議会が一定の労働者に關して干与することをやめ、他の賃金審議会がその労働者に關して干与すべきことを命ずるを排除しては、賃金審議会の技能の分野に影響を与えない場合には

(i) 前条の規定はこれを適用しない。但し

(ii) 命令を発する以前に大臣は関係審議会に意見を求めることを要する。

* (4) 命令を発する場合大臣は、規定の方法に従ひ命令を公布することと要する。命令は公布の日又は命令に定める公布以後の日に効力を発する。

*** (2) 前条の規定の趣旨に反しない限り、賃金審議会の廃止に關する申請は、当該審議会が干与する関係労働者及び使用者の相当な部分を夫々に代表する労働者及び使用者の団体が共同して、これらの団体が、その労働者の報酬及び雇用条件を有効に調整するに適し、又は適すると思われる材料を持つてゐることを理由として、大臣に対してなすことができる。かつ、申請がなされた場合には

大臣は 申請に効力を与え又は申請の調査答申のために 申請を調査委員会に付託する。委員会は 申請が付託された場合前条の規定は 右委員会の勧告に従つてなされる命令に附しては 前条における賛金審議会勧告への付託が 前述の勧告への付託を含むものとして効力を有する。

(3) 大臣の命令が ある労働者に附してある賛金審議会かとり扱うことを止め 他の審議会が その労働者を取扱うよう命ずる場合には この命令は 右に述べたオニの審議会によつてなされた事項又はこれによつてなされた提案に効力を附与することは当該労働者に附しては オニの審議会によつてなされ又は提案に効力を与えられたものとして効力を有する旨を規定し かつこの移管に附して大臣の適当と信する他の条項を加えることができる。

(4) 本条に基づく大臣の命令が 賛金審議会を廃止すること 又は賛金審議会が労働者を取扱うことをやめるよう命ずる場合には その命令に別段に定めた場合を除き 当該審議会によつてなされた事項又はなされた提案への効力の附与は 失効するか 又は場合によつては審議会かとり扱うことをやめた労働者に附してのみ効力を失う。但し 既になされた事項 又はなされなくなつた事項についてはこの限りではない。

(5) 労働者の報酬と雇用条件の有効な調整のために 枚嶺が適しているか又は適当であり得るか否かを本条のために審議するに當つて 調査委員会はその枚嶺によつていかなる事項を取扱われうるかについてのみでなく 如何なる範囲までこれらの事項が 締結された協約又はなされた裁定の適用を受けているか 及びそれらの協定又は裁定によりいかなる範囲まで実行し得るかを検討することとする。

* 一九四八年賛金審議会法によつて修正 同法オ三条(2)参照

* 一九四八年賛金審議会法により修正 同法オ五条(3)参照

第七條 (黄金審議会に關する一般規定)

(1) 審議会の構成、役員及び手続に關しては本法のオ一附則の規定を適用する。

(2) 黄金審議會は、その取扱う關係労働者及び使用者に關する一般的な産業条件について、大臣又は政府部局より付託された事項を要求に応じて審議し、大臣又は当該部局に対しそれらの事項を答申する。黄金審議會は、適當と信ずるときは、前記条件に關して大臣又は場合により政府部局に対して、自らの發議で勸告をなすことができる。かゝる勸告がなされた場合においては、大臣又は場合により政府部局は、直ちにこれを考慮に入れなければならぬ。

第八條 (中央調整委員會)

(1) 大臣は適當と思料する場合には、二つ以上の黄金審議會に關して、中央調整委員會の設置を命ずることができる。また大臣は、命令により設置された中央調整委員會を廃止し又はその活動分野を変更することができる。但しオ二項が適用される場合を除いて、大臣はかゝる命令を發する以前に、關係黄金審議會に諮らなければならぬ。

(2) 調査委員會が、黄金審議會勸告又は黄金審議會廃止勸告をなす場合においては、その報告中に左の事項を含むことができる。

* (a) 黄金審議會勸告の場合においては、その勸告に基づいて設置される黄金審議會及びその他の黄金審議會(同一報告書中でなされる他の黄金審議會勸告によつて、設置勸告のなされている審議會を含む)に關して、中央調整委員會を設置するための勸告、又はかくして設置される委員會に對しても、それを取扱いうるよう、現存中央調整委員會の取扱ひ範圍変更のための勸告

(b) 黄金審議會廃止の場合には、廃止される審議會に關して現存する中央調整委員會がそれ以上の

取扱いをしないために、干渉範圍變更の勅告、又は廢止される審議會に關して取扱つてゐる中央調整委員會を廢止すべき旨の勅告を發せしむるは、かつる勅告に効力を与える命令を發することができる。

- (3) 中央調整委員會の組織、役員及び手続に關しては本法の第一附則の規定を適用する。

(4) 中央調整委員會は、隨時左に掲げる事項を行う義務を有する。

- (a) 中央調整委員會の設置された資金審議會の取扱範圍が、それより審議會の向に適當に配分されてゐるか否かを審議し、それについて大臣に報告すること。

- (b) 本法に基づく权限の行使に際しては、關係審議會の守るべき原則に關して關係審議會に勅告すること。

- (c) 大臣又は關係審議會若しくは二以上の審議會によつて当該委員會に對して付託された問題を審議し、大臣又はその問題を付託した審議會に對して答申すること。

一九四八年資金審議會法により修正、同法第三条(五)参照。

第九條 (調査委員會に關する一般規定)

- (1) 調査委員會の構成、役員及び手続に關しては第二附則の規定を適用する。

- (2) 申請、諮問又はその他の事項が、本法のこの部分に基づき調査委員會に對して付託された場合には、委員會はその必要と思料するすべての調査を行い、付託により検討することを義務づけられた問題を示し、かつそれが告示に定める期間内に、委員會に對してなされた陳述と見做されることを示した公示を、公示の日より四〇日を下らぬ期間に、規定の方法に従ひなされなければならない。委員會は、当該期間内になされた申立てを検討し、更にその必要と信ずる限り証言の聴取を含む調査を行ふなければならない。

- (3) 調査委員會の勅告に効力を与える命令を發するために、大臣に對して本法のこの部分に基づいて

付与された权限は、大臣が勸告の性格に重大な変更を及ぼさめと認める修正で、彼の適當と信ずる修正を附して、その勸告に効力を与える命令を発する权限を含むものとこれを解釈する。

- (4) 大臣が、調査委員会より答申を受けた場合適當と思料するときは、これを調査委員会に再付託することのできる。調査委員会は大臣によりなされた意見について答申を再検討し、再答申をなす。又一回の答申の場合と同じ手続を再答申についてとらなければならぬ。

第二節 資金規制命令

第一〇条 報酬及び休日を決定する权限

- (1) 本条の規定に基づき資金審議会は、左に掲げる提案へ本法では以下「資金規制案」というものを大臣に対して提出する权限を有する。

(2) 当該審議会が取扱う関係労働者の全部又は一部に対し、その使用者により一般的又は特定労働者に対して、支払うべき報酬を決定する案

(b) 関係する労働者の全部又は一部に、その使用者により休日が許与せらるべきことを要求する案
報酬を決定する案を申立てる权限は、休日報酬を決定する案を提出する权限を含む。

- (2) 労働者に休日を与えるべきことを要求する資金規制案は、休日の期間に関する休日報酬及び休日報酬以外の報酬が、その労働者について、本法のこの節に基づき決定されていたか又は決定されていなければ、作成してはならない。該案は労働者が、休日を与える使用者によって雇用されるために従事した期間の長さに関連した休日の期間を規定し、かつ上述したところに従って、休日を与えるべき時期、期間、条件を規定することのできる。休日報酬を決定するための資金規制案は、その資金が発生しかつ支払われるべき時期及び条件に関する規定を含むことのできる。かつ使用者による

雇用期間中労務者の権利として生じたかゝる報酬は、労働者がその使用者により休日を与えらるる権利が発生する以前に、その使用者による雇用を中止した場合にも、使用者により支払うべきことを保証する規定を含むことができる。

*
(3)

資金規制案を大臣に提出するに先立ち、審議会は適当と思料する調査をなし、当該案の告示を所定の方法に従つてなす。告示には、当該案の旨を入手しうる場所、及び当該案に関する書面による建議を審議会に送附しうる期間（一九四〇年資金委員会並びに道路運輸業最低賃金一緊急規定）法（註ノ）の第四条に基づいて、同法成立の緊急の必要がやんだ日であることを、勅令により宣言した日までは、公示の日より一四日を下らず、それ以後においては二一日を下らぬ期間を定めることを要する。審議会は当該期間内に書面でなされた建議を検討し、必要と認めたときは再調査を行い、その建議に關して適当と信する修正を附し又は附すことなく、当該案を大臣に提出する。但し、

(a) 有効期間内になされた当該案に關する同年の建議のなしたときは、当該案は直ちに大臣に提出せられる旨を、案の公示に先たつて審議会が決議した場合には、決議に従つて該案を直ちに大臣に提出しなればならない。

(b) 当該提出案を提出する資金審議会について、中央調整委員会が設置されている場合、審議会は大臣は当該案を提出すると同時に、その写しを委員会に送附することを要する。大臣は、委員会に該案が送附された日より一四日以内に該案に關して委員のなした意見を考慮しなればならない。

(4)

大臣は資金規制案を發けた場合、該案が命令中に定める日より効力を発する旨の命令（本法では以下「資金規制命令」という）を發することができる。但し、大臣が適当と認めるときは、該案を

審議会に再び付託し、審議会は、大臣によつてなされた意見に關して該案を再検討し、その適當と信ずる所に従い、当該意見に關して修正を付し又は附さないで、大臣に再提出することかゝる。

該案が再提出された場合は、最初の提出案と同様の手続を再提出案についてとらなければならぬ。命令中に定める日は、命令の日より後の日でなければならぬ。

賃金が、七日を超えない期間において支払われる労働者に關しては、命令に定める日が賃金支払期間の初めの日に一致しない場合は、当該命令は、かゝる労働者に關しては、命令に定める日に就く次の賃金支払期間から効力を発する。

(5) * 大臣は、賃金規制命令を発した後、直ちに賃金審議会に発令に關して通告をなす。審議会は、命令に關係あるなるべく多くの者に知らせるために、規定に従い命令及びその内容を告示する。

(6) 賃金規制案及びそれに効力を附与する賃金規制命令は、状況が異なる場合には異なる規定をなすことができる。且つ以前の規制令の修正又は取消の規定を含むことができる。

(7) 賃金規制命令の効力は、本法以外の他の法律に基づいて、労働者に附与された報酬又は休日に關する権利を侵害することとはできない。

(8) 賃金規制命令により決定された報酬（休日補償を含む）は、以下本法において「法定最低賃金」と称する。

* 本項は一九四八年賃金審議会法によつて修正、同法才六条参照。

第一章（賃金規制命令の効力及び実施）

(1) 賃金規制命令が適用される労働者とその使用者の間の契約が、法定最低賃金より低い賃金の支払を規定する場合には、その契約は、低い賃金が法定最低賃金によつておきかえられたものとして効力を失ふ。かゝる契約が、当該命令に定める期間及び条件以外のものに基ついて、休日報酬を支払

うことを定める場合には、その契約は期間及び条件が、当該命令に定める期間及び条件によつておきかえられたものとして効力を有する。

(2) 使用者が、賃金規制命令の適用される労働者に対して、法定最低賃金より少なからざる賃金を支払ふことを怠り、又は当該命令に定める期間及び条件に基づいて休日賃金を支払ふことを怠り、若しくは命令に定める休日を与えることを怠るときは、かゝる使用者は、多大の罪に対して、即決判決により二ツポイント以下の罰金を科せられる。罪料がその者の行為又は怠慢に基づくものとして、告発せられた使用者又は他の者が、本条に基づく法定最低賃金を下らぬ報酬の支払を怠ることにより有罪であることが判明した場合には、裁判所は、本法のこの部分の規定に基つたときに、報酬として労働者に支払われるはその額と、実際に支払われた額との差額に相当すると裁判所が認定した額の支払を、その使用者に命令する。

(3) 法定最低賃金を下らざる賃金の支払を怠つた罪料に關して、前項に基つて起訴がなされる場合には、前項の如くになす意図の通告が、召喚状、令状又は告訴状とともに伝達された場合には、

(a) 罪料が、その者の行為又は怠慢に基づくものとして告発され、且つ有罪なることが判明した使用者又は他の者に關しては、証拠は、施行の日に先立つ二年の期間内について使用者側の同様の違反について与えられる。

(b) かゝる怠慢が証明されたときは、裁判所は、本法のこの部分の規定に従つたとき報酬として労働者に対して、前項の期間内について支払われるはその額と、実際に支払われた額との差額に相当する。裁判所が認めた金額を支払ふべきことを、使用者に対して命じなければならぬ。

(4) 使用者から労働者に支払ふべき金額を回復するため、本条によつて与えられた権限は、民事訴訟により当該金額を回復する権利を妨げない。

第一二条 (病弱者 無能力者に対する免除)

(1) 賃金規制命令が適用されてゐるか又は将来適用される事情の下に雇用され、又は雇用されることを望む労働者に関して、当該労働者若しくは将来の使用者から、本条に基づく免除のために、賃金審議会に対してなされた申請に基づき、審議会が、当該労働者は法定最低賃金の取得を不可能とする疾病若しくは肉体的無能力者であることを確認した場合、審議会は適当と思料するときは、その決定する条件に従い、法定最低賃金以下の労働者の雇用を正当とする免除を与えることとされる。かかる免除が効力を有する期間においては、免除によつて当該労働者に支払われることを正当とされた報酬は、前記の条件がまもられてゐる限り、法定最低賃金と見做される。

(2) 法定最低賃金以下で、当該労働者を雇用することを正当と認める旨の事項に基づいて与えられた免許状であることを意味する文書を信頼して、使用者が、規正された報酬で、その労働者を雇用し若しくは雇用することを望む旨を、当該賃金審議会に対して届出たときは、その文書が当該労働者に関して有効でなく又はすでに有効である場合にも、その文書の条件に従い、届出の日以後に関してのみ、反対の通告が審議会から使用者に対してなされるまでは、免許状とみなされる。

第一三条 (報酬の計算)

(1) 本条の規定に基づき報酬に關する本法の二の部の規定は、当該労働者の雇用に關して労働者が必要とする経費があるときはそれを差引いた後、使用者からの現金で取得され、若しくは取得されるべき金額で適法になされる。左にかゝる控除を除くことができる事項に關する控除しない金額に対するものとしてこれを解する。

(2) 所得税法、失業保険法(一九三五年乃至一九四四年(註))又は退職手当規程のためになされる控除を要求し又は正当とする法令に基づく控除。

(b) 取手当規程 若しくは貯蓄規程又は使用者が直接 同様に利益を受けるような財政上の関係
を有しない計画で 労働者の文書による願ひに基づく控除

(c) 現物給与禁止法（一八九六年） の一、二、三條に規定する如き契約又は 同條の規定に

基づく控除

(2) 本系第(1)項の規定に拘らず 資金規制案又は資金規制命令は 特定の恩典又は便宜を正当と認め
る規定を含むことができる。但し、かゝる恩典又は便宜が、使用者又は使用者との協定に基づき
他の者によつて、労働者の雇用の条項及び条件として支給されるものにして、且つその規定が、一
八三一年乃至一九四〇年の現物給与禁止法又はその他の法令により、現金支払の代りに使用者によ
る資金の支払とみなすことが不法であるような恩典又は便宜でなく、且つかゝる恩典、便宜がその
細格を換算しうる場合に限る。

(3) 前項にいう恩典又は便宜に關して、労働者により支払がなされた場合

(4) 恩典又は便宜が、前項により正当と認められる場合は、支払の額は換算のために定められた細
格を控除する。

(b) 恩典又は便宜が、前項の如く換算されることを、前項により正当と認められる場合に、算定細
格を超えた支払総額の超過部分は、本系第(1)項のために、それが前述の除外控除分の一つでない
控除であつたものとみなされる。

(c) 恩典又は便宜が、資金規制命令中に法定最低資金決定に際し、計算に取入れられたものの一とし
て定められた場合には、支払の金額が本系第(1)項のよとに、本系第(1)項にいう除外控除分の一つ
でない控除であつたものとみなされる。

(4) 本系は、一八三一年乃至一九四〇年の現物給与禁止法又は、その他の法令により不法とされる控

除をなすこと。又は不法とされる方法で報酬を手えることを正当と認めるものと解してはならない。

第一四條 (使用者の謝礼受領の禁止)

(1) 資金規制命令の適用される労働者が、徒弟又は見習者である場合は、その使用者は労働者が直接若しくは間接に、又は右の者に代つて若しくは彼の利益を理由に謝礼として、いかなる支払をうけることも不法とされる。但し、徒弟期間の開始後四週以内、徒弟の教育のために正式になされる支払、又は審議会によりこの但書のために認められた徒弟の教育用のため正式になされた支払である限り、本条は適用されない。

(2) 使用者が本条に違反した場合には、各々の罪に關して即決判決により二〇ポント以下の罰金に処する。裁判所は賦課する罰金に加えて謝礼として不当に受領した金額を、当該労働者又は支払をなした他の者に返還すべきことを命ずることができる。

第一五條 (記録及び通告)

(1) 資金規制命令の適用される労働者の使用者は、本法のこの部の規定がその労働者に關して遵守されてゐるか否かを示すに必要な記録を所持し、かつ三年間これを保存しなければならない。

(2) 使用者は、その労働者に影響する資金規制案又は同命令を労働者に知らせるために定められた告示を規定の方法で掲示することを要し、また別様定められたときは、規定されるところに従つて当該労働者に当該事項及び場合により定められたその他の事項につき通告することを要する。

(3) 使用者が本条の規定に従ふことを怠つたときは、即決判決により二〇ポント以下の罰金に処する。

第一六條

(一六條) (使用者の代理人及び上級使用者の刑事責任と使用者に対する特別保護)

(1) 労働者の直接使用者自身が、第三者に雇用されており、当該労働者か、右第三者との契約に基づいて雇用されてゐる場合には、右第三者は、本法のこの部のために直接の雇用者と連帯して、その

劣化者の使用者とみなされる。

- (2) 使用者が 本法のこの部分の罪で告発された場合、使用者は正当に準備された情状に基づき、その意図を書面で三日以前に告発者に対して予告をなした後、向題の罪が、その者の行為又は怠慢に基づくと使用者が主張する第三者を、告発の審判に指定された日までに、裁判所に出頭させる権利を有する。罪を犯したことを証明された後に使用者が、その罪は他の第三者の行為又は怠慢に基づくことを証明したときは、その第三者はその罪について有罪の判決をうける。使用者が、本法のこの部分及び関係法令又はそれに基づいてなされた命令を遵守するため、すべての必要な注意を払つていたことを証明したときはその罪を免かれる。

- (5) 報告が本条第(2)項の規定を適用することを求める場合

- (a) 告発者及び被告より罪を被せられるものは、被告の抗弁を助けるために呼出された証人に対して反対証問をなし、又は反証をあげる証人を呼出す権利を有する。

- (b) 裁判所は適当と思料するときは、一ちの当事者に対して、他の当事者に対する起訴のための費用の支払を命ずることが出来る。

- (4) 本法のこの部の規定のために行動する官吏は、本法のこの部の規定に基づいて使用者に対して訴訟が提起されるべき罪が犯され、その罪が第三者の行為又は怠慢に基づくことに理由ありと認め、かつ使用者が、本条第(2)項に基づいて抗弁を立証しようと認めるときは、初めに使用者を起訴することなく、その第三者を起訴することから出来る。かゝる起訴において被告が告発され、その罪が被告の行為又は怠慢に基づくことが証明された場合には、使用者の負へべき罪に対して有罪とされる。

第一七条 (取 扱)

- (1) 大臣は、その人員と報酬に關して大蔵省の承認を経て、本法のこの部の規定のために行動する取

費を任命し、又は本法に基づく取買の任命に代え、若しくは任命に加えて、当該部局の官吏が、本法のこの部の規定のために行動しなけれはならない旨を政府部局と取極めることかてきる。

(2) 本法のこの部の規定のために行動するすべての取買は、その任命及び行動の权限の証明書を大臣より与えらる。本法に基づいて行動するに際して、利害関係者より請求されたときは、取買はその証明書を提示することを要する。

(3) 本法のために行動する取買は、その義務の遂行のために左に掲げる权限を有する。

(4) 使用者の保持する賛金表又はその他賛金に関する記録、屋外作業を与える者より屋外労働者に対してなされた支払の記録、その他本法により使用者の所持するを要する記録の提出を求め、これらの表又は記録を検査し、審査し、その重要な部分を写しとること。

(b) 屋外作業を与える者、及び屋外労働者に対してその仕事を渡された者又は渡した者の住所、氏名若しくはその仕事に関してなされた支払に関して、その者の取扱内に収める情報を与えるよう要求すること。

(c) 賛金規制命令の適用を受けける使用者が、その事業を行なう構内に適当な時間に入ること（屋外労働者に仕事を与えるために業務に関して適用されている場所及び労働者のための宿舎として与えるために、使用者により又は使用者との協定によって使用されていると取買の信するに足る構内を含む）。

(d) 屋外労働者に対して作業を与える者、又は使用者の保持する屋外労働者に関する名簿を調査し、この重要部分を写しとること。

(e) 適当と思料するときは、個人に対し、又は他の者の立会で、本法のこの部に基く諸事項に関する賛金規制命令が、現に適用され若しくは適用された労働者であつたと信するに足る者、又は

その者の使用者 若しくは使用者の事業に雇われる雇人 代理人を審問すること 及びかゝる者に調査をなすことを要求し かつ取員が調査した事実に関して真実である旨の宣誓の署名を要求すること。但し、本条第(4)号により何人も自己を有罪とする恐れのある虚報を失することとを要求されない。

(4) 本法のこの部の規定のために行動する取員は 本法に基づく罪に対し起訴することができ、法律顧問官は訟廷弁護士でなくとも訴訟手続を行うことができる。

(5) 大臣の一般的 又は特別の命令により権限を与えられ 本法のこの部の規定のために行動する取員は 法定最低資金より少ない資金が労働者に支払われているという理由で 使用者より当該労働者に対して一定額が支払われるべきことが明らかとなつた場合には その労働者のため その労働者の名において 当該金額回復のための民事訴訟を開始することができる。かゝる訴訟に対して裁判所は 取員が当該訴訟の一方の当事者として取員に訴訟費用の支払を命ずることができる。

但し 使用者から労働者に対して支払われるべき金額回復のため本条によつて附与された権限は 民事訴訟により当該金額を回復する労働者の権利を妨げるものではない。

(6) 本条により与えられた権限を行使して 本法のこの部の規定のために行動する取員を妨害する者又は同様の権限を行使してなされた取員の要求に応ずることを拒む者は 即決判決により二〇ポンド以下の罰金に処せられる。

第一八条 (記録の虚偽記載 虚偽の記録提出又は虚偽の情報提供に關する罪)

本法のこの部により使用者が保持することとを要求される記録に その重要事項に關して虚偽であることを知つて記載をなし 又はなさしめ 若しくは知つてなされるのを許した者 及び 本法に關する目的のために その重要事項において虚偽であることを知りつゝ 資金表 記録 名簿 又は債権

を提出し若しくは提供した者又は提出提供せしめ若しくは知つて提出提供されるのを許した者は即決判決により一〇〇ポント以下の罰金若しくは三カ月以下の禁錮又は罰金と禁錮を併科される。

第三部 一九四〇年雇用条件及び国家仲裁令の一部規定の臨時延長

第一九条 (一九四〇年 S・R・Q 第一三〇五号の第三條の修正による再規定)

(1) 一九三九年(一般)国防條例の第五八条 A に基づいて制定された雇用条件及び国家仲裁令(一九四〇年)の第三章がこれに基づく後の法令により修正されその効力を失う日より

本法附則第三に掲げた規定(修正された第三の規定)は、別段の可決をしない限り、この日より一九五〇年一月三十一日までの期間において、労働者の雇用に関して効力を有する。但し、労働者が雇用されている仕事に対する賃金又は最低賃金が一九二四年農業最低賃金法 (後の法令に修正されたもの)一九三八年道路運送業最低賃金法、一九四三年賭業賃金法、一九

四四年教育法、本法第二部 国防條例により又はこれに基づいて決定されている期間のうち

は、その者の雇用に関して前記規定は適用されない。

(2) 前項にいう命令の第三章が効力を失う日に、大臣によつて右命令の右部分に基づき構成される国家仲裁裁判所に対して審問が付託され、この裁判所がその裁定をしなかつた場合には、この第三章が効力を失つていながつたと同じような手続を当該付託に対してとることかてきる。

第四部 雑 則

第二〇条 (現行最低賃金委員会の資金審議会への移行)

(1) 一九〇九年 及び一九一八年最低賃金委員会法を廃止する、本条以下の規定中に含まれる

経過規定は効力を有する。

(2) 本法施行時に存する、前項にいう法律に基づいて設置された最低資金委員会は本法によつて、資金審議会命令により本法の一部に基づき設置された審議会とみなされ、その構成があらゆる契で本法の規定に基づいていない場合においても、本法施行以前に直接に当該委員会が取扱つていた労働者及び使用者を取扱いかつその方式を改める。但し

(a) 大臣は、当該命令に定める日において、その構成が本法の規定に反すべきことを命ずることができる。

(b) 前号に定める日までその構成に關して前記の法律に基づき制定された規則は、本項によりその効力を持続する。

(3) 本法施行時に存在し、かつ本法に基づいて設置された地方資金委員会は、大臣による別段の命令、かなき限り存続し、できる限り同法が廃止されなかつた場合と同様の構成をとななければならぬ。その構成員は、同法が廃止されない場合と同様の報酬に關する権利を有する。

(4) 審議会は、本法に基づく権限を委員会に委託することができる。〔資金規制案を提出する権限を除く。〕

(b) 一九四〇年最低資金委員会並びに道路運送業最低資金法（緊急規定）に基づき、同法

成立の原因たる緊急の必要がやんだ日として、勅令に定められた日以前に資金審議会が、大臣に對して資金規制案を提出した場合、審議会は同時に提案の趣旨を委員会に提出し、なりければならぬ。

(c) 右の命令により宣言された日又はそれ以後、委員会は審議会に對して当該委員会の管轄地域に

關して資金率を勧告する義務を有する。提案が委員会の勧告に効力を与え又は当該案に關して答申する機会が委員会に与えられ、かつ審議会が委員会のなした答申をへ答申があるときは、審議

しないような場合には、黄金規制案は、委員会が存在する限り、審議会により大臣に提出されてはならない。

(4)

同法に基づき黄金率を確定し又は変更し、若しくは取消す法令、又は一九三八年有給休暇法を

に基づき法令によつて規定された休日、又は決定された休日報酬を確定し又は変更し若しくは取消す法令で最低賃金を委員会によつてなされ、本法施行の日に有効である法令は、本法第二部に基き黄金規制命令としての効力を有する。但し

(a) 右命令の關係労働者に對して支払うべき報酬の免減は、本法可決の後本法に基づき、そのために制定された法令が廢止されないと同じように算定されなければならない。

(b) 本法施行以前に黄金率、又は休日に對して休日報酬を定め、変更し、若しくは廢止する案の告示が、最低賃金委員会により適法になされた場合には、本法により廢止された当該法令が廢止されないものとして、この提案について同様の手續をとることができる。当該案に効力を与える命令がなされた場合、その命令は、本項のために本項にいう命令とみなされる。

(c)

一九三九年（一）般（国防條例

オ五八条A Bに基づき一九四〇年最低賃金委員会並びに

道路運送業（休日期間）命令

は、大臣が別段の命令をなし、又は当該法規が取消又は満

了とならない限り、本法施行以前に直接効力を有していた最低賃金委員会によつて与えられた休日に関する命令について効力を保持するものとする。

(5)

一九一八年最低賃金法

オ五条オ(5)項により修正された一九〇九年最低賃金法、オ

(6)

六条オ(5)項により与えられた許可は、本法の当該規定により与えられた許可として有効とする。最低賃金委員会に對する文書による（本法により廢止された法令以外の）付託は、黄金審議会に

對する付託を含むものと解される。

第二一条 (命令及び規則)

(1) 大臣は、本法により規定することと要求され又は权限を与えられた事項を規定する規則を制定することかてきる。

(2) 本法の一部に基づいて制定された大臣の命令及び本法の規定に基づいて制定された規則は(命令の場合には関係調査委員会の咨申と共に)、制定後直ちに議会に提出しなすれはならない、提出後四の日向以内に両院のいずれか一方が、当該命令又は規則を取消することを決議した場合には、当該命令又は規則は、決議の日以後無効となる。但し、その間に同命令又は同規則に基づいてなされた事項の合法性、及び新しい命令又は規則を制定することを妨げない。

(3) 前項にいう四の日の期間の算定には、国会が解散されているか又は停会になっている期間、若しくは両院ともに四日以上休会している期間は算入されない。

(4) 一八九三年法令公布に關する法律
のオ一條は本条(2)項にいう命令又は規則については適用されない。

第二二条 (経費)

本法施行のための大臣の経費及び本法に基き大臣の命令により設置された資金審議会、調査委員会又は中央委員会によって必要とされ、大蔵省の同意をえて大臣によつて正当と認められた費用は、議会によつて規定された金額から支出する。

第二三条 (解 釈)

(1) 本法における以下の用語は、以下に夫々定める意味をもつ。

「団体」とは、労働者については労働組合連合会、使用者については使用者団体の連合会を含む。「退職手当規程」とは、当該文書が効力を有する者に關して、一定年令における退職又はその年

令以前に於くことかてきなくなつた際に、その者に対し又は管財人、寡婦、血縁者又はその者の死亡の場合には、その者に頼つて生計を立てる者に対して年金若しくは一時金の支払を定めた法令、規則、証書、又はその他の文書を意味する。それ以上の、又はその他の利益を伴うと否とを向わない。

「貯蓄規程」とは、休日又はその他の目的のため費用を準備するため貯蓄する旨の取極めであつて、この規程のために労働者が報酬から控除し、又は支払をなした金額の総額に等しいか若しくはより多い金額を現金で受取る権利を有するものを意味する。

「労働組合」とは労働組合の連合体を含む。

「資金審議会」と及び「調査委員会」とは、夫々本法に基づいて設置又は設立される資金審議会及び調査委員会を意味する。

「労働者」とは、使用者との契約に基づいて労働に就く者を意味し、その契約が肉體労働であること、事務又はその他の労働であると明示されると暗示されると、口頭であると文書であるとを問わず、役務若しくは見習の契約であると個人的に労働する旨の契約であると否とを問わない。但し、臨時に雇われた者及び使用者のための事業以外の仕事をなすものを除く。

(2) 公示の方法を定めるために本法により与えられた権限は、本法のための公示の日を決定する権限を含む。

第二四条 (スコットランドへの適用) 本法をスコットランドに適用する場合に

(4) 一九二四年農業最低賃金(規制)(註ク)法に關する事項は、一九三七年農業最低賃金(規制)スコットランド法(規定をもつてこれに代える。一九四四年教育法、に關する事項は、一八七二年乃至一九四二年教育(スコットランド)法の規定をもつてこれに代える。

(b) 第一一条は「又はその罪かその者の行為又は怠慢に基づく者として告発された者」とい

う。(2)項及び(3)項の言葉が削除されたものとして効力をもち

「(2)項 使用者が本法のこの部分の規定により罰金に服する罪が 使用者の代理人又は他の
オ三首の行為又は怠慢に基づくときは 使用者に対する訴訟が提起されていると否とを問はず
その代理人又はオ三者は 告発され罪の判決をうけかつ使用者が罪の判決をうけたときは 使
用者に科すると同じ罪に服するものとする

本法のこの部の規定に基づく罪で告発された使用者か 本法のこの部の規定及び本法に基づ
く関係規則 命令を確実にまもるために正当な注意を払い かつその罪か他の者の行為又は怠
慢に基づくことを裁判所を認定するに足る証明をなしたときは罪を免がれる」

(b) 第一七条は第四項が削除されたものとしての効力を有する

第二五条 (法律の名称 適用及び廃止)

(1) 本法は一九四五年資金審議会法と称する。

(2) 本法は北アイルランドには適用しない

(3) 本法附則オ四のオ一の欄に述べる法令はオ三の欄に記された範囲で廃止される

第一 附 則 (第七条及び第八条)

資金審議会及び中央調整委員会の組織 役員及び手続

第一条 資金審議会又は中央調整委員会は 大臣によって任命された左に掲げる者により構成される。

(a) 中立委員として大臣によって選任された者 三名以内

(b) 当該審議会 またとこには 問題とされている審議会がとり扱っている使用者を代表すると大臣が

認める者で、大臣が適当と思料する人数

(1) 当該審議会又は問題とされている審議会が、とり扱っている労働者を代表すると大臣が認める者で、大臣が適当と思料する人数

第二条 本附則第一条(1)により任命された者のうち一名は、議長として活動することとを大臣により命ぜられ、他の一名は、議長欠席の場合に議長代理として活動することとを大臣により命ぜられる。

第三条 第一条(1)項にいう者の任命に先立ち大臣は、関係使用者又は労働者を代表すると思われる団体と協議する。(2)及び(3)により任命された者の数は同数でなければならぬ。

第四条 大臣は、資金審議会又は中央調整委員に適当であると信する一名の書記長及びその他の取員を任命することができる。

第五条 資金審議会及び中央調整委員会の手続は、欠員又は役員任命のさいの瑕疵により無効とされない。

第六条 資金審議会又は中央調整委員会は、適当と思料するときは、本法に基づくその权限(資金審議会の場合に、資金規制案を申立てる权限を除く)を審議会又は委員会の構成員にして、審議会又は委員会が適当と認める人数よりなる委員会、又は小委員会に委任することができる。但し、使用者を代表する当該委員会又は小委員会の委員数と労働者を代表するそれとは同数でなければならぬ。

第七条 大臣は、資金審議会、中央調整委員会又はその委員会若しくは小委員会の会議及び議事手続に關して、定足数及び表決の方法に關する規定を含む規則を制定することとができる。本法並びにかく制定された規則に基づき資金審議会、中央調整委員会又はその委員会若しくは小委員会は、適当と思料する方法でその議事手続を規定することとができる。

第八條 黄金審議會又は中央調整委員会委員の任期は、その者の任命のときに決定される。在任要件も規定するところによる。

第九條 大蔵省の同意をえて大臣が決定するところに従い、第一條に基づき任命された黄金審議會又は中央調整委員会に対しては、報酬が支給され、審議會又は委員会の手当は、本法施行のための大臣の経費の一部として支出される。

第二 附 則（第九條）

調査委員会の構成 役員及び手続

第一條 すべての調査委員会は大臣により任命された左の者よりなる。

- (a) 中立委員として大臣により送仕された者三名以内
- (b) 使用者を代表するため大臣により送仕された者二名以内
- (c) 労働者を代表するため大臣により送仕された者二名以内

第二條 前条(a)により任命された者のうち一名は議長として活動することを大臣により命ぜられる。他の一名は、議長欠席の場合に議長代理として活動することを大臣により命ぜられる。

第三條 第一條(a)及び(b)により大臣により任命された者は同数で、かつ、適当と認められた使用者及び労働者

を夫々代表する組織と大臣が必要な協議をした後任命することとを要し、委員会により調査される事項に關係なく又は影響されないとは大臣が認める者でなければならぬ。

第四条 (1) 大臣は、調査委員会に役立つ鑑定人として、調査委員会に關係ある事項につき、専門知識を有すると認められるものを、適当と思料する人数だけ任命することとができる。

(2) 鑑定人は委員会の表決、答申、又は勅告に参加しない。

第五条 大臣は、書記及び調査委員会に適すると認める他の職員を任命することとができる。

第六条 調査委員会の手続は、役員又は役員任命に際しての瑕疵により無効とされない。

第七条 大臣は、調査委員会の会議及び議事手続に關して、定足数に關する規定を含む規則を制定することとができる。調査委員会は、本法及び制定された規則に基づき、適当と認める方法で、その議事手続を定めることとができる。

第八条 調査委員会の委員又は鑑定人に対しては、大蔵省の同意をえて決定する報酬又は旅費その他の手当が支払われる。かかる報酬及び手当は、本法施行のための大臣の経費の一部として支出される。

第三 附 則 (第一九条)

一九四〇年雇用条件及び国家仲裁命令(改正)の第三部の規定

(註) この規定の原文に關しては、国際労働機関(I・L・O)発行法令集、一九四一年(大英

帝国三の二)一九四四年改正(大英帝国三の二)参照

第四 附 則 (二五 条)

廃止された法令

略 称	廃止の範囲
一九〇九年賃金委員会法	全法律
一九一三年賃金委員会臨時命令確認法	々
一九一六年新省・大臣法	附則中「一九〇九年賃金委員会法」の部分
一九一八年賃金委員会	全法律
一九三八年有給休暇法	第一条第(2)項の規定中の「一九〇九年及び一九一八年賃金委員会法」の部分第(1)項中「いかなる賃金委員会」の語 及び「一九〇九年及び一九一八年の賃金委員会法」の語
一九三九年雇用統制法	第三条第(1)項中「第一号」及び「賃金委員会」「各別に」の語 第五条中「一九〇九年及び一九一八年賃金委員会法に關して」及び「賃金委員会」の語
一九四〇年賃金委員会並びに道路運送業賃金(緊急規定)法	第四条第(1)項中「一九〇九年賃金委員会法により任命された委員」及びすべての「又は委員」及び第二項中「委員」の語 法律名中の「一九〇九年及び一九一八年賃金委員会法」の語 第一条 第二条中「一九〇九年及び一九一八年賃金委員会法」の語

公正労働基準法

一九三八年六月二五日制定

一九三八年—一九四一—一九 改正

四九年—一九五五年八月一五日

*Our Act to provide for the establish ment of fair labor standards in em-
ployment in and affecting interstate commerce, and for other purposes (Fair
Labor Standards Act, Black - Connolly Wage and Hour Act)*

第一条 本法は一九五五年公正労働基準法という。
第二條 (1) 議会は、商業又は商業のための物品の生産に従事する産業における労働者の健康、能率及

び一般的福祉に必要な最低生活水準の維持に有害な労働関係の存在が、

(1) 商業ならびに商業の手段及び機関をして、右の労働条件を数州の労働時間拡大永続せしめるた
めに利用せらるる因となり、

(2) 商業及び商業における商品の自由なる流通を困難ならしめ、

(3) 商業における公正ならざる競争方法を構成し、

(4) 商業および商業における商品の自由なる流通を困難にし、阻止する労働争議を惹起し、

(5) 商業における商品の秩序ある、公正なる取引を阻害することを、ここに認定する。

(B) 本法の政策は、議会がその権限を行使して、数州相互間ならびに対諸外国の商業を規制することに
より、雇用又は稼得能力を実質的に低下せしめることなく、前項の産業における前項に掲げた労働条
件を更正し、かつ可及的速かに、これを除去するにあることを、ここに宣言する。

(定義)

第三条 本法において

(A) 「人」(person) とは、個人、合名若しくは合資会社、組合、社団、トラスト、法定代理人、又は団体をいう。

(B) 「商業」(commerce) とは、数州相互間若しくは一州とその領域外の地との間の取引、通商、輸送、回送若しくは通信をいう。

(C) 「州」(state) とは、合衆国の各州若しくはコロンビヤ地区、又は合衆国の各準州若しくは国外領土をいう。

(D) 「使用者」(employer) とは、労働者に対する関係において直接又は間接に使用者の利益のために行爲する一切の者を含む。但し、合衆国又は各州若しくは州の行政機関又は労働団体(使用者として行爲する場合を除く)の責任者若しくは代理機関の資格において行爲する一切の者は、これを除く。

(E) 「労働者」(employee) とは、使用者に使用される個人はすべてこれを含む。

(F) 「農業」(agriculture) とは、その一切の部門の農作経営を含み、かつ、なかならず土地の開拓と耕作、酪農業農産物若しくは園芸産物(改正農業取引法 *Agricultural Market ing Act as amended* 第一五条(G)において農産物として定義された産物を含む)の生産、栽培、培育及び収穫取入れ、家畜蜜蜂、柔毛動物若しくは家禽の飼育ならびに農作者により若しくは農場において右の農作的作業に伴伴又は関連して行われる仕事(造林又は伐木作業を含む)を含み、出荷準備、倉庫若しくは市場向輸送のためにする運送業者に対する引渡を含む。

(G) 「使用する」(employ) とは、労働の認可又は許容を含む。

(H) 「産業」(industry) とは、利得の目的を以て個人を使用する取引、商業、工業若しくはその部

門、又は産業集團をいう。

(I) 「物品」(goods)とは、貨物(船舶及び機装を含む)、器物、製造品、産物、取引品、又は何らかの性質の商業の品物若しくは材料、又はその部分若しくは構成分子をいう。但し、生産者、製造業者若しくはその製造工程の業者以外の、その最終の消費者の実際の物的所有に引渡したる後の物品は、これを含まない。

(J) 「生産した」(produced)とは、州における製作、製造、採掘、処理若しくはその他何らかの方法による加工をいい、州において物の製作、製造、採掘、処理、輸送若しくはその他何等かの方法による加工の業に使用せられたる労働者、又は物品の生産に密接に関係ある工程若しくは直接必要な取業に使用せられた労働者は、本法の目的上これを物品の生産に従事していたものと見なされる。

(K) 「販売」(sale)又は「販売する」(sell)とは、販売、交換、販売契約、委託販売、販売のための船積、又はその他の処置をいう。

(L) 「苛酷な年少者労働」(oppressive child labor)とは、

(i) 一六才未満の年少者が使用者(製造業又は鉱業以外の取業、若しくは労働大臣が一六才乃至一八才の年少者を使用することが特に危険であるか、又はその健康若しくは福祉に有害であると認める取業以外の取業に、自己の手又は自己が後見する子であつて一六才未満の者を使用する親権者又は親権者の代理人は除く。)により、何等かの産業に使用せられる場合、及び

(ii) 一六才以上一八才未満の労働者にして、労働長官がその年令の年少者の労働につき、特に危険なること、又は、の健康若しくは福祉に特に有害なることを認定し、命令をもってこれを宣言した業務に、使用者、使用する場合の、労働条件をいう。但し、何らかの業務に使用せられる者であつて、その者について使用者が苛酷な年少労働者年令を過ぎたことを証明する有効期間内の証明を、労働

長官の規則に従い登録し、発行を受け、またはそれが交付された場合には、年齢な年少者労働は存在しないものとみなされる。労働長官は、製造業者及び鉱業以外の業務に一四才以上一六才未満の労働者を使用することは、右の労働が専ら労働者の就労を妨げない条件の下に為され、且その労働が労働者の決定する程度内にある場合に限り、苛酷な年少者労働を構成しないものと認定すること、規則又は命令をもって規定しなければならぬ。労働者には、労働者に対し、宿舍又はその他の便宜が慣習的に労働者に支払われる「賃金」(Wage)には、労働者に対し、宿舍又はその他の便宜が慣習的に使用者により提供された場合、右の賄、宿舍又はその他の便宜を労働者に提供するに要する使用者の適正なる費用は、労働長官の決定する限度においてこれを含む。

(N) 「転売」(resale)には、住居又は農業用建物の建築、修理若しくは維持のため用いられる物の販売を含めない。但し、その販売が産業における真正の小売と認められる場合に限る。

(O) 就業時間—(Hours worked) 第六条及び第七条の目的上、労働者が使用される時間を決定するに当つては、各労働日の始業及び終業時に衣服を着換え、又は洗面するために費される時間は除かれ、その時間は特定の労働者に適用する善意の労働協約の明文により又は労働協約に基づく慣習若しくは協約実施上、一週間の実労働時間から除外される。

(運 営)

第四条 (A) 労働省内に賃金及び時間部 (Wage and Hour Division) を設置し、この賃金及び時間部長 (Administrator of the Wage and Hour Division) (本法においては「部長」といふ) といわゆる部長の指揮に服する。部長は上院の意見及び同意を得た後、大統領がこれを任命し、年額一五、〇〇〇弗の報酬を受けるものとする。

(B) 労働長官は公務員法に基き、本法に定める自己の職務及び権限を遂行するために必要ありと認める人員を任命することができ、かつ一九四九年改正取階法 (Classification Act of 1949, as amended) 第

に従い取置に對する報酬を決定しなければならぬ。労働長官は隨時必要に應じ、地方的、地域的機關又はその他の代行機關を設置し、そのような任意の無報酬のサーヴァイスを利用することができる。本条により任命される代理人 (attorney) は如何なる訴訟においても出頭し、かつ労働長官を代理することができる。但し、右の一切の訴訟は法務長官の指揮及び統制に服するものでなければならぬ。労働長官が任命する役員及び職員、任命、選任、給与区分及び昇進に當つては、何らの政治的審査若しくは政治的資格が認められず、又は考慮が加えられべきではない。任命及び昇進はすべて業績及び能率に基いてこれを行為せねばならぬ。

(C) 労働部長の主たる事務所はこれをコロンビア地区におく。但し、労働長官及びその適法に授權された代理人は、如何なる場所においてもその権限の一部若しくは全部を行使することができる。

(D) 労働長官は毎年一月、議會に對し、前年度における自己の活動、ならびに本法の適用ある事項に關する情報、資料及び將來の立法のための自己の適正と認める報告を含む報告を提出しなければならぬ。この報告には議會に對する報告とともに本法により規定された最低賃金に對する長官の評定を含めなければならぬ。評定を行うに當つては、長官は生計費並びに製造業における生産性並びに賃金水準の変化、使用者が賃金の引上げに應じうる能力及び長官が適當とみとめる他の要因を考慮しなければならぬ。

(ア) エルトリコ及びヴァージン諸島に對する特別産業委員会)

第五條 (A) 労働長官は可及的速かにアエルトリコ及びヴァージン諸島内の労働者であつて、商業又は商品の生産に従事する者に對し、第六條にもとづいて支払われるべき、最低賃金額又は賃金率について報告する特別産業委員会を、任命しなければならぬ。労働長官は、右の地区の労働者であつて特定の産業における商業又は商品の生産に従事する労働者に對し、第六條にもとづいて支払われるべき

最低賃金額に關する勸告を爲さしめるため、産業別委員会を任命することができる。この項の規定にもとづいて任命される産業委員会は、その委員会が対象とする労働者が使用されている島の居住者及びプエルトリコならびにヴァージン諸島以外の合衆国領内の居住者より構成されるべきでない。支払われるべき最低賃金額又は賃金率及び取附を決定する場合には、産業委員会は第八系の規定の適用をうけなければならない。

(5) 労働長官は合衆国被用者の任命及び報酬に關する法律の規定を顧慮することなく、産業委員会を任命するものとする。委員会は、利害關係なき一定数の公益代表（労働長官が内一名を委員会議長に任命する。）同数の産業内労使代表を含むものとし、各集団代表者の任命に當つては、労働長官はその産業が運営される地理的地域について正当な考慮を払ふものとする。

(6) 産業委員会は委員数の三分の二を以つて定数とし、委員会の議決には全委員の過半数を下らぬ投票を必要とする。産業委員会の委員はその職務に対する報酬として委員会の事務のため實際に費した各日数に対し、労働長官が規約及び規則を以て定めるところにより適當な日當が支給せられ、又必要なる旅費及びその他の支出に対する補償を受けらるものとする。労働長官は委員会に対し、法律事務速記書記及びその他の事務に任ずる者を提供して、委員会を適切に援助しかつ規約及び規則をもつて委員会の議事手続を決めるものとする。

(7) 労働長官は産業委員会に対し、その關係事項に關する資料にして、委員会の供し得る資料を隨時提供し、又右事項に關連して重要と認定する証人を出頭せしめらるものとする。産業委員は、他の証人を呼び出し、又は労働長官に対し、審議の参考となるよう追加情報の提出を要求することができる。

（最低賃金）

第六系 (A) 使用者はすべて、商業及び商品の生産に従事する自己の労働者の各人に対し、左記の賃金

率によつて賃金を支払わなければならない。

の 一時間一ドルを下らない額

四 アエルトリコ又はヴァージン諸島の家内労働者については、規則又は命令の定める労働者の一部又は種類に依じて、使用者が決定した出来高賃金率にして最低時間賃金率を下らない額。かかる最低出来高賃金率或いは使用者が決定した出来高賃金率は本条に規定する最定時間賃金率に相当するものでなければならず、かつこれに代えて支払わなければならない。労働長官及びその授權を受けた代理人は前記規則の範囲内であエルトリコ又はヴァージン諸島の家内労働者が行う作業又は職務の最低出来高賃金率を設定すること、最低出来高賃金率を確定し、公布する方法及び手続を規定すること、使用者が決定した出来高賃金率の基準、及び最低時間賃金率を下らない額の支給を受けるべき労働者の一部又は種類を規定すること、「家内労働者」の定義及び使用者、その代理人 (Agent) 請負業者及び下請業者が家内労働者により製造されるべき物品を作らせる条件を規定すること等々の権限を含み、本項の規定を実施するに当り必要あるいは適當なる規則又は命令を制定する権限を有する。

(B) 本条は、本法制定の日から満一二〇日を経過したる後効力を発する。

(C) 本条の項第一号の規定は、アエルトリコ又はヴァージン諸島において商業又は商品の生産に従事する労働者に対しては、彼等が第五条によつて任命される特別産業委員会の勧告にもとづいて労働長官が従業禁止し、又は今後発する賃金命令の適用を受ける限りにおいてはこれを適用しない。但し、アエルトリコ又はヴァージン諸島内の産業であつて本条の項の適用を受けるものに対し、本法の効力発生日前に発せられた賃金率命令が現にその産業で有効に行われている場合には、第五条により任命され

る特別産業委員会の勧告に基き今後発せられる資金命令がこれらに代わるまでの間は、その資金命令が、その産業のすべての労働者に対して適用される。

(最長労働時間)

第七条

(A) 使用者は本条に別段の定めのある場合を除き、商業又は商品の生産に従事する自己の労働者を二週四〇時間を超えて労働させてはならない。但し、右に定める時間を超える部分に対し、労働者は本人の通常の賃金の一・五倍を下らぬ率による報酬を支払う場合はこの限りでない。

(B) 左の各号の一に該当する使用者は、(A)項に定める時間外労働の報酬を支払うことなく労働者を一週一向に(A)項の時間を超えて使用した場合においても、同項の違反をなしたものと見做されない。

(1) 全国労働関係局が善意なるものを証明した労働者代表による団体交渉の結果締結せられた協約であつて、労働者は継続五二週間中一、〇四〇時間以上使用せられることのない旨規定する協約に従つて労働者を使用する場合、

(2) 全国労働関係局が、善意なるものと証明した労働者代表による団体交渉の結果締結せられた協約であつて、次の事項を規定する協約に従つて労働者を使用する場合、すなわち、特定の継続五二週中に、労働者は、二、二四〇時間以上使用せられず、かつ又労働者は、一、八四〇時間以上(毎週三〇時間を下らない通常の労働時間が持続せられる場合には四六週間以上)二、〇八〇時間以内の就業を保障せられ、かつ保障せられた時間又は就業した時間についてはすべて、協約に基き通常の労働時間に対して適用せられる率を下らない率による報酬が支払われるとともに、保障せられた時間を超える時間であつて一週四〇時間もしくは、継続五二週間中二、〇八〇時間を超える時間については、すべて本人の通常の賃金の一・五倍を下らぬ率による報酬が支払われるべきことを規定する

(3) 労働長官が季節的性質のものと認める産業において、暦年一年間に累計一四週を超えない期間にわたり使用する場合。

(C) 使用者が、牛乳、牛酪(Butter milk)、乳漿、乳脂もしくは乳脂より酪農産物を製造する第一次加工操作、又は棉花の繰繰り又は圧縮もしくは棉花の実の加工操作、又は甜菜、甜菜糖蜜、甘蔗もしくは樅樹産より糖(但し精製糖を除く)もしくは蜜を製造する加工操作に従事する場合は、(A)項の規定は、その従業の場所の如何に拘らず、その労働者に適用されない。又使用者が鷹取し易いか、又は季節的の庄果もしくは野菜の第一次加工操作又は貯蔵もしくは詰込、又は生産地域、(労働長官の定める所による。)内における農産物もしくは園芸産物のその季節における第一次加工操作、又は家禽もしくは家畜の飼育、屠殺もしくは解体処理に従事する場合は、暦年一か年間に累計一四週を超えない期間に限り、(A)項の規定はその従業の場所の如何に拘らずその労働者に対し適用されない。

(D) 本条において労働者が使用せられる時に支払われる通常の賃金額とは、労働者に対し、若しくは労働者のために支払われる一切の労働に対する報酬をいうが、左の各号のいずれをも含まないものとする。

(a) 贈与として支給される金額、及び役務に対する報酬としてクリスマスの時もしくは他の特殊の機会に贈与の形でなされる支給であつて、その多寡が実労働時間、生産高もしくは能率によつて測定され、又は影響されることのないもの。

(b) 休暇、休日、療病、使用者の家に帰すべき休業もしくは他の類似の事由により労務の提供がなされなかつた臨時の時間に対しなされる支払、使用者の利益を助長するために労働者が支出した旅費及びその他の費用であつて使用者が弁償することが適當とされるものに対してなされた正当な支出及び労働者に対する他の類似の支払であつて、就業時間に対する報酬としてなされたものでない支

払。

(3) 一定期間中に提供された役務に対する謝礼として支払われる金額であつて次の一に該当するもの。
(4) 支給の有無ならびに支給額の決定が、専らその期末の近日か期末における使用者の自由意志にかかり、労働者にかかる定期的支給に対する期待を起させる既存の契約、協定又は約定に基いてなされるものでないもの。

(b) 善意の利益分配又は委託、もしくは、善意の節約又は貯蓄計画に基いてなされる支払であつて、労働長官がその他の関係要素を充分尊重しつつ発する適当な規則に定める要件を満たすもの。但し、その額は労働者に対して支払われる額の中、労働時間、生産量もしくは能率に關係なく支払額が決定される部分に限る。

(c) ラジオ及びテレビジョンの番組に出演するアナウンサーを含む出演料に対して支払われる演技料へ演技料の範囲については、労働長官が規則をもつて定義、限定するところによる。

(4) 労働者のため養老、退任、生命、災害又は健康保険及びその他類似の給付のための善意の制度に基き、使用者が、委任者又は第三者に対して支払う曝出金であつて返済を要しないもの。

(5) 特定日及び特定の週に、一日八時間又は一週四〇時間を超え、もしくは労働者の通常労働時間又は正規労働時間を超えて労働者が労働した場合、その部分の時間に対し、割増率を以て算定支給せられる正規外の報酬。

(6) 土曜日、日曜日、休日又は正規の休業日、若しくは一労働週間の第六日目又は第七日目の日に労働者がなした労働に対し割増率を以て算定支給せられる正規外の報酬であつて、その割増率が、他の日の正規の時間中になされた同種の労働に対して善意に含められた賃金率の一・五倍を下らない報酬。

(7) 労働契約又は団体協約により、基本の又は通常の、或は正規の労働日（八時間を超えないもの）又は労働週（四〇時間を超えないもの）として善意に定められた労働時間以外の時間になされた労働に対し、その契約又は協約に基づきそれらの適用を受ける労働者には、割増率を以て算定支給せらるる正規外の報酬であつて、その割増率が右労働日又は労働週になされた労働に対して、契約又は協定により善意に定められた賃金率の一・五倍を下らない報酬。

(E) 使用者が労働者を一週間四〇時間を超えて使用した場合であつても、その労働者が善意の個人契約若しくは労働者代表による団体交渉の結果締結された協約に基いて使用せられる場合であつて、更にその労働者の業務が不規則な労働時間の労働を必要とし、かつ右の契約若しくは協約が、

(1) 第六条(A)項に規定する最低時間給額を下らぬ正規の賃金額の支払、ならびに一週四〇時間を超える時間の労働のすべてに対する右の賃金額の一・五倍を下らぬ報酬の支払を規定し、

(2) 一週六〇時間以内の時間につき、右の定めらるる率による保障週給額を予め定めている場合には、その使用者は(A)項の違反をなしたものと見なされない。

(F) 使用者が労働者を一週四〇時間を超えて使用した場合であつても、一週四〇時間を超えてその労働者がなした労働時間に対して支払せられる賃金額が、労働提供前に使用者と労働者との間で締結せられた契約又は約定に基づき、

(1) 労働者が出来高払制によつて使用せられる場合には、通常の労働時間中になされた同種の労働に對して適用せられる善意の出来高給の一・五倍を下らない出来高給、又は、

(2) 労働者が二種類以上の労働を行い、その各々につき異つた時間給又は出来高給が定められている場合には、通常の労働時間中になされた同種の労働に對して適用せられる善意の賃金率の一・五倍を下らない額、若しくは、

(3) 使用者と労働者との間に締結された契約又は約定に基き時間労働に対する報酬率定の基本額としてその契約又は約定が定めるものの二五倍を下らぬ額（但し、その基本額は、標準時間中になした一定の労働に対し、労働者が時間外割増金を含まない賃金の一時相当り平均額と実質的に同額であることが、労働長官の定める規則により認められる場合に限る）右各号の一によつて算定せられる場合であつて、(1)一週間の労働に対し、労働者の得る所得中、(2)項(1)号乃至(3)号に定めるものを除いた一時相当り平均額が、その事業に適用される法律の定める最低賃金を下らず、(2)特別時間労働報酬が、通常賃金額を算定するに當つて、適当に計算の中に算入せられるものである限り、使用者は(A)項の違反をなしたものと見なされない。

(4) (1)項(2)号(3)号及び(4)号に定める特別報酬は、本項に基いて支払われるべき時間外報酬として有効とする。ヘアエルトリコ及びヴァージン諸島における賃金命令)

第八条 (A) 商業及び商品の生産に従事する、ヘアエルトリコ及びヴァージン諸島内の産業に関する本法の政令は、実質的に労働を結滅することなく、経済的に可能なる限り速かに、右の各産業において第六条(A)項(1)号に規定する最低賃金の目的を達成するにある。労働長官は才五条に基いて任命せられる産業委員会を随時召集し、又召集せられた各産業委員会は、その産業又はその産業において、商業又は商品の生産に従事する使用者により才六条に基いて支払われべき最低賃金率をヘアエルトリコ及びヴァージン諸島の西地区流通のものについて勧告するものとする。本条に従つて規定される最低賃金率は各財政年度に少くとも一回この委員会において審査しなければならない。

(B) 産業委員会を召集した時は、労働長官はその産業に対して決定すべき最低賃金額について、本に諮問するものとする。産業委員会は当該産業における状況を調査しなければならず、産業委員会又は産

業委員会より委任された小委員会は適當な通告を行つた後、委員会が本法に基く義務と機能を遂行するために必要若しくは適當と認めたる証人を審問し又証拠を受理しなければならない。委員会は經濟事情及び競争条件を充分考慮した上、その産業における労働の實質的縮減を伴うことなく、ラエルトリコ又はヴァージン諸島の如何なる産業に対しても、右地区以外の合衆国内の地域における産業に對する競争上の便宜を与えることなしと判定する最高賃金率を労働長官に勧告するものとする。

(c) 産業委員会は産業内の各給手区分につき、(1)右区分内における労働を實質的に縮減することなく産業内の如何なる集團に對しても、競争上の便宜を与えることのない最高の最低賃金額へ第六条(4)項の第一号に定められたるものを超えらるることなく、(2)を確立するために必要であると判定する産業内の適正なる区分を勧告し、又産業における各区分につき、その区分における労働を實質的に縮減しないと委員会が判定する最高の最低賃金額を勧告するものとする。産業内に右区分を該定すべきや否やを決定する場合、右区分を該定する際、及び右区分に對し最低賃金を決定する際には、産業委員会は専ら地域的な基礎によつてのみ右区分と最低賃金率が決定すべきではなく、他の關係要素の内、特に左の事項を考慮しなくてはならない。

(1) 運送費生計費及び生産費により影響をうける競争条件

(2) 使用者及び労働者がそれぞれ選出した代表者により両当事者間に締結された労働協約に基き、同種又は比較し得る種類の労働に對して定められた賃金、

(3) 同種又は比較し得る種類の労働に對し、その産業において任意に最低賃金水準を維持する使用者により支払われる賃金、

本条に基き設定する区分は、年令又は性別を基礎としてはならない。

(b) 産業委員会は、諮問せられた事項に関する事實調査及び勧告を含む報告と、労働長官に提出しなけ

ればならない。報告が提出された場合には、長官はその勧告を連邦公報に告示し、報告に含まれてゐる勧告を告示の日から一五日後に実施する旨の命令を発しなければならぬ。

(E) 本条によつて発する命令は、その適用すべき産業及びその区分を定めるものとし、又命令にはその命令の目的を遂行し、命令の欺瞞又は脱法を防止し、かつ石の産業及びその区分に定められる最低賃金額を保護するため、労務長官が必要と認める期限及び条件が含まれなければならない。

(F) 本条に定める審問については、これを連邦公報に公示するとともに、労務長官が関係者に公示する

（二）^{（証人の出頭）} 本法に定める審問もしくは調査のため、一九一四年九月一六日討改正連邦商業委員会法（Federal

Trade Commissions Act as amended）の（証人出頭ならびに書類、記録及び文書の作成に関する）第九系及び第一〇系の規定は、ここにこれを労働長官及び産業委員会の管轄、権能、及び職務に対し適用される。

（裁判所の審理）

第一〇系(A) 第八系により長官の発する命令により利益を侵害せられたる者は、その命令制定後六〇日以内に、その居住し、もしくは主たる事務所を有する各巡回裁判区に対する合衆国高等裁判所、コロラドや地区に対する合衆国巡回高等裁判所に、長官の命令の訂正又はその全部若しくは一部の削除を要求する訴願書を提出することにより、その命令を右の控訴院において審理せしめることができる。

訴願書の写は直に長官に送付され、長官はこれを認証し、かつ訴が提起された命令を取扱った委員会の記録の写を裁判所に提出するものとする。記録の写の提出あつたときは、裁判所は訴願者に対し適用し得る限り、その命令を承認、訂正又はその全部若しくは一部を削除する排他的権能を有するものとする。裁判所による審理は法律の問題に限られ、確実な証拠の支持あるときは、産業委員会の事実

調査が確定的なものとされる。長官の命令に対する異議は、その異議が委員会において主張され又は主張し得ない場合は、それに対する正当な理由が存するのでなければ、裁判所はこれを認めないものとする。追加証拠提出の許可願が裁判所に提出せられ、その追加証拠が訴訟手続の結果に重大な影響を及ぼし、かつ訴訟手続において提出されたかゝる証拠を産業委員会において申出ることができない正当な事由があることを裁判所が満足する程度に明示せられたときは、裁判所は命令をもつてかゝる追加証拠を産業委員会に提出せしめ、かつ裁判所が適当であると思料する様式と期限及び条件に基づき審判にあたり立証せしめることができる。産業委員会は右の如くしてとり上げられた追加証拠によりその認定を変更することができ、このように変更せられ又は新しく行われた認定が確定な証拠によつて支持せられるときは、確定的なものとして従前の命令を変更又は削除するため、もしあれば自己の勧告をも提出するものとする。

裁判所の判決及び命令は、合衆国法第二八章第一二四五条（U.S.C. Title 28, Sec. 1255）に定める裁判調書移送命令書又は認証に対する合衆国最高裁判所の審理に服することを条件として、最終的なものとする。

(B) 前項(A)による手続の開始は、裁判所の特別の命令なき限り、労働長官の命令の停止とされてはならない。命令が承認される限りその命令に基き労働者が受ける権利のある報酬が右の停止の施行ある間、労働者の現実に受領する報酬を超過する場合は、命令に対し異議を申し立てる者が右命令により影響を受ける労働者に対し、その不足分を支払う旨の保証契約を裁判所の満足する保証人に附して、裁判所に提出しない限りは、裁判所は命令の停止を許容してはならない。

（調査、監督、記録及び家内労働に關する規定）

第一条(A) 労働長官又はその指名した代理人は、本法の適用を受ける産業における賃金、時間ならび

にその他の労働条件及び労働慣行について調査をし、資料を蒐集することができる。かつ本法の規定に違反しているか否かを決定するために必要もしくは適當であると認め、又は本法の規定の施行を助けることのある、然るべき場所及び記録（その写しを作成すること）に立入つてこれを監督し、しかるべき労働者を訪問し、ならびにしかるべき事実、条件、慣行又は事項を調査することができる。第一二条及び本条(8)項に定めるものを除き、労働長官は本条に基いて必要な一切の調査及び監督のため労働省の部局を利用するものとする。

第一二条に定めるものを除き、労働長官は本法の違反を防止するため、第一七条に基き一切の措置をなさねばならない。

(8) 州労働法の施行に當る州機関の同意及び協力を得て、労働長官は本法による各自の職務及び任務を遂行するため、州機関及び地域機関並びにその雇員の服務を利用することができる。かつ他の法律の規定に拘らず、右の目的のために提供せられる州機関及び地域機関ならびに服務に対し、補償することができる。

(9) 使用者はすべて本法又は本法により発せられる命令の規定に従い、その使用する者の記録ならびに使用者の維持する賃金時間その他の労働条件及び労働慣行に関する記録を作成し、備付けならびにこれを保存し、かつ本法又は本法による規則若しくは命令の規定を施行するため必要若しくは適當である労働長官が定める規則又は命令による相當の期間、右の記録を保存し、又それに関する報告を提出するものとする。

(10) 労働長官は本法に定める最低賃金額の欺瞞又は脱法を防止し、最低賃金額を保護するために、必要又は適當の規則及び命令を制定して家内労働を規制し、制限し、或いは禁止する権限を有する。家内

労働に關し部長が発した現行の規則又は命令はすべて引続き効力を有する。

(年々看勞働規定)

第一二条(A) 生産者、製造業者又は取引業者は、合衆国内にある事業所にして、物品を送前三日以内に苛酷な年少者労働が行われた事業所において生産された物品を、商業の目的をもつて船積し又は船積のために引渡してはならない。但し、物品が本条の要求する処に従つて生産されたものである旨の書面による保証を信頼して、生産者、製造業者又は取引業者より善意に物品を受領した買受人、及び右の違反を注意されることなく代価を払つて物品を受領した買受人による、その物品の船積又は船積のための引渡しは、本項の禁止するものとは認むべきでない。

ついで、本条に禁止する条件のもとに物品の船積又は船積のための引渡しをなしたこのため、被告人に対し告発及び有罪の宣告があつた場合は、同一人が右の告発前になした物品の船積又は船積のための引渡しについて本人を重ねて告発することはできない。

(B) 勞働長官又はその受権を受けた代表者は、第一一条(A)項により年少者の使用について一切の調査及び監督をなし、かつ法務長官の指揮及び統制に服し、違法の行違又は横行を禁止するため、第一七条により、苛酷な年少者労働の存在を理由として一切の手続をなし、苛酷な年少者労働に關係ある本法の他のすべての規定を施行するものとする。

(C) 使用者は商業又は商品の生産につき、苛酷な年少者労働の如何なるものもこれを用いてはならない。

（例）

第一三條 (4)

第六條及び第七條の規定は、次の者には適用されない。

(1) 善意の買手、執行職員、管理者、

専任技術者又は地方小売人の資格、若しくは外務販売人の資格（これらの用語は労働長官による規則

の定義、限定するところによる）において使用せられる労働者。(2) 小売事業所又はサービス事業

所であつて、その物品又はサービスはサービスの年間売上高の五％以上がその事業所所在の州の中で行われ

る事業所に使用される労働者。小売又はサービス事業所とは、物品又はサービス（若しくは両方

の年間売上高の七五％が販売のためにされるものでなく特定産業の中の小売販売又はサービスとし

て認められる事業所をいうものとする。(3) 衣料及び繊維品の洗濯、クリーニング又は補修を業とする

事業所であつて、そのサービスの年間売上高の五％がその事業所所在の州の中で行われる事業所

に使用される労働者。但し、その事業所の販売の年間売上高の七五％が鉱業、製造業、運輸業、又は

通信業に従事していない顧客に対してなされるものに限る。(4) 本項(1)号による例外による小売事業所で

あつて、その販売する物品をその事業所が生産又は加工するものであるにも拘らず、特定産業内の小

売事業所であるとするものを使用される労働者。但し、生産又は加工した物品の年間売上高の

八五％以上がその所在する州の中心で行われる事業所に限る。(5) 魚類、貝類、甲殻類、海綿、海藻

又はその他の水産動植物の捕獲、採取、栽培又は耕作（仕事のための往復を含む）又はその産物の貯蔵

のための積荷、荷卸若しくは包装、又はその産物及びその副産物の繁殖、生産作業以外の加工、売買、

冷凍、燻風、貯蔵若しくは配給を含む）に使用せられる労働者。(6) 農業若しくは操作又は維持に使用さ

なく、かつ専ら農業上の目的に従い給水及び貯水のために用いられるものの操作又は維持に使用さ

れる労働者。(7) 第一四條に基き発せられる労働長官の規則又は命令により除外せられる範囲の労働者

の執行部、(4) の一部未滿であつて、その販売範囲の大部分が、その印刷発行せられる部又はその

郡に隣接の郡内にある週刊、半週刊又は日刊新聞の刊行に關係して使用せられる労働者。(9)本条に定める他の例外事項に含まれない市街電車、郊外電車、都中間連絡電車、又は地方トラリーバス若しくは乗合自動車運輸業の労働者。(10)生産地域へ労働長官の定めるところによる一において販売用農作物又は園芸産物の処理、荷造、貯蔵、繰繰り、圧縮、殺菌、乾燥、生又は自然のままの調理、又は缶詰の業又はチーズ、バター又はその他の酪農品の製造に従事する者。(11)所居電話七五〇台以下の公家電話交換局に使用される交換手。(12)タクシー営業を行う使用者に雇用される労働者(13)本項(2)号の規定により、オ六条及びオ七条の規定の適用を受ける小売及びサービス事業所内の労働者又はその事業所の所有者であつて、通信会社との代理契約又は請負契約に基き公衆のために電報を取扱う者が、代行による電報収入、月五ツロドルを超えない場合の労働者と所有者。(14)船員として使用される労働者。(15)立木の植附、栽培、監視、盗視、伐木の業又は之とその他の林産物の製材所、処理場、鉄道その他の輸送終点までの調達又は搬出の業に使用される労働者であつて、その使用者により植林又は製材の業に使用される労働者の数が一二人を超えない場合。

(8) オ七条の規定は次の者については適用されない。(1)一九三五年自動車運輸業法オ二〇四条の規定に基き、州際商業委員会が権限と業務の最高時間を設定する権能を有する労働者(2)州際商業法オ一編の規定を受ける使用者の労働者。(3)鉄道労働法オ二章の規定の適用ある航空輸送業者の労働者。

(4)魚類、貝類、その他の水産動物物もしくはその副産物の缶詰作業に使用される労働者。(5)生又は自然のままの家畜、卵、クリーム又は牛乳の外賣買付人として使用される者。

(C) 年少者労働に關するオ二条の規定は、農業に使用される者であつて、使用されている期間が居住している学校区の修学時間以外の時間に使用される労働者、及び映画または演劇の事業もしくはラジオ又はテレビジョンの事業の俳優又は出演者として使用される年少者には、適用されない。

(の) オ七条、オ七条及びオ一ニ条の規定は、新聞の購読者に対する配達に従事する労働者には適用されない。

、見習工、徒弟及び不具労働者)

第一四条 労働長官は労働の機会の減少を防止するために必要な限り、規則又は命令をもつて次のことを定めねばならない。(1)見習工、徒弟及び主として郵便物及び便文の配達に使用される労働者の雇用については、労働長官の規則に従つて発行せられる特別の証明書に基き、オ六条の最低賃金以下の賃金をもつてし、時間、員数、割合及び服務時間につき労働長官の定める制限に従ふこと。(2)その労働能力が、年令又は身体もしくは精神上の欠陥または傷害により毀損せられた者人については、労働長官の規則により発行される特別の証明に基き、オ六条による最低賃金以下の賃金をもつて、証明書に定むべき期間の限度内による。

(禁止行為)

第一五条 (A) 本法制定の日から滿一ニの日を経過した後には次の行為は違法とする。(1)オ六条もしくはオ七条に違反し、又はオ一四条により労働長官の発する規則もしくは命令に違反して、労働者を使用して生産した物品を商業において輸送し、輸送のため提供し、船積し、引渡し、若しくは販売し、又は商業において船積若しくは引渡しあるいは販売される事情をわづらひて船積し、引渡し、又は販売すること。但し、本法の規定は、商業上の輸送に従う一般運送業者であつて自己の生産によらぬ物品に關する正煙の業務の場合に対しては、その責任を向ふことはできない。また本法のいかなる規定も物品の輸送の義務を一般運送業者から免除せしむるものでない。かつ又物品が本法の要求する処に従つて生産されたものである旨の生産者の書面による保証を信頼し、善意に物品を受領した買受人及び右の要求に対する違反の忠告を受けず代価を払つて物品を受領した買受人がなす、物品の輸送、提供、

船積、引渡又は販賣は、違法と見なされない。

(2) オ六条もしくは、オ七条の規定またはオ一四条により労働長官の発する規則又は命令に違反すること。

(3) 労働者が何等かの不服を申立て又は本法により若しくは本法に關し訴を提起し、若しくは提起せしめ又はその訴に証言し、若しくは証言の準備をなし又は産業委員会の執行に關与し、若しくは關与の準備をなすという事の原因により、労働者を解雇し又はその他の方法によりこれを差別扱すること。

(4) オ一二条の規定のいずれかに違反すること。

(5) オ一條(C)項若しくはオ一條(D)項の規定により発せられ又は効力を維持せられる規則又は命令の規定に違反し又は同条若しくは同条に基く規則若しくは命令に従い陳述報告若しくは記録をその内容において虚偽であることを知つて陳述、報告若しくは記録を提出し、又は保存すること。

(6) 項(1)号のために、労働の場所から物品が移送される九〇日前に、商業の目的の下に船積又は販売される物品が生産せられる労働の場所において労働者が使用せられたことを示す証拠は、右の労働者がその物品の生産に従事したことをもつて明確な証拠とする。

(罰則)

第一六条 (A) 故意にオ一條の規定に違反する者は判決により一〇、〇〇〇円以下の罰金若しくは六カ月以下の禁錮に処し、又は右の刑を併科する。以前の犯罪に対し本項により有罪判決を受けた後に罰を犯した場合の外は、何人も本項により禁錮に処せられない。

(B) 本法オ六条若しくはオ七条の規定に違反する使用者は關係労働者に対し、それそれの事情に依じて、未払の最低賃金又は未払の超過時間不償うるに賠償した損害と同額の附加金額につき、義務

を有するものとする。右の義務の賠償に対する訴訟は、一人若しくは一人以上の労働者により、その管轄裁判所において自分一人若しくは数人及び同一の事情にある他の労働者は、同一の事情にある一切の労働者のために訴訟を保持するため、代理人若しくは代表者を指名することができる。右の訴訟に当り、裁判所は原告人に対して判決を下す外、被告人が適正な弁護士費用及び訴訟費用を支払ふことを許可する。

(C) 労働長官は本法第六条及び第七条による労働者に対する未払の最低賃金又は未払の時間外報酬の支払を監視する権限を有する。労働者が右の支払を受領することに同意した場合、その労働者は右の未払最低賃金若しくは未払時間外報酬ならびに弁償を受け損害額と同額の附加金につき、本条(B)項に基いて行使し得る権利を、その完全な支払により拋棄したものである。労働者が本法第六条及び第七条に基く未払の最低賃金又は未払の時間外報酬に対する要求書を労働長官に提出したときは、労働長官は管轄裁判所に対し債権取立の訴を提起することがでさる。但し、法律の適用に關する争であつて未だ裁判所によつて終局的に解決されていないものを含む事業については、労働長官は右の訴権を行使することを得ず、又労働長官が開始又は提起した訴訟又は手続が、未だ終局的には解決されていない法律の適用に關する手を含んでゐる場合には、その事業に対しては、如何なる裁判所も管轄権を有しない。労働者が労働長官の提訴に同意したときは、その訴訟が労働長官の申立によつて権利を阻害することなく、却下された場合を除き、労働者は未払最低賃金又は未払の時間外報酬ならびに弁償をうけに損害額と同額の附加金につき、本条(B)項に基いて行為し得る訴権を拋棄したものとする。本項に基き労働者のために労働長官によつて回復された金額は、特別預金勘定に入れられ、労働長官の命令によつて、被害労働者に直接支払われるものとする。三ヶ年以内に右によることが不可能であるため、労働者に支払わなかつた金額は、雑収入として合衆国の國庫

に属するものとする。一九四七年の拘束労働時間法 (Rostel - to - Portale - Act) の六条(4)項に規定する二十年の制限法令に鑑み、本項に基く労働長官の訴訟開始時期を決定するに當つては、請求者が何人である事件については、本人が請求原告として特に指名せられる場合、その申立が受理せられた日、右の指名がない場合は、本人が原告としてその訴訟に参加する日に開始せられるものと見なされる。

(差止命令手続)

第一七条 アラスカ地方の地方裁判所、運河地方の合衆国地方裁判所及びヴァージニ諸島の地方裁判所を含んだ各地方裁判所は、本法に掲げる事由により、第一五条の違反行為を差止める権限を有するものとする。ただし、如何なる裁判所も、労働長官が右の違反行為を禁止するために提起する訴訟に於いては、その訴訟において未払最低賃金又は未払時間外報酬ならびに弁償をうける損害額と同額の附加金を労働者に支払うべき旨の命令を発する権限を有しない。

(他の法律に対する関係)

第一八条 本法又は本法に基いて発する命令の規定は、本法により定める最低賃金より高い最低賃金、及び本法により定める週最長労働時間より短い週最長労働時間を設定する、連邦法若しくは州法若しくは市命令に従わないことを許容してはならない。又、年少者雇用に関する本法のいかなる規定も、本法により設定された水準より高い水準を設定する連邦法、州法もしくは市命令に従わないことを許容してはならない。本法の規定は、本法により適用される最低賃金を超過する賃金を使用者が支給している際、使用者においてこれを減額することを正当化するものではない。又、使用者が本法により適用される最長労働時間より短い労働時間を維持するときは、使用者においてこれを延長することを許容してはならない。

（規定の可分性）

第一九条 本法の規定の一部、又はある人若しくはある事情に対する本法の規定の適用が、無効のとき
といえども、右以外の規定及び右以外の人又事情に対しては、本法の規定を適用することは何らの支
障をもつものでない。

カリフォルニア州

労働法典(抄)

第十部 工業的室内労働

(一九三九年法律第八〇九号により追加)

(定義)

第二六五〇条 本部において

(a) 「製造」とは製作、改造、修理又は全部若しくは一部の仕上げをなすことをいう

(b) 「雇主」とは、直接若しくは間接に又は被用者、代理人、独立の請負人その他の者を通じて、自己又は家施の個人的使用以外の目的に供するため、原料又は物品を他人に引渡し、これを家庭に於て製造せしめた後回収するすべての者という

(c) 「家庭」とは、部屋、家、アパートその他広さの如何を問はず、その全部又は一部が住居として用いられる構内をいう

(d) 「工業的室内労働」(*industrial homework*)とは雇主のためにする原料又は物品の家庭における製造をいう

(e) 「局」とは産業局(局 *Division of Industrial Welfare*)をいう

(f) 「工業的室内労働」とは、「工業的室内労働」を行ふすべての者をいう

(一九三九年法律第八〇九号により追加)

(不法製造)

第二六五一條 左に掲げる原料若しくは物品の工業的室内労働による製造、又はかかる製造のためにするかかる原料若しくは物品の引渡し、不正であつて、本部の規定にもとづき交付された許可又は免許

が、かかる製造又はかかる製造のためにする原料若しくは物品の引渡を、三当化するものと解釈してはならない。

飲食品 飲食に關係ある用金に用いられる物品、一の以下の児童用の衣料に供する物品、玩具及び人形、煙草、藥品及び毒藥、繻帶その他の衛生用品、燐発物、花火その他の類似の物品、並びに工業的・家内労働による製造が当該産業の工業的・家内労働者の健康ないしは福祉に有害であり若しくは現在の労働基準の維持、法の定める労働基準の施行ないし当該産業の工場労働者に対する規則の施行を不当に困難ならしめるものと局の決定した物品

(一九三九年法律第八〇九号により追加)

(調査)

第二六五二条 局は工業的・家内労働者の使用されるすべての産業につき、工業的・家内労働者の賃金及び労働条件がこれらの者の健康及び福祉に有害でないかどうか、又は現在の労働基準の維持又は法の定める労働基準ないし当該産業の工場労働者に対する規制の施行を不当に困難ならしめるものでないかどうかを決定するたりに、調査をする権限を有する。

(一九三九年法律第八〇九号により追加)

(諸権限)

第二六五三条 本部の規定を契機めらしめるため、局は行政法典 (Administrative Code) の三五三条により各省の長に与えられる諸権限を有する。

(一九三九年法律第八〇九号により追加)

(停止命令)

第二六五四条 調査によつて又は調査によらずして入手した事実にもとづき、ある産業における工業的

家内労働が当該産業の工業的・家内労働者の健康及び福祉を害し、又は現在の労働基準の維持、法の定める労働基準若しくは当該産業の工場労働者に対する規制の施行を不当に困難ならしめることなしに、継続され得ないことは知つたときは、局は命令により、かかる工業的・家内労働の違法を宣言し、本法第二六五七条により命令中に別叙の規定をなし得る場合は除き、当該産業のすべての雇主に對し工業的労働に用いる原料又は物品の当州内における供給の停止を命令しなければならぬ。右の命令が発せられた後においては、本部の規定により交付された免許は、命令の禁止する工業的・家内労働に用いる原料又は物品の供給を正当化するものと解釈してはならない。

(一九三九年法律第八〇九号により追加)

(審問、公告)

第二六五五条、前条の命令を発するに當つては、局は、予め、公聴会又は審問において、すべての雇主若しくはその代表、工業的・家内労働者若しくはその代表、並びに審問の主題に利害關係あるその他の者に対し、審問をうける機会を与えなければならない。審問開催に當つては、少くともその三日前に、局の決定する方法により審問の公示がなされなければならない。審問は命令によつて影響をうける雇主及工業的・家内労働者にとつて極めて便利又は局が極めて便利と認める場所で行わなければならない。

(一九三九年法律第八〇九号により追加)

(命令の具備すべき事項)

第二六五六条、局は命令の施行期日をその公布後九〇日の日に定めなければならない。命令には施行期日後禁止される製造の種類を提示し、本部の目的及び趣旨の遂行のため局が必要と認める事項及び条件を具備しなければならない。

(一九三九年法律第八〇九号により追加)

(限定配布)

第二六五七条 禁止命令が當年その他の理由により工場労働に順応することのできない工業的屋内労働者に対し不当な困難を及ぼすものと局が認めたときは、本部の目的に抵触しない範圍で局の規定する条件のもとに、施行期日又はそれ以前に、山崎年又は肉体的、精神的の無能力若しくは傷害のため工場労働に順応し得ない、又は凶傷害の治癒のため家庭内での就労を必要とするため家庭を離れることのできない、工業的屋内労働者として、その工業的屋内労働者に対する限定配布 (limited dis-tribution) を許可することができる。

(一九三九年法律才ハロ九号により追加)

(雇主免許)

第二六五八条 雇主は、雇主、又は雇主が当州の住民でないときはその代理人が、局から有効な雇主免許を受けない限り、工業的屋内労働による製造に供する原料又は物品を当州のいかなる者に対しても引渡してはならない。右の免許は局に五ドルの手数料を支払うことによつて交付され、その後取消されない限り交付のあつた年の残存期間中有効とする。免許の申請は、局の規則によつて規定する様式に従つて、これをしなければならぬ。局は雇主が本部の規定に違反し又は免許に關する規定を遵守しなかつたことを知つたときは、雇主免許を取消することができぬ。

(一九三九年法律才ハロ九号により追加)

第二六五九条 雇主は、本部の規定により交付される有効な雇主免許又は工業的屋内労働者証を有しない者に対し、工業的屋内労働による製造に供される原料又は物品の引渡となし又はなせしめてはならない。

(一九三九年法律才ハロ九号により追加)

工業的象内勞働者証

第二六六〇条 何人も、局の交付する有効な工業的家内労働者証を有しない限り、当州に於て工業的家の内労働に従事してはならない。右の証明書は無料に交付され、その後取消されない限り交付された年の残存期間中有効とする。証明書の申請は局が規則によつて規定する様式に従つて、これをしなければならない。証明書は申請人自身がその自宅において行ふは事についての有効力を有する。

(一九三九年法律第八〇九号により追加)

(資格)

第二六六一条 工業的家族内併存者証は、學校法典 (School Code) 才一編才一部の適用ある場合を
 除く一六才以下の者 伝染病に罹つてゐる者、又は不潔、不衛生かつ伝染病の發生した家庭に住す
 者に対してこれを交付してはならない。

(一九三九年法律第八〇九号により追加)

（停止又は取消）

第二六六ニ系 局は、工業的家内労働者が工業的
家内労働者証交付の条件若しくは本部の規定に違反し
て、工業的家内労働者を行つてゐることを知り、又は
有効な工業的家内労働者証を有しない者が自己の工業
的
家内労働者を援助することを容認してゐることを知つたときは、工業的
家内労働者証を一時取り上げ又は取消すことができる。

(一九三九年法律第八〇九号により追加)

(レットル)

第二六六三条 雇主は、工業的・家内労働により製造に供される各原料若しくは物品に、又はこれが不可能の場合はこれらの物の引渡し又は保管に用いる包装その他の容器に、雇主の氏名及び住所を英語

どかつ読み易い書体で印刷し又は記入したレツテルその他の標章を貼布しない限り、これらの物の引渡しをなし又はなさしめてはならない。

（一九三九年法律第九号により追加）

（原料の押収及び破棄）

第二六六条 局は、本部の規定に違反して家庭において製造中の物品又は原料を押収し、雇主の請求あるまでこれを留置することができる。局は、本部の規定に従い右の物品又は原料に貼布された住所氏名を有する者に対し、押収を書留便を以て通知しなければならぬ。通知後三ヶ月以内に、押収された物品又は原料の引渡し請求がないときは、これを破棄その他の処分に付することができる。

（一九三九年法律第九号により追加）

（記録）

第二六六条 雇主免許を有する者は、局が規則によつて定める様式に従ひかつその定める期間毎に、自己の供給し若しくは配布する原料若しくは物品の製造に従事する工業的家内労働者全部、かかる者の作業所、かかる者の製造した物品若しくは原料、各工業的家内労働者の受取る手取現金賃金、工業的家内労働によつて製造さるべき原料若しくは物品の供給をうけた代理人若しくは請負人並びに自己に対し工業的家内労働によつて製造さるべき原料若しくは物品を供給した者に關する記録を保管しない限り、工業的家内労働による製造に供する又はかかる製造の結果たる物品又は原料を引渡し、引渡しをなさしめ、又は受領させてはならない。

（遵守の強行）

第二六六条 局は、本法（部）の規定の遵守を強行することができ、局及び労働使兩府省の権限ある代表は本部の遵守の強行に必要なすべての検査及び調査をなすべき権限を有し、かつ、検査及び

調査となすべき命令をうける。本部の規定の実施に必要な規則は、局がこれを制定する。これらの規則の違反は、本部の規定の違反と解釈しなければならない。

(一九三九年法律ヲハロ九号により追加)

(罰則)

第二六六条 本部に規定する各罰則の他、本部の要求する有効な雇主免許を有しないで工業的・家内労働による製造に供される原料若しくは物品を他人に引渡し若しくは引渡せしめた雇主、局若しくは権限ある代表が本部の規定の違反の強行に關してなす賃金台帳その他の記録を検査し若しくはその写をとることを拒否した雇主、本部の規定の賦与する権限にもとづき行動する局の要求する事項につき虚偽の陳述をなした雇主、又は本部若しくは免許書の規定に違反した雇主は、これを輕罪として処罰する。

(一九三九年法律ヲハロ九号により追加)

(手数料の処分)

第二六六条 本部の規定にもとづき受領される許可又は免許の手数料は、すべて州庫に納入される。

(一九三九年法律ヲハロ九号により追加)

ニューゼaland

最低賃金法

On Act to make provision for a minimum wage to be payable to adult workers.

(一九四五年一月七日制定)
(一九五二年九月十九日改正)

第一条 略称及び始期 本法はこれを「一九四五年最低賃金法」といい、一九四六年四月一日から施行する
第二条 成年労働者の最低賃金 (一) 法令、裁定、産業協定又は労働契約に反対の定めがある場合においてても、本法の適用を受けるニート以上のすべての労働者は、自己の労働に対して使用者から、本条に定めるそれぞれの最低賃金率を下らない賃金を受ける権利を有する

(二) 本条の適用上、最低賃金率は、総督が政令 (Order in Council) により随時定めるような率とする

(三) 最低賃金率を定めるに当たつては、適用し得る仲裁裁判所の標準賃金宣言 (standard wage memorandum) 又は一般命令 (general order) を尊重すべきものとする

(四) 労働者が使用者から食事又は宿舍の提供を受ける場合には、右について使用者の控除する金額は、それぞれの最低賃金率をもつて算定した労働者の賃金から差引くこととなる額が、法律、裁定又は労働者の雇用に関する契約で定められる食事又は宿舍の貨幣価値を超えるようであつてはならないし、また右のような定めのないときは、一九三八年社会保障法第四部の適用上評価される貨幣価値を超えるようであつてはならないし、またかかる評価のないときは、食事については、一週につき一五シリング、宿

舎については一週につき五シリングを越えるようであつてはならない

四 労働者による喪失労働時間に関するいかなる控除も、本条にもとづいて支払われる賃金から行つてはならない。ただし、労働者の怠慢又は疾病若しくは傷害による労働時間の喪失の場合はこの限りでない。

六 本法の適用を受ける成年労働者が本条にもとづいて定められる最低賃金率をもつて賃金を得る能力がないことを裁定監督官 (*Inspector of Courts*) においてみとめる場合には、裁定監督官は右の者に対し随時許可証を発行し、右の許可証に明示された低い賃金率による賃金を受けさせることができる。ただし、本項の規定は、労働者をして本項にもとづき定められる賃金を下廻る賃金を受けしめる許可証の発行に關する他の法律、裁定、命令又は契約の規定を損うものとみとめられないものとする。

七 前項にもとづいて労働者に発行された許可証は、許可証に明示された期間有効である。許可証の有効期間中、許可証に明示された賃金率は、右の労働者については、本条にもとづいて規定される最低賃金率とみなされる。

八 本法の適用を受ける労働者 本法は二一才以上の男女で賃金又は報酬のために労働をなすため使用者に雇用されるすべての者本法において労働者というに適用する。ただし次に掲げる者を除く。

四 一九二三年徒弟法 (*the Apprentices Act, 1923*) による徒弟又は一九〇八年親方徒弟法 (*the Master and Apprentice Act, 1908*) にもとづき作成される徒弟契約書により拘束される徒弟。

五 本法にもとづく規則により定められる種類に属する者であつて労働契約で雇用され、この契約に關係がある職業の有資格者となる目的をもつて訓練、指導又は試験を受けることを必要とするもの。

廿四条 貨金不払に對する罰則 使用者が本法にもとづいて支払うべき貨金の金額を払を怠つた場合には、使用者は即決裁判をもつて二〇ポンド以下の罰金及び不履行期間中一日につき五シリング以下の追加罰金に処せられる。

廿五条 規則 総督は、政令をもつて本法の規定に充分な効力を与えがつての適當な運営を図るために必要又は適當とみとめる規則を隨時定めることができる。

廿六条 女王の拘束 本法は女王 (*the Queen*) を拘束する。

(昭 34 8. 13
婦 人 少 年 局)

A	B
就業援助対策	保安対策

- (1) 単独法で家内労働を規制しているもの
- (2) 一般労働法典中に家内労働を規制しているもの
- (3) 最低賃金に關する法律が家内労働にも適用されているもの



